

令和 3 年度

岐阜市包括外部監査報告書

岐阜市包括外部監査人

弁護士 竹 中 雅 史

目 次

第1部	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	監査の対象年度	1
3	包括外部監査人及び補助者	1
4	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
5	選定した理由及び監査対象	1
6	利害関係	2
7	監査の期間	2
8	監査の手続	2
第2部	前提	7
第1	岐阜市の土地の状況	7
1	岐阜市の土地の概要	7
2	岐阜市の土地に関する収支	11
第2	岐阜市の取組み	19
第3	監査の視点	19
第3部	監査の結果	21
第1	台帳・ルールによる管理	21
1	台帳の整備	21
2	管理運営のルール	28
第2	現地の管理	33
1	雑草の繁茂	33
2	ゴミ等の放置	36
3	設備の管理	38
4	違法利用の放置	44
5	境界不明	48
6	占用許可条件の未履行	51
第3	都市公園における公園施設設置許可・公園施設管理許可・占用許可	52
1	前提	52
2	許可している対象者が問題となるケース	53
3	許可の内容が問題となるケース	54
第4	公園施設・工作物等の設置・放置	59
1	公園施設の設置・管理	59
2	花壇・鉢植えの設置	60

3	物置・コンテナの設置	64
4	器具・備品の設置	69
5	物品の放置	73
6	石碑の設置	77
第5	都市公園及び広場における行為許可	78
1	概要.....	78
2	広場における行為許可	79
3	都市公園における行為許可	79
第6	利用・使用	84
1	特定の利用	84
2	市の所有物件の使用	88
3	車両の無断駐車	90
4	恒常的な通行使用	91
5	不明者による使用	93
第7	指定管理者制度による管理及び運営	94
1	指定管理者の間接経費	95
2	再委託	99
3	管理のあり方	101
4	運用に関するルールの実施及び公表	103
5	境川緑道公園のあり方	104
6	ながら川ふれあいの森のあり方	106
第8	未利用・低利用の施設	107
1	施設としての実態がない	107
2	低利用の施設	113
3	占用許可を受ける範囲	117
第9	自転車駐車場について	119
第10	スポーツ施設のあり方	120
1	概要.....	120
2	設置根拠と所管課	120
3	利用実績の把握	123
4	使用方法	124
5	今後の取組み	130
第11	広場のあり方	132
第12	子ども遊び場のあり方	135
第13	公園のあり方	138

1	有効利用	138
2	今後の取組み	141
第 14	未利用地について	146
1	未利用地の発生	146
2	代替地について	150
3	未利用地の処分	152
4	未利用地の活用	154
5	普通財産（未利用地）全体について	154

第 1 部 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 監査の対象年度

原則として、令和 2 年度。但し、必要に応じて他年度。

3 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	横井 健（弁護士）
同補助者	磯谷 太一（弁護士）
同補助者	後藤 聡（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）
同補助者	小林 和実（税理士）

4 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「岐阜市の土地」

5 選定した理由及び監査対象

地方財政法第 8 条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第 19 条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。岐阜市公有財産規則第 31 条では、普通財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、経済的な見地から効率的かつ適正にこれを運用しなければならないとされている。

公有財産の管理のうち、管理のための事務が多く、圧倒的に費用が大きいのが、不動産である。都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、少子高齢化や地域的な人口の偏在も加速している。地方都市では、モータリゼーションの進展等を背景に低

密度の市街地の拡大が進んできたが、今後の人口減少局面においては、更なる人口密度の低下が進行し、低未利用地の散在、増加が大きく進むことが予想される。このような社会状況の下、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が進み、維持管理・更新の「山」が到来する時代を迎えており、厳しい財政制約の中での社会資本の効率的な整備、管理が課題となっている。

不動産は土地と建物に分けられるが、両方をテーマとすると範囲が広すぎて充実した監査ができないと考え、いずれかに絞ることにした。過去の岐阜市の包括外部監査では、平成 15 年度と平成 24 年度に公有財産がテーマとされているが、いずれも建物が中心であった。建物の敷地を除くと、土地のうち大部分を占めるのが公園である。公園は、都市公園法の改正経緯でも明らかなように、時代の変化に対応した再整備、管理運営が求められている社会資本の最たるものである。

以上から、本監査のテーマを「岐阜市の土地」とした。なお、土地のうち、建物の敷地、道路、河川は本監査の対象から除くこととした。建物の敷地は、建物と一体として管理するものであること、監査対象をある程度の範囲に絞ることが理由である。

6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

7 監査の期間

令和 3 年 6 月 1 日～令和 4 年 2 月 9 日

8 監査の手続

事前ヒアリング

概要を把握するため、次のとおり所管課のヒアリングを行った。

6 / 11	管財課、行財政改革課
7 / 2	公園整備課、市民スポーツ課、子ども支援課、土木管理課

現地往査

管理状況を把握するため、次のとおり、合計 209 箇所の現地往査及び現地ヒアリングを行った。

7 / 27	都市公園	岐阜ファミリーパーク (野球場・テニスコート・サッカー場・ラグビー場)	溝口公園 (野球場・ソフトボール場・テニスコート)	
	屋外体育施設	則松球場	諏訪山運動場	
	農林関係施設	ながら川ふれあいの森		
	その他施設	フィールドかけぼら		
7 / 28	都市公園	島中央公園 (テニスコート)	旦島公園 (ソフトボール場)	伊自良川緑地 (サッカー場・運動場)
		北西部運動公園 (運動場)	鳥羽川緑地 (テニスコート)	岐阜市畜産センター公園
		岐阜公園		
	屋外体育施設	島西運動場		
	その他施設	板屋テニスコート		
8 / 4	都市公園	早田西公園 (テニスコート)	福光中央公園 (野球場)	長良川公園 (テニスコート)
		本荘公園 (プール)	八ツ草公園 (野球場)	加納公園 (テニスコート・運動場)
		清水緑地 (テニスコート)	木ノ下公園 (テニスコート)	野一色公園 (テニスコート)
		梅林公園	金公園	
	屋外体育施設	岐陽運動場		
8 / 5	都市公園	長良公園	境川緑道公園 (テニスコート)	日置江公園 (野球場)
		日置江北公園 (野球場・ソフトボール場)	江崎運動場 (野球場・ソフトボール場)	江崎公園
	広場	忠節橋下流広場 (テニスコート)		
	屋外体育施設	厚八運動場	柳津運動場	坂巻運動場
		高桑運動場		

8 / 24	都市公園	祈年町公園	川原公園	岩戸公園
		香蘭グリーンパーク	鍵屋西公園	
	広場	北一色広場	上加納山広場	今泉広場
	子ども遊び場	手力町 29-3	手力町 12-62	水海道 4-2-6
		水海道 4-11-7	北一色 6-18-34	
	自転車駐車場	細畑駅自転車駐車場	切通駅自転車駐車場	長森駅自転車駐車場
		高田橋駅自転車駐車場	手力駅自転車駐車場	野一色自転車駐車場
		金町自転車駐車場		
9 / 10	都市公園	南塚公園	次木公園	下奈良公園
		忠節緑地	鏡島運動場 (サッカー場)	
	広場	その他修景施設	南塚広場	南塚コミュニティ花壇
		境川広場	玉取広場	日置江広場
		下江崎広場		
	子ども遊び場	加納栄町通 6-5-1	茜部新所 1-234	茜部神清寺 2-55
		柳津町上佐波 2-68	東鶉 7-21	東鶉 7-69
		中鶉 5-21	中鶉 5-128-1	日置江中島
		今嶺 4-11-1	江崎南 24-10	
	自転車駐車場	茜部菱野自転車駐車場	柳津自転車駐車場	市橋自転車駐車場
		西岐阜駅南 2 自転車駐車場	西岐阜駅北 2 自転車駐車場	
9 / 17	都市公園	日野堂後公園 (サッカー場)	清眺台公園	日野中央公園
		中屋運動場 (野球場)	岩利広場	岩利公園
	広場	北山広場	藍川広場	岩利 2 丁目広場
		安食南広場	三田洞大坪広場	三田洞広場
	子ども遊び場	日野東 4-1241-1	日野東 8-2-20	日野東 8-9-7
		日野東 8-19-13	加野 6-35-3	春近古市場北 183
		三輪字大竹野 962-5	安食 2-4	岩崎字奥山田 404-1
	自転車駐車場	日野自転車駐車場	下芥見駅自転車駐車場	

9 / 21	都市公園	黒野城跡公園	大正公園	伊島緑地
		城田寺緑地	正木南公園	正木古川公園
		正木中公園	ポケットパーク鶉がかり	ポケットパーク名水
		川原町広場	粕森公園	京町公園
	広場	西木田広場	中西郷4丁目広場	黒野みどり広場
		交人広場	則武運動場広場	中大桑広場
	子ども遊び場	鷺山字向井 2396	尻毛 1-200	下尻毛字西屋敷 243-1
		木田字後田 499-1	木田字中屋敷 620	木田 1-112-1
		中西郷 4-9	中西郷 4-39	中西郷 2-185-7
		中西郷 2-57-2	下鶉飼稲置 1711-10	下鶉飼稲置 1715-16
	自転車駐車場	正木自転車駐車場	八代自転車駐車場	長良自転車駐車場
9 / 30	普通財産 (未利用地)	東明見町 2-4	西川手 4-62	島田西町 1-9
		本荘字三ツ俣前 1484-6	香蘭 2-104 等	加納天神町 5-14-3
		上加納山 4708-21	上加納山 4712-174	上加納山 4715-43
		上加納山 4715-54 等	上加納山 4716-63	永楽町 1-10-1
		琴塚 4-1319-106 等	元浜町 35-6 等	
	自転車駐車場	岐阜駅西自転車駐車場	岐阜駅東自転車駐車場	名鉄岐阜駅南1自転車駐車場
		清住町自転車駐車場	名鉄岐阜駅東自転車駐車場	長住町自転車駐車場
10 / 4	普通財産 (未利用地)	茜部本郷 3-158-3	茜部菱野 3-47-2	茜部菱野 3-54-1
		柳津町本郷 3-18	柳津町本郷 5-25-1 等	柳津町梅松 2-109-4
		柳津町南塚 4-83	柳津町北塚 2-28-1 等	柳津町大字佐波字堤外 6381-1 等
		柳津町上佐波 1-476 等	柳津町上佐波 2-432	柳津町下佐波 5-300
		柳津町下佐波 6-60	柳津町高桑堤外 2-47	大字高河原字村添 151-1 等
		日置江字中島 2574	日置江字中島 2831-5 等	柳津町上佐波西 5-113
		松原町 20-10		

10/6	都市公園	島大橋河川公園（ラグビー場）		
	普通財産 （未利用地）	松山町 4-1	長良字鶴飼屋 3600	雄総桜町 4-8-1
		長良字六本松 3091-2 等	椿洞字蔭平 452-72 等	鷺山字中沫 1401-2
		黒野南 4-91	西改田字川向 3	河渡 4-101-1 等
		萱場南 3-4-19	北島 8-3-18	
10/8	普通財産 （未利用地）	大字岩崎字鶴山 1385-2	三田洞東 3-15-1	三田洞東 3-586
		三田洞東 2-10-2	福富字出口 692-4	森東 128 等
		森東 133	加野 1-53-1	芥見大退 2-530
		大洞緑山 1-3379-93	北山 3-2589-25	北山 1-11-10
		静が丘町 114	岩田坂 4-17-1	日野東 1-1747-1 等
		日野南 6-9-3 等		

書類監査・ヒアリング

現地往査及び現地ヒアリングを踏まえ、適宜、書類監査やヒアリングを行った。

監査報告書の作成

監査の結果として、【指摘】又は【意見】を記載した。

【指摘】とは、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考ええるものである。

【意見】とは、直ちに是正措置が必要であるとまでは考えないが、是正を検討することが自治体の組織及び運営の合理化に資すると考えるものである。

【事実関係】及び【規範】は、【指摘】又は【意見】の前提又は根拠となるものである。

第2部 前提

第1 岐阜市の土地の状況

1 岐阜市の土地の概要

(1) はじめに

市が管理する土地には、市が所有する土地とそうでない土地がある。

市が所有する土地は、公有財産といわれる（地方自治法第238条第1項）。

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される（地方自治法第238条第3項）。

行政財産	公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産	
	公用に供する財産 (公用財産)	市がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする財産
	公共用に供する財産 (公共用財産)	住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする財産
普通財産	それ以外の財産	

(2) 市が所有する土地

令和3年4月1日時点における、市が所有する土地の使用区分及び面積は、次のとおりである（小数点以下省略）。面積でみると、公共用財産が圧倒的に多い。

区分			面積
行政財産	公共用財産	本庁舎	25,217 m ²
		南庁舎	3,104 m ²
		その他庁舎	2,116 m ²
		西別館	375 m ²
		明德庁舎	287 m ²
		八ッ寺別館	1,454 m ²
		事務所等	13,810 m ²
		西部事務所	539 m ²

	東部事務所	926 m ²	
	日光事務所	3,002 m ²	
	長森北連絡所	170 m ²	
	柳津地域事務所	9,173 m ²	
	消防（水防）施設		44,886 m ²
	その他の施設		7,075 m ²
	畜犬管理センター	291 m ²	
	長良川温泉源地	93 m ²	
	南保健センター	2,466 m ²	
	北保健センター	4,225 m ²	
	計		96,208 m ²
公 共 用 財 産	学校		1,483,596 m ²
	公営住宅		304,463 m ²
	公園		2,085,958 m ²
	公園・緑地	2,064,289 m ²	
	広場	21,669 m ²	
	その他の施設		1,719,537 m ²
	子ども遊び場	15,449 m ²	
	保育所	41,087 m ²	
	児童館・子ども館	10,215 m ²	
	体育館・運動場	212,483 m ²	
	団地	100,842 m ²	
	公民館	30,973 m ²	
	墓地・斎苑	445,243 m ²	
	廃棄物最終処分場等（環境部所管）		599,789 m ²
	ため池	49,699 m ²	
	その他	213,757 m ²	
	計		5,593,554 m ²
小計		5,689,762 m ²	

普通財産	宅地	266,087 m ²
	田	122 m ²
	畑	5,164 m ²
	山林	208,485 m ²
	原野	9,175 m ²
	雑地	76,746 m ²
	小計	565,779 m ²

行政財産と普通財産の合計		6,255,541 m ²
--------------	--	--------------------------

(3) 市が所有していないが管理している土地

市は全体的な把握をしていなかった。

(4) 公園・緑地

市が設置している公園・緑地は、全て都市公園である。

都市公園とは、次の2つの公園又は緑地をいう（都市公園法第2条第1項）。

①都市計画施設である公園又は緑地

②都市計画区域内において設置する公園又は緑地

①の都市計画施設とは、都市計画において定められた都市施設をいう（都市計画法第4条第6項）。市は、これに該当する公園181箇所、緑地6箇所を設置している。

②の公園又は緑地は、都市計画において定められていない公園又は緑地である。市は、これに該当する公園192箇所を設置している。

公園は、都市施設として都市計画に定めることができる施設であり（都市計画法第11条第1項第2号）、都市施設である公園は、「主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地」と定義される（国土交通省の都市計画運用指針）。

緑地も、都市施設として都市計画に定めることができる施設であり（都市計画法第11条第1項第2号）、都市施設である緑地は、「主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地」と定義される（国土交通省の都市計画運用指針）。

また、都市公園には、運動施設等の公園施設も含まれる（都市公園法第2条第2項）。市の設置する都市公園には、野球場、サッカー場、テニスコート等の運動施設が設置されているものがある。

市は、都市公園の設置・管理・運営に関し、「岐阜市都市公園条例」、「岐阜市都市公園条例施行規則」を設けている。

（５）広場

市は、広場 64 箇所を設置している。公園整備課が所管している。

都市計画法では、都市施設として広場を都市計画に定めることができるとされており（都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号）、都市施設である広場は、「主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地」と定義される（国土交通省の都市計画運用指針）。

しかし、市が設置する広場には、都市計画に定めた広場は一つもない。

都市施設ではない広場は、公園・緑地と異なり、設置・管理・運営に関して定めた法律がない（いわゆる公物管理法がない）。

市は、広場に関する条例も、規則、要綱等を一切設けておらず、何をもって広場とするのかを定めたものもない。

広場は無償で供されている民有地は固定資産税が免除されている。

（６）子ども遊び場

市は、子ども遊び場 214 箇所を設置している。子ども支援課が所管している。

子ども遊び場は、法律の根拠はない。市によれば、市が所有する土地又は市が無償で借り受けた土地に、市が遊具を設置し、地域団体に管理を委ねている施設のことを指しているとのことである。

市は、平成 28 年 6 月に「岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱」を設けたが、それ以前は子ども遊び場に関する要綱等を設けていなかった。

子ども遊び場に供されている民有地の固定資産税は免除されている。

（７）屋外体育施設

屋外体育施設は、市が「岐阜市屋外体育施設条例」を根拠にして設置している施設である。市民スポーツ課が所管している。

屋外体育施設の定義はない。同条例に定められた 8 箇所の施設が屋外体育施設とされている。

（８）自転車駐車場

市は、有料の自転車駐車場 10 箇所、無料の自転車駐車場 17 箇所を設置している。土木管理課が所管している。

市は、自転車駐車場に関する法規として、「岐阜市自転車等駐車場条例」、「岐阜市自転車等駐車場条例施行規則」を設けている。

（９）未利用地

市では、管財課が各課に対し、年１回、市が定義するところの未利用地の保有状況の報告を求めており、その報告書一覧表によると、令和２年４月１日現在で４６件の未利用地があるとされている。

２ 岐阜市の土地に関する収支

令和２年度の収支は以下のとおりである。

なお、内訳については、区分が明確なもののみを記載した。

(1) 都市公園及び広場にかかる収支（公園整備課）

全体

【収入】				収入項目	収入額 (円)	内訳 (円)	内容
				遊戯施設利用料	41,678,700		岐阜ファミリリーパーク
				駐車場利用料等	35,332,870	20,917,870	岐阜公園堤外駐車場
						4,697,330	岐阜公園大宮町駐車場
						4,399,210	岐阜公園第2駐車場
						63,780	岐阜公園来園者休憩所
						5,254,680	売店等施設
				その他収入	3,702,225		電柱敷地使用权、写真撮影、露店等
				施設利用料	25,284,785	5,311,480	岐阜ファミリリーパークテニスコート (3,544件)
						4,575,005	早田テニスコート (3,727件)
						3,481,735	野一色テニスコート (3,178件)
						3,149,280	木ノ下テニスコート (3,189件)
						3,127,685	境川緑道公園テニスコート (2,771件)
						1,702,360	加納公園テニスコート (1,520件)
						843,100	北西部運動公園グラウンド (158件)
						810,880	岐阜市民球場 (277件)
						772,200	ファミリリーパーク野球場 (216件)
						713,840	ハツ草球場 (226件)
						489,340	加納グラウンド (167件)
						307,880	岐阜ファミリリーパークサッカー・ラグビー場 (109件)
				合計	105,998,580		

※公園使用料収入 前年度対比△13,194,309円※件数は利用件数

【支出】				支出項目	支出額 (円)	内訳 (円)	内容
				指定管理料	470,323,333	146,850,000	岐阜市畜産センター公園
						95,370,000	岐阜ファミリリーパーク
						62,700,000	長良公園
						45,833,333	境川緑道公園
						44,990,000	北西部運動公園
						38,280,000	早田西ほか3公園 (木ノ下、野一色、加納)
						36,300,000	ハツ草公園・福光中央公園
				委託料	271,820,275	104,675,621	業務等 (管理業務、夜間・休日等監視業務等)
						78,795,200	除草
						54,756,075	トイレ清掃
						11,182,600	遊具点検
						7,645,000	清掃
						5,879,324	システム管理
						4,620,000	ゴミ収集
						1,317,800	保守点検
						1,210,000	補償調査
						1,111,203	システム委託料負担分
						272,800	塔点検
						183,052	廃棄物処分
						171,600	警備
				公園管理事務所	110,540,346	108,700,756	人件費
						1,839,590	公園事務所経費 (旅費等)
				諸費用	190,181,129	63,026,409	水道光熱費
						53,442,844	照明施設・遊具・トイレ等修繕
						29,756,817	工事 (照明設置・安全マット設置)
						17,820,752	備品購入
						16,179,398	除草・剪定
						4,508,843	借地料
						4,015,803	原材料費 (砂、杭、土等)
						1,430,263	車リース料、ケープル使用料等
				合計	1,042,865,083		

岐阜ファミリーパーク（指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入	48,070,260	41,678,700	遊戯施設
		5,311,480	テニスコート
		772,200	野球場
		307,880	サッカー・ラグビー場
費用	99,130,570	95,370,000	指定管理料
		1,753,070	遊具、浄化槽等修繕
		1,292,500	排水施設改修、光ケーブル敷設等工事
		715,000	樹木撤去
収入△費用	△ 51,060,310		

長良公園（指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入	0		
費用	62,752,800	62,700,000	指定管理料
		52,800	施設撤去工事
収入△費用	△ 62,752,800		

早田西公園、木ノ下公園、野一色公園、加納公園（一括して指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入	13,397,720	4,575,005	早田テニスコート
		3,481,735	野一色テニスコート
		3,149,280	木ノ下テニスコート
		1,702,360	加納公園テニスコート
		489,340	加納グラウンド
費用	39,374,280	38,280,000	指定管理料
		682,000	門扉、塗装等修繕
		269,280	害虫防除、樹木伐採
		143,000	樹木除却工事
収入△費用	△ 25,976,560		

八ツ草公園・福光中央公園（一括して指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入	81,290,000	44,990,000	岐阜市民球場
		36,300,000	八ツ草球場
費用	110,145,826	108,700,756	指定管理料
		1,445,070	防球ネット設置、撤去等工事
収入△費用	△ 28,855,826		

北西部運動公園（指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入	843,100		グラウンド
費用	47,405,600	44,990,000	指定管理料
		2,415,600	グラウンド、照明施設等修繕
収入△費用	△ 46,562,500		

境川緑道公園（指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入	3,127,685		テニスコート
費用	45,833,333		指定管理料
収入△費用	△ 42,705,648		

岐阜市畜産センター公園（指定管理）

	(円)	内訳 (円)	内容
収入		0	
費用	151,838,456	146,850,000	指定管理料
		2,259,576	屋根、手摺、排水管等修繕
		2,644,400	施設撤去、トイレ改修等工事
		84,480	樹木撤去他
収入△費用	△ 151,838,456		

(2) 屋外体育施設にかかる収支（市民スポーツ課）

【収入】

収入項目	収入額（円）	内訳（円）	内容
屋外体育施設使用料	4,181,760	3,357,445	島西運動場
		359,030	柳津運動場
		251,005	厚八運動場・厚八テニスコート
		88,300	高桑運動広場
		77,100	坂巻運動広場
		48,880	岐陽運動場（夜間）
計	4,181,760	4,181,760	

※屋外体育施設使用料収入 前年度対比△400,090円

【支出】

支出項目	支出額（円）	内訳（円）	内容
運動場等管理・清掃委託	8,867,615	4,127,244	島西運動場管理業務委託
		2,259,074	厚八運動場指定管理
		740,599	則松球場管理・清掃業務委託
		575,300	フィールドかけぼら管理・清掃業務委託
		575,300	諏訪山運動場管理・清掃業務委託
		575,298	岐陽運動場管理・清掃業務委託
		14,800	岐陽運動場体育施設開放運営業務委託
剪定・管理・トイレ清掃等委託料	5,682,906	3,388,000	柳津運動場ほか4箇所樹木剪定・管理業務委託
		1,463,000	島西運動場人工芝メンテナンス業務委託
		404,140	柳津運動場他2か所トイレ定期清掃業務委託
		268,926	柳津運動場夜間照明施設管理業務委託
		134,640	柳津運動場自家用電気工作物の保安全管理業務委託
		24,200	柳津運動場浄化槽保守点検業務委託
水道・電気・ナイター電気料金等	1,586,561		
トイレ・照明修繕等	1,537,657		
予約システム関連費（屋外体育施設分）	593,059		※
運動場側溝土砂撤去等	531,730		
バックネット	284,900		
サッカー・野球用品等	173,030		
簡易トイレ借上料	131,835		
運動場用砂・土	103,004		
運動場電話料金	87,919		
土地借上料	43,969		
計	19,624,185		

※（屋外体育施設使用料+厚八テニス場使用料）／（市民体育館使用料+屋外体育施設使用料+厚八テニス場使用料）の比で按分した

(3) 子ども遊び場にかかる支出（子ども支援課）

【支出】

支出額（円）	内訳（円）	内容
13,493,370	3,435,300	遊具取替
	2,585,000	遊具等定期点検・保守業務委託
	2,267,100	遊具修繕
	1,185,800	フェンス修繕
	1,128,490	樹木剪定等
	986,700	砂場修繕
	586,300	遊具塗装
	497,200	鉄棒取替
	495,000	遊具新設
	148,500	陥没修繕
	121,000	砂場撤去
	56,980	ベンチ修繕

(4) 農林関係施設（ながら川ふれあいの森）にかかる収支（農林課）

【収入】

収入額（円）	内訳（円）	内容
469,380	343,200	キャンプ場
	99,210	多目的室貸室代
	26,970	シャワー、冷暖房、備品（テント）

※収入 前年度対比△107,960円

【支出】

支出額（円）	内訳（円）	内容
38,681,712	17,396,296	指定管理料
	12,187,624	土地借上料
	4,491,520	トイレ修繕、浄化槽修繕、手摺修繕等
	2,507,230	広場改修、東屋塗装、土砂流出防護等
	1,835,350	伐採、除草
	228,492	チェーンソー等備品、用品費
	35,200	広告料（電柱）

(5) 自転車駐車場にかかる収支（土木管理課）

【収入】

有料自転車駐車場	収入額（円）	内訳（円）	内容	利用実績（件）	
				定期利用	一時利用
岐阜駅周辺 （指定管理）	69,299,660	26,605,700	岐阜駅西	3,630	37,872
		24,107,160	岐阜駅東	3,651	39,168
		11,679,640	名鉄岐阜駅東	1,830	12,723
		4,969,920	清住町	929	2,903
		1,937,240	名鉄岐阜駅南1	374	1,221
西岐阜駅周辺 （指定管理）	25,600,660	14,155,030	西岐阜駅南1、2	2,794	21,917
		11,445,630	西岐阜駅北1、2	2,131	18,137
岐阜駅周辺（直営）	146,570		名鉄岐阜駅南2	68	
計	95,046,890			15,407	133,941

※駐輪場収入 前年度対比△26,075,980円

※定期は、自転車/原付・自動二輪、一般/学生/一般（身障者等）/学生（身障者等）、6箇月/3箇月/1箇月の種類がある

※名鉄岐阜駅南2自転車駐車場（定期利用のみ）は、令和3年2月1日オープンのため、令和2年度は直営となっている

【支出】

自転車駐車場	支出額（円）	内訳（円）	内容
岐阜駅周辺（有料） （指定管理）	94,425,900	65,670,000	指定管理料
		28,338,648	賃借料
		297,902	印刷代（定期券、定期シール、一時駐車券）
		62,150	雨樋清掃
		57,200	管理事務所用消耗品（看板修正シール）
西岐阜駅周辺（有料） （指定管理）	47,007,380	41,751,050	指定管理料
		4,679,908	賃借料
		549,560	防犯カメラ修繕、エアコン修繕
		26,862	印刷代（定期シール）
岐阜駅周辺（有料） （直営）	2,123,313	1,826,467	委託料（令和3年1月～3月）
		226,028	印刷代（定期券、定期シール）
		70,818	管理事務所用消耗品
無料自転車駐車場	9,837,036	7,329,256	委託料（自転車整理整頓、入出庫指導、清掃）
		2,507,714	賃借料
		66	消耗品（グローランプ）
計	153,393,629		

(6) 普通財産の土地（未利用地・代替地）にかかる収支

【収入】（売却代金は除く）

所管課	収入額（円）	内容
市街地再開発課	1,476,823	代替地の一部：モデルルーム（年度途中から）
	66,738	代替地の一部：バス駐車場（1か月分）
計	1,543,561	

【支出】

所管課	支出額（円）	目的
住宅課	7,435,230	除草、樹木剪定・伐採
管財課	2,423,190	樹木伐採・竹林伐採
	2,549,219	防草シート設置・除草等
	1,104,208	除草
農地整備課	418,000	揚水機場撤去工事
ぎふ魅力づくり推進 政策課	403,700	除草（旧いとう旅館）
	195,360	警備（旧いとう旅館）
	4,132	電気代（旧いとう旅館）
市街地再開発課	349,800	除草（代替地）
子ども支援課	228,800	除草
労政・経営支援課	221,760	除草
計	15,333,399	

第2 岐阜市の取組み

- H15. 12 「岐阜市総合計画 2004（ぎふ躍動プラン・21）」の議決
- H15. 12 岐阜市行財政改革推進会議から、意見書『「行政と民間の役割分担のあり方」について ― 行政のスリム化と市民ニーズへの的確な対応に向けて ―』の提出を受ける
- H21. 5 岐阜市行財政改革推進会議から、『公の施設の使用料算定に関する意見書～ 受益者負担のあり方について ～』の提出を受ける
- H21. 10 「岐阜市緑の基本計画」の策定
- H25 「岐阜市スポーツ推進計画」の策定
- H25. 9 「岐阜市公共施設白書」の作成
- H29. 3 「岐阜市公共施設等総合管理計画」の策定
- H29. 6 「岐阜市公共施設カルテ」の作成
- H31. 3 「岐阜市スポーツ推進計画（改訂版）」の策定
- R2. 2 「岐阜市行財政改革大綱 2020」の策定
- R3. 3 「岐阜市公共施設の保全に関する指針」の策定

第3 監査の視点

1 台帳・ルール

台帳は適切に整備されているか。

管理運営のためのルールは適切に整備されているか。

2 現地の管理

現地を適切に管理しているか。

設備は、安全確保の観点、利用度向上の観点から、適切に修繕、整備されているか。

管理方法は経済性・効率性のあるものか。

3 工作物等・利用

土地にある工作物等物件は適法な根拠に基づいているか。

所有者不明の工作物等が土地にないか。

不法占有・使用されていないか。

公平に利用されているか。

4 指定管理者制度

指定管理者制度による管理運営を適切にモニタリングしているか。

指定管理者制度による管理運営は、直営又は管理委託に比べて、有効性・経済性が高まっているか。

5 施設の有効性

施設は有効に利用されているか。

6 施設の整備方針・計画

公園、スポーツ施設等、今後の整備・利用度向上に関する方針・計画を適切に立てているか。

7 普通財産（未利用地）

普通財産（未利用地）をどのように利活用しているか。

未利用地が発生した原因は何か。

第3部 監査の結果

第1 台帳・ルールによる管理

1 台帳の整備

(1) 都市公園台帳

ア 都市公園台帳（調書）の必要的記載事項

【事実関係】

市は、都市公園台帳（調書）を作成しているが、都市公園法施行規則第10条第2項により調書に記載しなければならないとされている事項のうち、例えば、運動施設、工作物の構造、運動施設の面積等、一部記載していない事項があった。

【規範】

都市公園法第17条第1項では、都市公園の台帳を作成し保管しなければならないとされている。同条第2項では、都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定めるとされている。

都市公園法施行規則第10条第1項では、都市公園台帳は、調書及び図面をもって組成するとされており、同条第2項では、調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとするとしている。

- 一 名称
- 二 所在地
- 三 設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）
- 四 沿革の概要
- 五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原
- 六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項
 - イ 種類及び名称
 - ロ 工作物であるものについては、その構造
 - ハ 建築物であるものについては、その建築面積
 - ニ 運動施設については、その敷地面積
 - ホ 法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許

可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

九 主要な占用物件についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

ニ 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日

十 公園一体建物の概要

【指摘 公園整備課】

都市公園法及び同施行規則に従い、都市公園台帳（調書）の必要的記載事項を漏れなく記載すべきである。

イ 都市公園台帳（調書）の作成方法

【事実関係】

市は、都市公園台帳の調書について、パソコンで作成してプリントアウトしたものもあったが、ほとんどは、紙に手書きで作成したものをファイルに綴じて保管していた。

市は、調書の必要的記載事項である公園施設設置許可・管理許可や占用許可に関する事項については、上記調書の記載欄には記載せず、別途、許可に関する事項を入力したエクセルデータを作成していた。このエクセルデータを調書と扱うことはできるが、エクセルデータは、許可毎に番号をつけて整理されており、公園毎には整理されていなかった。また、このエクセルデータは、セルを結合している部分があったため、公園名でソートをかけて検索することが容易ではなかった。

【意見 公園整備課】

各公園の公園施設設置許可・管理許可や占用許可に関する事項を容易に把握できるような都市公園台帳（調書）を作成することが望ましい。

【意見 公園整備課】

紙の調書では、変動の多い事項を記載するのには適さない。調書をデータで作成し

ておけば、変更が生じた時の訂正がしやすく、許可に関する事項も記載することができ、情報を一元化できる。

都市公園台帳（調書）をデータで作成することが望ましい。

ウ 都市公園台帳（図面）の作成

【事実関係】

市は、公園の施工時の平面図を基にして、都市公園台帳（図面）を作成していたが、区域の境界線、字の境界線、敷地の土地所有者別の区分、公園施設の建築面積等が記載されていなかった。なお、現在、新たに図面を作成しているとのことであった。

【規範】

都市公園法施行規則第 10 条第 1 項では、都市公園台帳は、調書及び図面をもって組成するとされており、調書と図面とを一緒にしたものが都市公園台帳である。

同条第 3 項では、図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとするとしている。

- 一 都市公園の区域の境界線
- 二 公園保全立体区域の境界
- 三 行政区画名、大字名、字名及びその境界線
- 四 地形
- 五 敷地の土地所有者別の区分
- 六 主要な公園施設
- 七 主要な占用物件
- 八 公園一体建物

【指摘 公園整備課】

都市公園法及び同施行規則に従い、必要的記載事項を記載した都市公園台帳（図面）を作成すべきである。なお、現在、新たに図面を作成している途中である。

エ 記載事項の変更

【事実関係】

例えば遊具の取替え等、都市公園台帳の記載事項に変更があっても訂正をしていないものがあった。

【規範】

都市公園法施行規則第 10 条第 4 項では、調書及び図面の記載事項に変更があった

ときは速やかにこれを訂正しなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

都市公園法及び同施行規則に従い、都市公園台帳の記載事項に変更があったときは速やかに変更すべきである。

(2) 広場の台帳

【事実関係】

市は、広場について、台帳を作成しているが、住宅地図や公図等の図面のみであり、設置した設備は図面に簡潔に記載されていただけであった。

【規範】

都市計画のされていない広場に関して、台帳を作成することを定めた法規はない。

しかし、「第 11 広場のあり方」で述べるように、広場には、実質的に公園であるものがある上、施設管理を適切に行うためにも、都市公園と同様、台帳を作成すべきであると考ええる。

【指摘 公園整備課】

都市公園法及び同施行規則に準じて、広場の台帳を作成すべきである。

(3) 子ども遊び場の台帳

【事実関係】

市は、子ども遊び場を開設した時に台帳を作成しているが、台帳が作成されていない子ども遊び場が 1 箇所あった。

【規範】

子ども遊び場に関して、台帳を作成することを定めた法規はない。平成 28 年に設けられた岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱にも、台帳に関する規定はない。

しかし、「第 12 子ども遊び場のあり方」で述べるように、子ども遊び場は、実質的に公園であるものが多数あるのであるから、都市公園と同様、台帳を作成すべきであると考ええる。

【指摘 子ども支援課】

都市公園法及び同施行規則に準じて、子ども遊び場の台帳を作成すべきである。

(4) 借受土地

ア 公有財産台帳への未登録

【事実関係】

管財課によれば、市が借り受けている土地については、公有財産台帳に登録されて

おらず、台帳は各所管課が作成しているとのことであった。

【規範】

岐阜市公有財産規則第 59 条では、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため借り受けた土地に関する事務については、公有財産の取扱いの例により処理するものとするとしている。

同規則第 3 条では、行政部長は、公有財産の取得、管理、処分等の適正を期するため、公有財産に関する事務を総括するものとしている。

同規則第 53 条では、部長（岐阜市事務分掌条例第 1 条に規定する室、部及び大学並びに教育委員会の長）は、その所管する公有財産について、公有財産台帳（様式第 13 号）を調製し、保管しなければならないとされている。

公有財産台帳（土地）（様式第 13 号その 1）では、「貸主氏名」「貸主住所」「契約期間」「支払金額」「契約更新」の項目が設けられている。これらの項目は、借り受けている土地に関する情報であるから、規則上、借り受けている土地も公有財産台帳に登録することになっていると考えられる。

【指摘 管財課】

岐阜市公有財産規則に従い、借り受けている土地を公有財産台帳（様式第 13 号（その 1））に登録するように指導すべきである。

イ 土地借受整理簿の未作成

【事実関係】

本監査において、全ての部に対して、借り受けている土地の有無を照会すると共に、有る場合は台帳又は一覧表の提出を求めた。

借り受けている土地があるとの回答があった部から提出された台帳又は一覧表の状況は、次のとおりであった。一覧表の内容を実質的に見ても、土地借受整理簿（様式第 20 号）の項目が一覧表に記載されていなかった。

【規範】

岐阜市公有財産規則第 56 条では、部長（岐阜市事務分掌条例第 1 条に規定する室、部及び大学並びに教育委員会の長）は、その所管に属する公有財産について、土地借受整理簿（様式第 20 号）を作成しなければならないとされている。

土地借受整理簿（様式第 20 号）の項目は、次のとおりである。

様式第 20 号(第 56 条関係)

土地借受整理簿

1 借受財産の表示

部 課 名			
所 在 地			
地 籍	(公簿)	地 目	(公簿)
	(実測)		(現況)
借受面積		㎡	借受区分 有償・無償・その他()

2 契約概要

賃 貸 人 住 所				
賃 貸 人 氏 名				
目的及び用途				
契約方法 及び内容				
借受開始 年 月 日	年 月 日			
契約年月日	契約期間	契約年数	賃借料	備 考
: :	: : ~ : :		円	
: :	: : ~ : :		円	
: :	: : ~ : :		円	
備 考				

	土地借受整理簿	土地借受整理簿（様式第20号）の項目の記載（有：○、無：×）														
		部課名	所在地	（公簿・実測） 地積	（公簿／現況） 地目	借受面積	（有償・無償） 借受区分	賃貸人住所	賃貸人氏名	目的及び用途	契約方法及び内容	借受開始年月日	契約年月日	契約期間	契約年数	賃借料
行政部	有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ぎふ魅力づくり推進部	無	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
経済部（農林課・ミニ生活環境保全林整備モデル事業）	無	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○
経済部（農林課・ふれあい農園）	無	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
経済部（農地整備課）	無	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
市民生活部	無	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○
福祉部	無	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	△	×	×	×	×
子ども未来部	無	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
保健衛生部	有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市民病院	有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境部	無	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
消防本部	無	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
都市防災部	無	×	○	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
まちづくり推進部	無	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○
都市建設部	無	公園台帳のみ														
基盤整備部	無	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×
上下水道事業部（政策課）	無	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○
上下水道事業部（水源管理室）	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○
市民協働推進部	有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬科大学	無	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×
教育委員会	無	×	○	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×

【指摘 ぎふ魅力づくり推進政策課、経済政策課、市民生活政策課、福祉政策課、子ども政策課、環境政策課、消防総務課、都市防災政策課、まちづくり推進政策課、都市建設政策課、基盤整備政策課、上下水道事業政策課、庶務会計課、教育施設課】

岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第20号）を作成すべきである。

ウ 土地借受整理簿の項目

【事実関係】

土地借受整理簿の項目には、当該土地上における建物や工作物の有無等、返還時に発生する可能性のあるコストに関するものがない。

【意見 管財課】

借り受けている土地は、返還時において建物や工作物の解体や撤去等をしなければならず、それらに要する費用（明渡費用及び原状回復費用）が将来的なコストとなり得る。

借り受けている土地上の建物や工作物の有無及びその内容を土地借受整理簿の項目に加えることが望ましい。

2 管理運営のルール

(1) 都市公園に関するルール

ア 公園利用のルール

【事実関係】

岐阜市都市公園条例には、下記のとおり、公園を保全するための公園の損傷等の禁止や、公園を管理するためのはり紙等の禁止が定められている。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙又ははり札をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

しかし、岐阜市都市公園条例には、公園の利用に関するルールは定められておらず、他に、公園の利用に関するルールは設けられていない。

街区公園：正木南公園

7時以前と19時以降のボール遊びを禁止するという立札を設置していた。

他方、同じように住宅に隣接する公園で、このような時間制限がないところもあった。



風致公園：粕森公園	
スケートボードを禁止するという看板を設置していた。 他方、別の公園では、スケートボードが禁止されておらず、実際にスケートボードの器具まで持ち込まれていた。	

街区公園：鍵屋西公園		
公園内のプール（徒渉池）で遊ぶことやボール遊びをすることを禁止するという看板を設置していた。 他方、別の公園では、プール（徒渉池）で遊ぶことは禁止されておらず、実際に鬼ごっこ等をしている子どもがいた。		

【指摘 公園整備課】

岐阜市都市公園条例第4条第7号の「その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為」は、同条の趣旨や第1号から第6号の例示事項の内容からしても、公園管理者からみて公園を管理保全するために禁止する行為を指すものであり、公園利用者や公園の近隣住民の安全確保等のための行為は、これに該当しないと解釈すべきである。したがって、上記の禁止行為は、同条例第4条第7号に該当すると解釈することはできないため、根拠のない禁止となる。公園の自由利用の原則からすれば、何かと禁止することは望ましくないし、苦情や要望で場当たりの禁止することも望ましくない。

根拠のない禁止をすべきではない。岐阜市都市公園条例第4条に該当しない行為を禁止するのであれば、公園の管理運営規程を定めるべきである。公園の利用方法は、当該公園の目的、性質、利用状況、利用者や近隣住民の意向等によって変わってくると思われるので、どの公園にも共通する基本的な事項（例えば、火気の使用、ゴルフ、硬式野球の禁止）を管理運営規程で定めると共に、個々の公園について、地元自治会等と協議の上、必要に応じて、公園利用要領を定めることが考えられる。

イ 禁止のあり方

【事実関係】

総合公園：岐阜公園	
「危険な行為」は禁止されているという看板を設置していた。	

街区公園：正木南公園	
「ネットに向けての危険な球技」を禁止するという看板を設置していた。	

【指摘 公園整備課】

何をしてはいけないのかがよく分からないような抽象的な禁止はすべきではない。

禁止事項を示す掲示物には、何が禁止されているのかが誰にでも理解できるように明確な記載をすべきである。

ウ 放置自転車に対する措置

【事実関係】

街区公園：川原公園	
公園内にあった自転車に警告書が取り付けられていた。 警告書には、「ここに置いてある自転車は岐阜市都市公園条例の規定に違反しており」と書いてあるが、どの条項に違反するのかが書かれていなかった。 警告書では、8月20日に、8月30日までに撤去するよう求め、撤去期日後も放置されている場合は、9月30日まで市役所で保管するとし、それまでに引き取らない場合は廃棄処分すると書かれていた。	

【指摘 公園整備課】

自転車の放置は岐阜市都市公園条例第4条に該当しないものと思われる。公園の放置自転車に対応するものとしては、「岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例」である。

同条例第13条第1項では、公園等の公共の場所において自転車が放置されており、市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、自転車を適切な場所へ移動するよう指導することができるとされている。警告書が8月30日までに撤去するよう求めているのは、この指導に当たると解することはできる。

同条例第13条第2項では、指導を行った自転車が規則で定める期間以上放置されているときは、自転車を撤去することができるとされており、同条例施行規則第7条では、指導を行った日から7日間とされている。警告書が、撤去期日後も放置されている場合は、9月30日まで市役所で保管するとしているのは、これに当たると解することはできる。

しかし、同条例第14条では、撤去したときは、その旨を告示し（第1項）、告示の日から規則で定める期間を経過してもなお自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、自転車を売却することができ、売却することができないときは、廃棄することができるとされており（第3項）、同条例施行規則第9条第3項では、その期間は60日間とされている。したがって、警告書が9月30日までに引き取らない場合は廃棄処分するとしているのは、条例違反である。

岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例及び同施行規則に従った告示をすべきである。

（2）広場に関するルール

【事実関係】

市には、広場に関するルールが一切設けられていなかった。

この点については、「第11 広場のあり方」で述べる。

（3）子ども遊び場に関するルール

【事実関係】

子ども遊び場については、平成28年に「岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱」が設けられる以前は、ルールが一切設けられていなかった。

この点についても、「第12 子ども遊び場のあり方」で述べる。

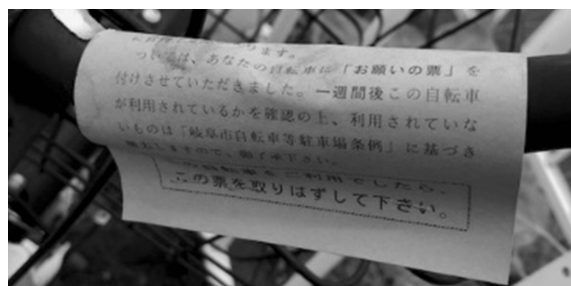
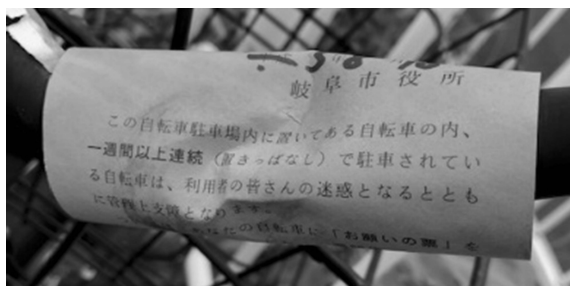
(4) 自転車駐車場における放置自転車の撤去

【事実関係】

手力駅自転車駐車場

市は、自転車に、「お願い」票を貼っていた。

そこには、1週間以上連続で駐車されている自転車は利用者の迷惑になるとともに管理上支障となること、ついては、「お願い」票を貼ったこと、1週間後にこの自転車が利用されているものかを確認し、利用されていないものは、岐阜市自転車等駐車場条例に基づき撤去することが記載されていた。



岐阜市自転車等駐車場条例第13条第1項では、無料駐車場内に規則で定める期間以上放置されている自転車等があるときは、自転車を撤去することができるとされており、同条例施行規則第12条では、その期間は7日間とするとされている。

この撤去に至るまでの手続について、市は、「放置自転車撤去マニュアル」を作成しているが、同マニュアルによれば、月に一回程度は調査を実施し、放置かどうかを確認し、「お願い」票を貼付すること、貼付日等を巡回記録に記載すること、貼付して7日間経過したら撤去することが記載されているが、どのような基準で「お願い」票を貼付するのかが記載されていなかった。

【意見 土木管理課】

岐阜市自転車等駐車場条例第13条第1項に基づき自転車を撤去するまでの手続は、自転車を撤去するという財産権に関わる措置を行うための重要な手続であるところ、マニュアルでは「お願い」票を貼付してから7日間経過したら撤去することになるため、「お願い」票を貼付するかどうかの判断が重要となる。

放置自転車撤去マニュアルにおいて、「お願い」票を貼付するかどうかの基準を定めることが望ましい。

第2 現地の管理

1 雑草の繁茂

(1) 都市公園・広場

【事実関係】

街区公園：日野中央公園	
ベンチの周りに雑草が生い茂っていて、ベンチを利用しにくい状態であった。	
街区公園：京町公園	
砂場及びその周りに雑草が生い茂っていて、砂場として利用できない状態であった。	
未決定（運動公園）：鏡島運動場	
ゲートボールスペースに雑草が生い茂っていて、利用できない状態であった。	

【規範】

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第19条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

雑草が生い茂らないように除草すべきである。

【意見 公園整備課】

第2部の第1の2「岐阜市の土地に関する収支」からも明らかとおり、現在市が行っている除草作業には、かなりのコストがかかっている。未利用地を所管する課によれば、防草シートを設置した方が長期的に見るとコストが低いという説明があった。雑草の生えにくい土を使用している公園もあった。

ただ漫然と毎年複数回の除草作業を繰り返すのではなく、防草シートの設置、防草土の使用、ヤギによる除草といった、長期的な視点で、より効率性・経済性の高い除草方法を検討することが望ましい。特に斜面の土地では、ヤギによる除草の方がコスト削減できるという意見もあり、美濃加茂市では実際に行われており、浜松市では実験が行われている。岐阜市畜産センター公園は、平成30年11月以降、豚熱の影響で現在一部の施設が使われていないので、ここを利用してヤギの飼育をすることも考えられる。

街区公園：下奈良公園	
雑草の生えにくい土を使用していた（参考報告）。	

普通財産：加納天神町5丁目14番3	
防草シートを設置して、長期的に見たコスト削減をしていた（参考報告）。	

（2）子ども遊び場

【事実関係】

No. 19-6（手力町29-3）	
一部、雑草が生い茂っていて、利用しにくい状態であった。 なお、土地の所有者は個人であった。	

No. 19-11（手力町 12-62）	
全体的に、雑草が生い茂っていて、利用しにくい状態であった。 なお、土地の所有者は市であった。	
No. 29-17（中西郷 2-57-2）	
全体的に、雑草が生い茂っていて、利用しにくい状態であった。 なお、土地の所有者は個人であった。	
No. 30-2（今嶺 4-11-1）	
全体的に、雑草が生い茂っていて、利用しにくい状態であった。 なお、土地の所有者は岐阜県であった。	
No. 24-10（下鵜飼稲置 1711-10）	
一部、雑草が生い茂っていて、利用しにくい状態であった。 なお、土地の所有者は市であった。	

【規範】

岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱第1条では、子ども遊び場は、子どもが安全かつ自由に遊ぶ場を確保し、もって子どもの健やかな成長に資するものであるとされている。

同要綱第5条第1項では、子ども遊び場は、管理団体が定期的に巡回確認を実施し、及び除草その他の清掃作業を行う等、子ども遊び場を適切に維持管理しなければならないとされている。

【指摘 子ども支援課】

子ども遊び場の管理団体に対し、除草するように指導すべきである。

(3) 自転車駐車場

【事実関係】

日野自転車駐車場	
雑草と雑木により、半分程度が駐車できない状態であった。	
八代自転車駐車場	
隣地から雑草が伸びていて、駐車しにくい状態であった。	

【指摘 土木管理課】

自転車駐車場の除草をして、駐車に適する状態にすべきである。

2 ゴミ等の放置

(1) ゴミ等の放置

【事実関係】

近隣公園：本荘公園	
ベンチの横にドラム缶が置かれ、灰皿として利用されていた。	

未決定（ポケットパーク）：ポケットパーク 鶴かがり	
ベンチ脇に灰皿が設置されており、煙草の吸殻やゴミ、雨水が溜まったままとなっていた。	

未決定（運動公園）：中屋運動場（中屋球場）	
廃棄物のようなもの（柵）が残置されていた。	

未決定（街区公園）：香蘭グリーンパーク	
鉄管が残置されていた。	

近隣公園：島中央公園	
破損した防球ネットが残置されていた。	

【規範】

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第19条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

ゴミ等を速やかに撤去するとともに、放置されないよう掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。

(2) 立札の設置

【事実関係】

街区公園：川原公園	
市が設置したものではない立札があった。 この立札は、市の名を語り、ボール投げを禁止していた。	

【指摘 公園整備課】

岐阜市都市公園条例第4条第6号では、「はり紙又ははり札をすること」が禁止されており、上記立札は、これに該当すると思われる。

岐阜市都市公園条例第4条第6号で禁止されている立札の設置者を特定して、撤去させるべきである。

3 設備の管理

(1) 都市公園

ア 安全の確保

【事実関係】

近隣公園：島中央公園	
フェンスの一部が破損していた。	

広域公園：清水緑地（天満テニスコート）	
物置が朽廃していた。	

近隣公園：木ノ下公園	
ベンチの金具が飛び出していた。 なお、現在は撤去済みとのことである。	

近隣公園：八ツ草公園	
すべり台が応急処置のままであった。 なお、現在は修繕済みとのことである。	

市によると、すべり台の持ち手部分の錆や塗装のめくれの補修については、予算の都合上、次のとおり、何年もかけて順番に行ったとのことであった。

平成 29 年度	6 基
平成 30 年度	7 基
令和元年度	14 基
令和 2 年度	23 基
令和 3 年度	36 基

【規範】

地方財政法第 8 条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第 19 条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

利用の安全を確保するため、破損・劣化した箇所を撤去又は補修すべきである。

【指摘 公園整備課】

遊具の危険箇所を応急処置のまま何年も放置するのは適切ではない。

遊具の危険箇所の応急処置の後は、遅くとも1年以内には補修すべきである。

イ 利用の向上

【事実関係】

未決定（風致公園）：鳥羽川緑地（鳥羽川テニスコート） コート面のアスファルトが劣化していた。	
広域公園：境川緑道公園 ゲートボール場、パターゴルフ場の地面が劣化していた。	
街区公園：清眺台公園 砂場に雑草が生えていて、利用できない状態であった。	

【指摘 公園整備課】

利用の向上を図るため、劣化した部分の補修や雑草の除去をして整備すべきである。

（２）屋外体育施設

【事実関係】

岐陽運動場	
倉庫が使用されていなかった。	

【意見 市民スポーツ課】

倉庫として利用することや、屋根付きのベンチに改修すること等を検討することが望ましい。

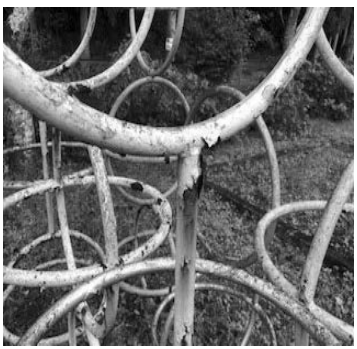
(3) 子ども遊び場

【事実関係】

No. 19-6 (手力町 29-3)	
ジャングルジムが古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は個人であった。	

No. 19-11 (手力町 12-62)	
すべり台が古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は市であった。	

No. 22-5 (木田 1-112-1)	
鉄棒が古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は神社であった。	

No. 22-6（木田字後田 499-1）	
すべり台が古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は神社であった。	
No. 27-6（東鶉 7-21）	
鉄棒が古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は神社であった。	
No. 29-17（中西郷 2-57-2）	
鉄棒が古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は個人であった。	
No. 43-3（加野 6-35-3）	
ジャングルジムが古く、錆びた状態であった。 なお、土地の所有者は法人であった。	

No. 39-3 (春近古市場北 183)

丸太のベンチが破損していた。
なお、土地の所有者は自治会であった。



【規範】

岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱第1条では、子ども遊び場は、子どもが安全かつ自由に遊ぶ場を確保し、もって子どもの健やかな成長に資するものであるとされている。

同要綱第5条第3項では、市長は、定期的に遊具等の点検を実施し、必要に応じて補修を行う等遊具等の安全及び機能の確保に努め、遊具等の利用が危険であると判断したときは、利用を禁止する措置を講じ、遊具等に関し必要な修繕を行うものとするとしている。

同要綱第6条第2項第3号では、市長は、子ども遊び場を廃止することが適当であると認めたときは、当該遊び場を廃止するものとするとしている。

岐阜市公共施設等総合管理計画では、子ども遊び場に関する今後の取組みについて、維持管理コスト縮減のため、利用状況を把握し、不用遊具の撤去を検討するとされている。

【指摘 子ども支援課】

現在の子ども遊び場の利用状況及び今後の利用見込みを検討した上で、遊具やベンチの補修・交換又は撤去をすべきである。

(4) その他施設

【事実関係】

フィールドかけぼら

北側法面の防草シートが剥がれていた。



【指摘 市民スポーツ課】

破損した部分は速やかに補修すべきである。

(5) 自転車駐車場

【事実関係】

切通駅自転車駐車場	
場内の柵の固定ボルトが外れかけていた。	

茜部菱野自転車駐車場	
屋根の雨水を流す雨どいがいくつも外れていた。	
	

【指摘 土木管理課】

自転車駐車場の設備を速やかに補修すべきである。

4 違法利用の放置

(1) 利用禁止車両の駐車

【事実関係】

細畑駅自転車駐車場	
ナンバープレートのついた電動キックボード（原動機付自転車）が駐車されていた。	

高田橋駅自転車駐車場	
バイクが駐車されていた。	

長住町自転車駐車場	
複数台の原動機付自転車が駐車されていた。	





岐阜市自転車等駐車場条例第4条第2項では、無料駐車場に駐車することができる自転車等の種別は、規則で定めるとされている。岐阜市自転車等駐車場条例施行規則第3条では、無料駐車場に駐車することができる自転車等の種別は、別表に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表に定める利用車種とするとされ、同別表では、無料自転車駐車場の利用車種はいずれも「自転車」とされている。

同条例には、「自転車」以外のバイクや原動機付自転車等が駐車されていた場合の措置に関する定めがないため、撤去をすることはできない。

【指摘 土木管理課】

岐阜市自転車等駐車場条例及び同施行規則により利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されないよう、掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。

【意見 土木管理課】

岐阜市自転車等駐車場条例及び同施行規則により利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されていた場合の措置に関する定めを同条例又は同施行規則に設けることが望ましい。

(2) 場外駐車

【事実関係】

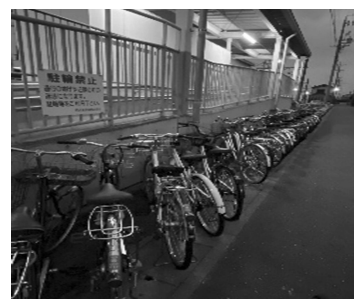
長住町自転車駐車場

複数の自転車が場外にはみ出して駐車されていた。



手力駅自転車駐車場

複数の自転車が場外にはみ出して駐車されていた。



長森駅自転車駐車場

複数の自転車が場外にはみ出して駐車されていた。



岐阜市自転車等駐車場条例施行規則第 11 条第 2 項では、無料駐車場を利用する者は、次の事項を守らなければならないとされ、同条項第 1 号では、場外にはみ出して駐車しないこと、同第 2 号では、秩序正しく整然と駐車することとされている。

道路交通法第 47 条第 2 項では、車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならないとされている。

【指摘 土木管理課】

自転車駐車場の利用者が、歩道等の自転車駐車場外に駐車することのないよう、掲

示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。

【意見 土木管理課】

場外にはみ出して駐車することが恒常的であるとしたら、利用車数に比して駐車スペースが不足していると思われるため、駐車スペースを拡張することが望ましい。

(3) 長期休暇期間中の通学用自転車

【事実関係】

長森駅自転車駐車場、手力駅自転車駐車場

長森駅自転車駐車場は長森駅に併設された自転車駐車場であり、手力駅自転車駐車場は手力駅に併設された自転車駐車場である。自転車駐車場には、当該駅を最寄り駅とする高校のステッカーの貼られた通学用自転車が多数台駐車されていた。これは、当該駅を利用する学生が、当該駅と高校の間の移動のために使用する自転車を駐車しているものと思われた。

【規範】

岐阜市自転車等駐車場条例第13条第1項では、市長は、無料駐車場内に規則で定める期間以上放置されている自転車等があるときは、当該自転車を撤去できるとされている。

岐阜市自転車等駐車場例施行規則第12条では、条例第13条第1項に規定する規則で定める期間は、7日間とされている。

【意見 土木管理課】

通常の授業の行われている期間であれば、平日の昼間は高校の駐輪場に自転車が置かれ、夜間に自転車駐車場に駐車されるものと考えられるが、土日や夏休み期間中等においては、自転車駐車場に通学用自転車が長期間置かれていることになる。

駅と高校の往復に利用する通学用自転車が駅の駐輪場を利用することは許容されるとしても、高校の長期休暇期間中まで通学用自転車を放置させることは許容すべきではない。

高校の長期休暇期間中においては、通学用自転車の放置状況を調査して、規則に定める期間を超えて駐車されていないかを確認することが望ましい。

(4) 利用者による隣地通行

【事実関係】

金町自転車駐車場

自転車駐車場が民間の駐車場と隣接しており、何の障壁もないところ、民間の駐車場を越えたところに公道、柳ヶ瀬商店街があるため、自転車駐車場の利用者が、民間の自動車駐車場を無許可で通行していた。



【意見 土木管理課】

民間の駐車場を近道として通過する者を誘発しやすい状況にあり、自転車駐車場の利用者が車両と接触する事故の発生、自転車駐車場の利用者による通過が民間の駐車場の利用者の妨げとなるといったおそれがある。

自転車駐車場に隣接する民間の駐車場との境界にフェンスやロープなどを設置することが望ましい。少なくとも、立札を置く等して、民間の駐車場を通過しないよう注意喚起することが望ましい。利用者の便宜を図るのであれば、民間の駐車場の管理者と協議し、通路を設置させてもらうことが望ましい。

5 境界不明

(1) 都市公園

【事実関係】

街区公園：祈年町公園

境界が不明であった。

なお、土地の所有者は高架下にかかる部分が法人であり、その余が市であった。



風致公園：粕森公園

境界の一部が不明であった。

なお、土地の所有者は大部分が国であり、その余が市（遊具設置部分）と私有地であった。



【規範】

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第11条第3号では、公有財産は、土地の境界及び境界標の有無に留意し、適正かつ効果的な管理に努めなければならないとされている。

【意見 公園整備課】

境界標を設置する等して、都市公園の境界を明らかにすることが望ましい。

(2) 広場

上加納山広場	
山の一部であり、公図しかないため、範囲が不明であった。	

【意見 公園整備課】

境界標を設置する等して、広場の境界を明らかにすることが望ましい。

(3) 子ども遊び場

【事実関係】

No. 22-2 (下尻毛字西屋敷 243-1)	
境界の一部が不明であった。 なお、土地の所有者は神社であった。	

【規範】

岐阜市公有財産規則第59条では、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため借り受けた土地に関する事務については、公有財産の取扱いの例により処理するものとするとしており、同規則第11条第3号では、公有財産は、土地の境界及び境界標の有無に留意し、適正かつ効果的な管理に努めなければならないとされている。

【意見 子ども支援課】

子ども遊び場の境界を明らかにすることが望ましい。

(4) 未利用地

【事実関係】

柳津町本郷 5-25-1、同 2、5-51-1、同 2	
旧柳津町と隣地所有者との間で裁判があり、和解で所有権界を決めたものの、未だに筆界が不明であった。	
柳津町大字佐波字堤外 6381-1、同 2	
一村総持であった土地を旧柳津町が保存登記した土地であるが、範囲が不明であった。	
柳津町上佐波 1-476、同 477	
道路部分なのか、隣地所有者が使用している部分なのか、不明であった。	
柳津町上佐波 2-432	
旧ポンプ小屋の敷地であるが、隣地との境界が不明であった。	

日置江字中島 2831-5、同 6	
隣地との境界が不明であった。	

【意見 管財課】

境界標を設置する等して、未利用地の境界を明らかにすることが望ましい。

6 占用許可条件の未履行

【事実関係】

河川敷に設けられた都市公園は、河川管理者から占用許可を受けて設置していることになるが、占用許可申請に際しては、その占用範囲を明示して申請をし、許可を受けることになる。

しかし、境川緑道公園や江崎運動場等、その現場においては、占用区域と占用外区域との境界が明らかでなかった。

【規範】

占用許可書では、占用許可の条件として、「占用の期間中見やすい場所に河川許可標を表示するとともに、占用区域の境界を明らかにする措置を講じなければならない。」とされている。

【指摘 公園整備課】

占用範囲は概ね特定されて許可を受けていることから、現場においても、厳密ではないにせよ、その場所をある程度は特定することができるはずである。

占用許可を受けている土地について、現場においても、占用区域の境界を明らかにしておくべきである。仮に、そのような境界を明らかにすることによって景観を害する等の事情があるのであれば、占用区域の境界を明らかにする措置を講じなければならないという占用許可の条件を外してもらうよう、占用許可をした主体との間で調整を図るべきである。

第3 都市公園における公園施設設置許可・公園施設管理許可・占用許可

1 前提

(1) 問題の所在

都市公園として利用される土地については、民法等の一般的規定の他、都市公園法上の規制が及ぶこととなるが、現地往査等の結果、公園管理者以外の者の関与や、土地に置かれた物品の存在が明らかとなった。この場合、都市公園法をはじめとする関係法令との適合性が問題となる。

(2) 都市公園法第5条の規定（公園施設設置許可・施設管理許可）

都市公園法第5条第1項では、公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないとされており、同条第2項は次のとおり規定する。

公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であるため、公園管理者である地方公共団体又は国が公園施設を自ら設け、かつ、自ら管理することが原則である。

しかし、公園施設の中には、売店、飲食店等公園管理者が自ら経営することが不適当なものや、専門性その他の理由により公園管理者が自ら設け又は管理することが困難な施設もある。また、近年の環境やレクリエーションに対する国民のニーズの多様化、社会貢献に対する意識の高まり等を背景とした公園施設の設置や管理への地域住民等多様な主体の参画ニーズに対応するためには、地域住民団体や民間事業者等多様な主体が、より主体的に自らの判断に基づき、都市公園の整備と管理を行えるようにすることが必要となる。

そこで、都市公園法第5条では、「公園管理者が自ら設置又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」又は「当該都市公園の機能の増進に資する場合」に限って、公園管理者以外の第三者に対して、公園施設の設置又は管理を許可できるものとされている。

（３）都市公園法第６条の規定（占用許可）

都市公園法第６条第１項は次のとおり規定する。

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

公園施設以外の工作物その他の物件又は施設に関していえば、都市公園の本来の目的からすれば、都市公園の効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならない。

他方で、都市公園も生活関係の錯綜する都市に設けられて一定の地域を占拠する以上、都市公園から公園施設以外のいかなる工作物等をも締め出してしまうことは円滑な社会生活に寄与するとはいえず、また、かえって都市公園の一部又は全部の廃止を余儀なくされる場合も生じ得る。

こうした観点から、都市公園法第６条では、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設についても、必要最小限の範囲内でこれを都市公園に設ける途を開くとともに、これらの占用物件によって、都市公園が荒廃することのないよう厳重な規制を行ったものと解されている（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修、都市公園法研究会編著『都市公園法解説（改訂新版）』156頁参照。）。

（４）監査の視点

上記から、公園管理者以外の者が、都市公園内で公園施設を設置又は管理したり、工作物等を置いて占用したりするような場合には、公園管理者である市が、それに対して許可をするかどうかの判断を厳密に行う必要がある。

２ 許可している対象者が問題となるケース

【事実関係】

野一色公園では、ある２つのゲートボール団体（法人格がない）に対して、倉庫の施設設置許可が発出されていた。

【規範】

国土交通省都市局、都市公園用運用指針第４版 15 頁によれば、「法第５条の許可を受けることができる主体は、法律上特段の限定はなく、私人、民間事業者、地方公共団体、公益法人、NPO法人、中間法人等を広く対象としている。ただし、同条の許可の運用に当たっては、許可を与える公園施設の規模や管理の内容等に応じ、当該公園施設を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有する者であるかどうか

を審査のうえ、適切な者に対してのみ許可を与えることが望ましい。なお、法人格のない任意団体を名宛人として許可を与えることは望ましくなく、必要な場合は、法人格を取得するよう指導する、代表である私人又は法人を名宛人として許可を行う等により、責任を明確にしておくことが望ましい。」とされている。

【指摘 公園整備課】

許可がなされた2つのゲートボール団体については、その団体規約が存在せず、構成員も不明であることから、法律上は、権利主体として認められる団体とならない。この場合、財産帰属主体が不明確となるとともに、許可された当該倉庫に起因とする事故の責任主体や、原状回復を求める場合の対象者が不明確になってしまう。

法人格のない団体に対して許可をする場合には、権利主体として認められるかどうかを確認し、それが確認できない場合には、自然人に対しての許可をすべきである。

3 許可の内容が問題となるケース

(1) 特定の団体が使用するための倉庫

ア 倉庫の設置許可

【事実関係】

地区公園：野一色公園	
ゲートボール団体に対して、「清掃倉庫」の設置という名目で、3年間の施設設置許可を発出していた。 現地にある倉庫（ロッカー）には、ゲートボールを行うための道具が入っているようである。	

【規範】

都市公園法第5条第2項の許可の対象は、「公園施設」の設置である。同法第2条第2項では、「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいうとされ、倉庫に該当しうるものとしては、「門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの（8号）」「前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの（9号）」である。

都市公園法施行令第5条第7項では、8号の政令で定める管理施設は、「門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に

資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第 31 条第 8 号において同じ。)その他これらに類するもの」とされている。また、同第 8 項では、9 号の政令で定める施設は、「展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの」とされている。

そして、ここでいう「倉庫」については、「都市公園の管理のために必要なものに限られることは当然である。」と解されている(国土交通省都市局公園緑地・景観課監修、都市公園法研究会編著『都市公園法解説(改訂新版)』65 頁参照。)

なお、都市公園法第 32 条では、都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができないとされている。

【指摘 公園整備課】

ゲートボール団体のためのロッカーは、公園の管理に必要なものとは到底言えないものであって、都市公園法第 5 条に基づく施設設置許可の対象となる「倉庫」には該当し得ない。

都市公園は、憩いの場、レクリエーションの場、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等の多様な機能を有しており、都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしている。こうした観点からしても、特に、その利用者の公平性を害するような公園施設の設置管理に対する許可は許されない。

特定団体の使用を常時許容することになるロッカースペースの設置のためになす施設設置許可は法に反するものである。

施設設置許可を取り消し、撤去を求めるべきである。

なお、市は、「都市公園内のゲートボール等使用許可要綱」に基づいてゲートボール使用許可を発出する際には、「公園内にゲートボール等のための用具庫を設置してはならない。」「使用後は、清掃を行い、原形に復し、ゲートボール等を行うために持参した用具等は、一切持ち帰らなければならない。」との条件を付しており、この通り、自らが付した条件からしても、ゲートボール団体のためのロッカー設置を許容することは矛盾するものである。

イ 市の所有する倉庫による占用許可

【事実関係】

未決定(運動公園): 日置江北公園(次木球場)

プレハブの器具庫 2 基が設置されていた。公園施設ではなかった。

現地往査の際、公園整備課によると、岐阜市軟式野球連盟が使用しているとのことであった。占用許可手続を執っているとのことであったので、占用許可の書類の提出を求めたところ、占用許可を受けていたのは、岐阜市教育委員会市民体育課(現

在の市民スポーツ課）であった。

また、市は、器具庫が公共施設であるということで、「地域住民の組織団体その他公の団体が公益上の目的で使用する」と(岐阜市都市公園条例施行規則第7条第1項第4号)に該当するとして、市に対して使用料免除をしていた。

その後、市民スポーツ課に確認したところ、市が設置した器具庫と審判控室であり、岐阜市ソフトボール協会が使用しているもので、公園の一般利用者が使用するものではないとのことであった。鍵については、市が保管しているが、岐阜市ソフトボール協会も保管していると思われるとのことであった。



【規範】

都市公園法第6条第1項では、都市公園に物件を設けて占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないとされている。

同法第7条では、物件が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができるとされている。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

【指摘 公園整備課】

岐阜市ソフトボール協会が使用するための器具庫・審判控室ということであれば、都市公園法第6条の許可要件を充たすことは考えにくい。

占用許可の要件を充たすものに限って許可を出すべきである。市所有の倉庫を公園利用者の誰でもが利用できるように管理するか、特定の団体のみが使用するのであれ

ば、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(2) 市に対する許可の内容

【事実関係】

市は、公園整備課以外の課が都市公園に物件を設けていることについて、以下のとおり、都市公園法上の許可手続をしていた。

公園名	許可先	物件	許可の内容
岐阜公園	岐阜市	鵜飼観覧船造船所	公園施設設置
岐阜公園	岐阜市（歴史博物館）	岐阜市歴史博物館 案内板等	公園施設設置 占用
旦島公園	岐阜市（水防対策課）	水防団員詰所	公園施設設置

市によれば、鵜飼観覧船造船所は、「体験学習施設」（都市公園法施行令第 5 条第 5 項第 1 号）に該当し、「植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの」（都市公園法第 2 第 2 項第 6 号）に該当するとのことであった。「体験学習施設」とは、公園利用者が、運動、文化、自然等に関する実験、体験、実技、講義等を行うことができる施設をいうものである（都市公園法概説）。しかし、鵜飼観覧船造船所では、公園利用者が見学をすることはできても、体験等を行うことができるのかは明らかではなく、「体験学習施設」に該当するかどうかは疑問であった。

岐阜市歴史博物館は、「陳列館」（都市公園法施行令第 5 条第 5 項第 1 号）に該当し、「植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの」（都市公園法第 2 第 2 項第 6 号）に該当するとのことであった。博物館が「陳列館」に該当することは明らかである。

水防団員詰所は、「食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫」（都市公園法施行令第 5 条第 8 項）に該当し、「前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの」（都市公園法第 2 第 2 項第 9 号）に該当するとのことであった。災害応急対策に必要な施設が公園施設として認められているのは、都市公園に対する災害時における避難地、避難路等としての機能が求められていることを理由とするものである。しかし、水防団員詰所は、水防団員が集まる場所（水防団員が使用する物を保管する場所）であり、都市公園が災害時における避難地、避難路等としての機能を有することとの関係性が不明であるから、「食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫」に該当するかどうかは疑問であった。

【指摘 公園整備課】

公園整備課以外の課が都市公園に設ける物件が「公園施設」に該当しない場合は、

公園施設設置許可の手続ではなく、占用許可の手続（都市公園法第6条第1項）となり、当該物件が、占用許可を与えることのできる「占用物件」（都市公園法第7条、同法施行令第12条、第15条、第16条、第17条、同法施行規則第5条の2、第5条の3、第6条、第7条、第7条の2、第8条）に該当するかどうかを判断すべきである。

【意見 公園整備課】

公園整備課以外の課が都市公園に設ける物件が「公園施設」に該当する場合は、公園管理者である市が公園施設を設置しているものであるから、先に述べた都市公園法第5条の趣旨からすれば、公園施設設置許可の手続は必要なく、今後、同許可の手続は止めることが望ましい。

（3）許可書の様式

【事実関係】

市の許可書には、「都市公園法施設設置」、「施設管理」、「占用」等、根拠条文が異なる許可が一体となった様式を利用している。

この様式の中には、根拠条文該当性を記載する箇所がない。

【意見 公園整備課】

上述の通り、法律上許容されないと思われる許可がなされてしまっていた背景には、都市公園法の規制が複雑になっている点も一因として考えられる。判断の適切性を担保するため、許可書の様式には、根拠条文を記載する箇所を設けることが望ましい。

第4 公園施設・工作物等の設置・放置

現地往査したところ、許可手続きがとられていない花壇、鉢植え、物置、器具等が設置されていたり、物品が放置されていたりしていた。以下、類型ごとに報告する。

1 公園施設の設置・管理

【事実関係】

地区公園：野一色公園

近隣住民が育てているという花壇が設置されていた。

花壇と公園路の境には、ロープが張られ、「花壇の中に入らないで下さい」という注意書きが貼られていた。花壇の部分は、雑草が伸びており、荒れた状態であった。

現地往査の際の説明では、近隣住民が花壇として使用することを希望したため、指定管理者が口頭で使用を許可したとのことであった。その後の説明では、市が花壇を設置し、指定管理者が近隣住民と共に管理しているとのことであったが、設置や管理に関する資料はなかった。

近隣住民に対する公園施設設置許可、公園施設管理許可の手続きは執られていない。



【規範】

都市公園法第2条第2項第2号では、花壇が公園施設に含まれるとされている。

都市公園法第5条第1項では、公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないとされている。同条第2項では、公園管理者が自ら設け又は管理することが不適当又は困難であると認められるとき、公園管理者以外の者が設け又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資する認められるときに限って、許可をすることができるとされている。

都市公園法第27条第1項第1号では、公園管理者は、都市公園法に違反している者に対して都市公園を原状に回復することを命ずることができるとされている。

【指摘 公園整備課】

花壇と公園路の間に、このような景観を害するような形でロープや注意書きを貼ることは、不自然であり、他の公園では見られないものである。近隣住民のほうから立入りを禁止しているのではないかとの印象も受けた。また、指定管理者が管理しているのであれば、このように荒れた状態にはならないはずである。上記の事実関係からすれば、市が花壇を設置したとは容易には認め難く、少なくとも指定管理者が花壇を管理しているとは認められない。

公園施設の設置・管理は、公園管理者が行うべきものであり、公園管理者以外の者が行うためには、許可の手続きが必要である。適正な手続を経ないで花壇を設置・管理させるべきではないが、そもそも、近隣住民による花壇の設置・管理は、都市公園法第5条の許可要件を充たすとは考えにくい。

市が花壇を設置したのであれば、指定管理者のみが花壇を管理すべきである。なお、花壇を設置したのが近隣住民であるならば、民法第242条により植物が土地に附合したものであるとして市の所有とし、償金請求権（民法第248条）の放棄をしてもらう必要がある。

2 花壇・鉢植えの設置

（1）都市公園

【事実関係】

風致公園：忠節緑地

近隣住民が無許可で鉢植え等を置いていた。

なお、公園に設置されていた水栓にホースを繋げて、鉢植えの水やりに使用していたが、水栓は岐阜県が設置したものであるとのことであった。



【規範】

都市公園法第6条第1項では、都市公園に物件を設けて占用しようとするときは、

公園管理者の許可を受けなければならないとされている。

同法第7条では、物件が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができるとされている。

- | |
|---|
| 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの |
| 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの |
| 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの |
| 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 |
| 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 |
| 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 |
| 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設 |

法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- | |
|---|
| 一 標識 |
| 一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの |
| 一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの |
| 二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの |
| 二の二 蓄電池で地下に設けられるもの |
| 二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの |
| 三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの |
| 四 索道及び鋼索鉄道 |
| 五 警察署の派出所及びこれに附属する物件 |
| 六 天体、気象又は土地観測施設 |
| 七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 |
| 八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 |
| 九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必 |

要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

- 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

都市公園法第 27 条第 1 項第 1 号では、公園管理者は、都市公園法に違反している者に対して都市公園を原状に回復することを命ずることができることとされている。

【指摘 公園整備課】

このような鉢植え等の設置による占用は、都市公園法第 6 条の許可要件を充たすことは考えにくい。

鉢植え等の設置者に撤去を求めるべきである。

（２）屋外体育施設

【事実関係】

厚八運動場	
運動場の一角に近隣住民が無許可で設置した花壇及び畑があった。	

【規範】

地方財政法第 8 条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第 19 条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされており、岐阜市公有財産規則第 21 条では、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとするとされている。

- (1) 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (6) 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

【指摘 市民スポーツ課】

花壇の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(3) 普通財産

【事実関係】

三田洞東 3-15-1 (住宅課)	
無断で鉢植え等が置かれていた。	

【指摘 住宅課】

鉢植え等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。

3 物置・コンテナの設置

(1) 都市公園

【事実関係】

未決定（運動公園）：岩利広場	
公園内に物置が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。	

未決定（風致公園）：伊鳥緑地	
公園内にコンテナが設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。	

近隣公園：島中央公園
公園内に物置が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。

	
---	--

運動公園：旦島公園（旦島球場）	
公園内に複数の物置が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。	

未決定（運動公園）：日置江北公園（次木球場）	
物置３台が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。	

上記のいずれの公園も、市が管理する公園であるが、設置されている物置・コンテナは、公園の管理のために使用されているものではなく、公園一般利用者の利用に供されているものでもなく、都市公園法第２条第２項に定める公園施設には該当しないものであった。これらの物置・コンテナによる占用についての許可手続は執られていなかった。

【指摘 公園整備課】

このような物置・コンテナの設置による占用は、都市公園法第６条の許可要件を満たすことは考えにくい。

物置・コンテナの設置者に撤去を求めるか、市が寄附を受けて管理をし、誰でも利用できるようにすべきである。

【意見 公園整備課】

公園内に無許可で物件が設けられることを防ぐために、市が物件を設置する場合又は物件の設置による占用を許可した場合には、当該物件にステッカーを貼る等により、市設置の物、占用許可により設置された物、無許可で設置された物のいずれに該当するのかを外形的に明らかにしておくことが望ましい。

(2) 広場

【事実関係】

黒野みどり広場	
小屋が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。 小屋による占用の許可手続は執られていなかった。	

【指摘 公園整備課】

小屋の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(3) 子ども遊び場

【事実関係】

No.50－1（柳津町上佐波 2 丁目 68）	
倉庫が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。 なお、土地の所有者は市である。	

【指摘 子ども支援課】

倉庫の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(4) 屋外体育施設

【事実関係】

厚八運動場		
物置が3つ設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。		
		

【指摘 市民スポーツ課】

物置の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(5) 普通財産（未利用地）

【事実関係】

森東 128、129-1、142、132（管財課）	
129-1の一部に、建物が建っていた。水防団員詰所とのことであるが、手続が執られていなかった。 また、129-1は、グラウンドゴルフのために使用されているようであり、市のものではない器具庫が設置されていた。	
大洞緑山 1-3379-93（管財課）	
住宅地の中にある土地である。アスファルト舗装がされていたが、誰が舗装したのかは不明であった。	

茜部本郷 3 丁目 158 番地 3 (管財課)	
アスファルト舗装、フェンス設置がされていたが、誰が行ったのか把握していなかった。	

北山 1-11-10 (管財課)	
所有者不明の小屋が建てられていた。	

茜部菱野 3 丁目 47 番 2 (管財課)	
自治会に無償貸与している土地である。倉庫が設置されていたが、自治会との契約書では工作物の設置は禁止されていた。	

【指摘 管財課】

建物、アスファルト舗装、倉庫等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。

4 器具・備品の設置

(1) 都市公園

【事実関係】

未決定（運動公園）：岩利広場	
公園内にグランドゴルフ用と思われるカーペットが設置されていた。担当課職員においても設置者及び所有者が誰であるのかについて、把握することができていなかった。	
未決定（運動公園）：中屋運動場	
公園内に複数の椅子が置かれていた。担当課職員においても留め置いた者が誰であるのかについて、把握することができなかった。	
未決定（地区公園）：溝口公園（溝口球場）	
公園内に机や椅子が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。	

【指摘 公園整備課】

このような器具の設置・放置による占用は、都市公園法第6条の許可要件を充たすことは考えにくい。

器具・備品の所有者を調査し、撤去を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。

(2) 広場

【事実関係】

藍川広場	
広場内に団体の名称が記載されたじょうろが無許可で置かれていた。担当課職員においても設置した者が誰であるのかについて、把握することができなかった。	
藍川広場	
鍵のかかった道具入れが無許可で置かれていた。担当課職員においても設置した者が誰であるのかについて、把握することができなかった。	
藍川広場	
広場の周囲に無許可でネットが置かれていた。担当課職員においても設置した者が誰であるのかについて、把握することができなかった。	

【指摘 公園整備課】

器具・備品の所有者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。

(3) 子ども遊び場

【事実関係】

No.10-6 (日野東8丁目2-20)	
石灯籠及び電柱（防犯カメラのようなもの）が設置されていた。 電柱の電線は下の民家と繋がっているように見えた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。 なお、土地の所有者は市である。	
	

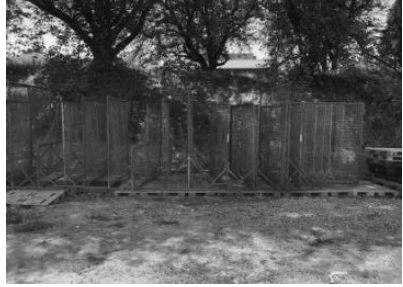
【指摘 子ども支援課】

工作物の所有者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

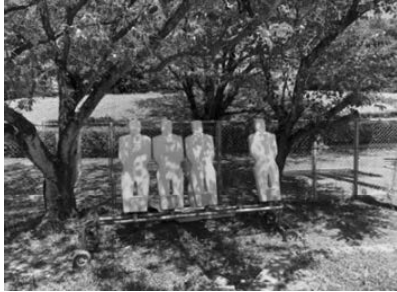
(4) 屋外体育施設

【事実関係】

坂巻運動場		
廃材を利用したベンチやバッティング練習場のようなもの、箱が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。		
		

坂巻運動場	
特定の利用者の所有と思われる野球用のネットが留め置かれていた。	

高桑運動場	
コンテナ物置が設置されていた。 市は、設置者及び所有者を把握していなかった。	
	

柳津運動場	
特定の利用者の所有と考えられるサッカー用の器具が留め置かれていた。	

【指摘 市民スポーツ課】

器具・備品の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。

（５）自転車駐車場

【事実関係】

金町自転車駐車場

自転車駐車場敷地内にプランターが３つ設置されていた。その劣化状況等から既に長期間にわたって設置されていたことが伺われた。市は、設置者・所有者を把握していなかった。



【指摘 土木管理課】

近隣店舗に確認する等により設置者・所有者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

５ 物品の放置

（１）都市公園

広域公園：長良川公園

公園内にスケートボードに用いる道具が留め置かれていた。担当課職員においても留め置いた者が誰であるのかについて、把握することができていなかった。



地区公園：野一色公園

公園内に木箱が留め置かれていた。担当課職員においても留め置いた者が誰であるのかについて、把握することができていなかった。



【規範】

遺失物法第 4 条第 1 項では、物件を習得した者は速やかに拾得した物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないとされている。

遺失物法第 13 条第 1 項では、拾得した者から物件の交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないとされている。

遺失物法第 20 条第 1 項では、特例施設占有者は、交付を受け又は自ら拾得した物件を保管する場合において、滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又は保管に過大な費用若しくは手数料を要するときはこれを売却できるとされている。

遺失物法第 20 条第 2 項では、特例施設占有者は、交付を受け又は自ら拾得して保管する物件が同法第 9 条第 2 項各号に掲げるものに該当する場合、すなわち、傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であって政令で定めるもの及びその保管に不相当な費用又は手数料を要するものとして政令で定める物に該当する場合において、同法第 18 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定による公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却できるとされている。

遺失物法第 21 条第 1 項では、特例施設占有者は、同法第 20 条第 1 項本文又は第 2 項に規定する場合において、売却につき買受人がないとき、売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるときなどに、政令で定めるところにより保管物件について廃棄その他の処分をすることができるとされている。

【指摘 公園整備課】

物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。

【意見 公園整備課】

物品の留置きを防ぐため、物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。

【意見 公園整備課】

市が特例施設占有者と指定を受ければ、拾得した物件によっては警察署長へ提出せずに、自ら保管した上、これを売却又は処分することができるようになる。

拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。

(2) 広場

【事実関係】

下江崎広場	
タイヤや荷台が設置されていた。担当課職員においても設置した者が誰であるのかについて、把握することができなかった。	

【指摘 公園整備課】

物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。

【意見 公園整備課】

物品の留置きを防ぐため、物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。

【意見 公園整備課】

市が特例施設占有者と指定を受ければ、拾得した物件によっては警察署長へ提出せずに、自ら保管した上、これを売却又は処分することができるようになる。

拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。

(3) 自転車駐車場

【事実関係】

細畑駅自転車駐車場	
三角コーンが放置されていた。	

長森駅自転車駐車場	
柵に傘、ビニール袋、自転車用の鍵がつけられていた。	

手力駅自転車駐車場	
傘が複数本放置されていた。	

野一色自転車駐車場	
工具箱のような物が放置されていた。	

上記いずれについても、市は、誰が放置しているのかを把握していなかった。

【指摘 土木管理課】

物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。

【意見 土木管理課】

物品の留置きを防ぐため、物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。

【意見 土木管理課】

市が特例施設占有者と指定を受ければ、拾得した物件によっては警察署長へ提出せずに、自ら保管した上、これを売却又は処分することもできるようになる。

拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。

6 石碑の設置

【事実関係】

広場：交人広場	
石碑が設置されていた。担当課職員によると石碑の設置は、市が広場を管理するようになった後と思うが、この石碑に関する資料がなかった。	

広場：下江崎広場	
石碑の説明看板が設置されていた。担当課職員によると石碑の説明看板の設置は、市が広場を管理するようになった後であると思うが、この石碑に関する資料がなかった。	

【指摘 公園整備課】

石碑等を設置させるときは、必要な手続をとるとともに、その経緯を記した資料を作成保存しておくべきである。

第5 都市公園及び広場における行為許可

1 概要

市は、「都市公園内のゲートボール等使用許可要綱（平成2年9月5日決裁）」を用いて、都市公園や広場において、グラウンドゴルフ、ペタンク等をする同好会等や少年野球や少年サッカー等をするスポーツ少年団等に対し、岐阜市都市公園条例第3条第1項第5項に基づく許可をしていた。許可の内容は、いずれも、期間1年間で、毎週何曜日の何時から何時まで使用するというものである。なお、同要綱では、岐阜市都市公園条例第3条第1項第5項の規定による許可のうち、ゲートボール、ペタンク、パターゴルフ、その他これらに類する軽スポーツを目的とするものに関し必要な事項を定めたものであるとされている。

形式上は、岐阜市都市公園条例施行規則第2条の定める公園内行為許可申請書を提出させて許可をし、同施行規則第7条の定める公園使用料減免申請書を提出させて免除するという事務をしていたが、実際は、市の方で、公園内行為許可申請書を作成した上で、一斉に送付し、使用曜日と使用時間の記入押印をさせて提出させていた。

使用料減免申請書についても、市の方で、岐阜市都市公園条例第9条の定める使用料（1平方メートル当たり1日70円）を計算した上で、それを記入したものを一斉に送付し、押印させて提出させていた。

令和2年度は、グラウンドゴルフやペタンクについて117件、少年野球や少年サッカー等について20件の事務をしていた。

使用料減免については、「地域住民のコミュニティ形成及び高齢者の健康増進等を目的とした団体が行う軽スポーツのため」、岐阜市都市公園条例施行規則第7条第1項第4号「地域住民の組織団体その他公の団体が公益上の目的で使用する時」と及び第8号「市長がこれらに準ずる理由があると認めるとき」に該当するとして、全額を免除していた。全件の使用料の合計額は20億9849万2200円とのことであった。

また、市は、許可書の送付の際、許可条件を記した書面も送付しており、そこには、「他の公園使用者の妨げにならないよう、お互いに譲り合いながら使用してください（独占的な使用を許可するものではありません。）」と記載されていた。

2 広場における行為許可

【事実関係】

上記の事務のうち 12 件については、都市公園ではなく広場におけるものであった。

【指摘 公園整備課】

広場には、岐阜市都市公園条例及び同施行規則の適用はない。許可という行為をするにあたって、適用されない条例に準拠することは許されない。

根拠のない許可制をすべきではない。

3 都市公園における行為許可

(1) グラウンドゴルフ、ペタンク等

【事実関係】

上記 1 のとおり、市は、グラウンドゴルフ、ペタンク等を行う同好会等に対して、実質的に、1 年間、許可書に記載した曜日の時間に独占して公園を使用することのお墨付きを与えている。

市は、「独占的な使用を許可するものではありません。」と記載した書面を配布しているが、「都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」に該当することを根拠に許可制にしていることと自己矛盾している。

他方において、子ども達が集まって公園でキャッチボールなどのボール遊びをする場合、ある時間、公園の一部を占用するという点では、グラウンドゴルフと変わることはないが、このような行為は、市の許可制の対象となっておらず、市がお墨付きを与えることもない。

【指摘 公園整備課】

都市公園法第 12 条や岐阜市都市公園条例が一定の行為について許可制としているのは、工作物が存在しない場合においても、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、都市公園の適正な管理を図るため、適切な規制を行う必要があるためである（都市公園法解説・一般社団法人日本公園緑地協会発行）。すなわち、独占的利用のお墨付きを与えるための制度ではなく、公園の管理のために規制を行うための制度である。

ところが、市が岐阜市都市公園条例第 3 条第 1 項第 5 号を根拠にして設けている「都市公園内のゲートボール等使用許可要綱（平成 2 年 9 月 5 日決裁）」により許可の対象としている行為は、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、パターゴルフ

その他これらに類する軽スポーツであり、これらは、都市公園法第12条第1項各号や岐阜市都市公園条例第3条第1号から第4号までに掲げられている行為とは、性質を異にする行為である。グラウンドゴルフ等がこれらの行為に準じるとすれば、原則として禁止される行為ということになり、妥当ではない。

市は、規制を行うために許可制にしているのではなく、許可をすることにより独占的利用のお墨付きを与える運用をしており、これは都市公園法及び岐阜市都市公園条例の趣旨を逸脱するものとする。

また、1年間にわたって都市公園の使用を許可するというのは、都市公園の自由利用の原則に反するものである。

したがって、市が、岐阜市都市公園条例第3条第1項第5号を根拠にして、これらの行為を許可制としている運用は、条例の適用範囲を超えるものである。

横浜市、川崎市、和泉市、白井市等は、グラウンドゴルフ等は、一部の場所を占有するものであるが、ボール遊びと同様、他の公園利用者と譲り合いながら利用できるという観点から、自由利用と判断する旨をホームページ上で公表している。

同好会同士が利用調整をしたいことは分かるが、それは市が間に入って行うことではなく、地域住民がお互いに譲り合って行うものである。しかも、市は、そのために、大量の許可申請書を作成し、全額免除する使用料の計算作業をするという無駄な事務負担をしている。そもそも、使用料の免除についても、グラウンドゴルフ等は、公益上の目的とは言い難い。

グラウンドゴルフ、ペタンク等の軽スポーツについては、条例の適用範囲を超えた許可制により独占的利用権を与えるようなことはすべきではなく、横浜市、川崎市、和泉市、白井市等のように都市公園の自由利用の範囲内の行為とすべきである。

【意見 公園整備課】

高齢者によるグラウンドゴルフ等の需要が高まっていることに鑑みれば、現状のような曖昧かつ不適切な管理運営ではなく、既存の公園や広場を明確にグラウンドゴルフ場の施設としたり、南部スポーツセンターのように新しくグラウンドゴルフ場を整備したりして、他のスポーツ施設と同様に、予約制（その都度の使用申込と承認）により管理運営することが望ましい。

（２）少年野球・少年サッカー等

【事実関係】

市は、同じサッカーであっても、日野サッカー場（日野堂後公園）においては、上記の岐阜市都市公園条例第3条第1項第5号による許可制を行っているのに対し、鏡島サッカー場（鏡島運動場）においては、同条の許可制を行わず、岐阜市民総合体

育館で利用申込みを受け付ける予約制にしている。また、同じ野球であっても、島中央公園においては、同条の許可制を行っているのに対し、日置江球場（日置江公園）においては、同条の許可制を行わず、岐阜市民総合体育館で利用申込みを受け付ける予約制にしている。

【指摘 公園整備課】

上記（１）と同様、少年野球も少年サッカーも、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為ではないし、都市公園法第 12 条第 1 項各号や岐阜市都市公園条例第 3 条第 1 号から第 4 号に掲げられている行為とは性質を異にする行為である。

また、１年間にわたって都市公園の使用を許可するというのは、都市公園の自由利用の原則に反するものである。

したがって、市が岐阜市都市公園条例第 3 条第 1 項第 5 号を根拠してこれらの行為を許可制としている運用は、条例の適用範囲を超えるものである。

市が法的根拠のない許可制をする施設は、年間を通じて独占利用のお墨付きを与える一方で、そうでない施設は、予約制（その都度の使用申込と承認）とするというのは、都市公園の自由利用の原則に反し、公正さにも欠けるものであるから、妥当な事務ではない。

少年野球、少年サッカー等について、条例の適用範囲を超えた許可制により特定の団体に独占的利用権を与えるようなことはすべきではなく、他のスポーツ施設の利用者と同様に、予約制（その都度の使用申込と承認）により管理運営すべきである。

（３）岐阜市都市公園条例第 3 条第 1 項第 5 号の改正

【事実関係】

市が許可制にする根拠としている岐阜市都市公園条例第 3 条第 1 項は、次のように規定されている。

都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （１）行商その他これらに類する行為をすること。
- （２）業として写真又は映画を撮影すること。
- （３）興行を行なうこと。
- （４）競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- （５）前各号に掲げるもののほか、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

第 5 号は、第 1 号ないし第 4 号に掲げるもののほか、無限定で、独占して利用するためには許可が必要であるとしている。

【規範】

都市公園法第 18 条では、この法律およびこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定めるとされている。

国土交通省（旧建設省）が各都道府県知事宛に送付した都市公園条例の雛型では、次のように規定されている。

都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

- （１）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （２）業として写真又は映画を撮影すること。
- （３）興業を行なうこと。
- （４）競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

第４号は、「競技会、展示会、博覧会」と例示しつつ、「その他これらに類する催しのため」と限定して、独占して利用するためには許可が必要であるとしている。岐阜市都市公園条例のように、無限定で許可を必要とする包括的な条項は設けられていない。

なお、国が設置する都市公園については、都市公園法に同じ趣旨の規定があり、ここでは、次のように規定されており、上記の国土交通省の雛型と同様である。

都市公園法第 12 条第 1 項

国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

都市公園法施行令第 19 条

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 二 ロケーションをすること。

他の地方自治体の都市公園条例をいくつか調べたが、上記の国土交通省の雛型と同様であった。

【意見 公園整備課】

岐阜市都市公園条例第 3 条第 1 項第 5 号の定め方は、広く都市公園の全部又は一部を独占して利用することを許可制にすることによって、あたかも、この条項をもって

許可することにより独占的利用のお墨付きを与えるような都市公園法の趣旨を逸脱する運用を誘発しかねない。

岐阜市都市公園条例第3条第5号を削除し、第4号を「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」とする条例改正をすることが望ましい。

第6 利用・使用

1 特定の利用

(1) 都市公園

【事実関係】

未決定（運動公園）：岩利広場		
大きく分けて、敷地の1／3がグラウンドゴルフ場、1／3が駐車場、1／3が草むらであった。 この公園は、地域からの要望で開設されたこと、市以外の人（団体）によってグラウンドゴルフ用のマットが埋め込まれていたこと、市のものではない器具庫が置かれていたこと、グラウンドゴルフをする人（団体）以外による利用が確認されていないことからすれば、特定の人（団体）のためのグラウンドゴルフ場であると受け取らざるを得なかった。なお、市の所有地である。		
		

未決定（風致）：伊鳥緑地	
市は、風致としているが、サッカー場であった。 コンテナが1つ設置されており、サッカー用具（ライン引きなど）が保管されていたが、市が管理するものではなく、占用許可もなかったことから、特定の団体のためのサッカー場であると受け取らざるを得なかった。なお、県から河川占用許可を受けている土地である。	

【指摘 公園整備課】

あくまでも公園だとするのであれば、特定の人（団体）のためにだけ利用されるような実態を改めるべきである。当該公園の性質上、現状の利用実態を継続させるしかないのであれば、公園としては成り立たないため、市の所有地ならば普通財産として当該特定の人（団体）に貸し付けるか、有料のスポーツ施設とすべきである。

【事実関係】

近隣公園：早田西公園	
公園に隣接する県立高校のテニスコートに向けてベンチが置かれていた。 なお、現地往査の際には、このベンチの設置者及び所有者が誰であるのか把握していなかったが、その後、市が購入したものであるとの説明があった。	

【意見 公園整備課】

特定の団体のテニスコートを観覧するために公園を使用させるのは望ましくない。

特定の団体のために公園のベンチが使用されている実態を改めることが望ましい。

(2) 広場

【事実関係】

藍川広場	
地域からの要望で、道路の高架下（県有地）を整備して、令和２年度に開設した。整備費用は 3,829,618 円であった。 この広場は、地域からの要望で整備されたこと、市以外の人（団体）によってグラウンドゴルフ用のネットが設置されていたこと、市のものではない器具庫やじょうろが置かれていたこと、グラウンドゴルフをする人（団体）以外による利用が確認されていないことからすれば、特定の人（団体）のためのグラウンドゴルフ場であると受け取らざるを得なかった。	
	
	

日置江広場	
地域からの要望で、平成 26 年に開設された。個人所有地であり、年間 185 万円の賃料を支払っている。 主として、ゲートボールで利用されている。周囲は、目の前に子ども園があるほかは、田んぼである。	

安食南広場		
地域からグラウンドゴルフができる場所はないかと要望を受け、県から河川敷の占用許可を受けて開設された。 市のものではない器具庫が置かれており、特定の人（団体）のためのグラウンドゴルフ場と受け取らざるを得なかった。		
		

【指摘 公園整備課】

不特定多数の人に利用されるべき広場が特定の人たちのグラウンドゴルフ場・ゲートボール場になっているという実態は適切ではない。ましてや、藍川広場のように、そのために多額の費用を拠出して整備をしたり、日置江広場のよう、そのために借地料を支払ったりするというのは、公金の支出として不適切である。

あくまでも広場だとするのであれば、特定の人（団体）のためにだけ利用されるような実態を改めるべきである。当該広場の性質上、現状の利用実態を継続させるしかないのであれば、広場としては成り立たないため、有料のスポーツ施設とすべきである。

【事実関係】

中大桑広場

地域からラジオ体操、花壇のために使いたいと要望を受け、朝日大学から借り受けて開設された。開設の経緯に関する資料がなく、朝日大学に問い合わせた。出入口付近に花壇はあったが、それ以外の部分は空き地であった。



【指摘 公園整備課】

開設の経緯は、今後の当該施設のあり方に大きくかかわるものである。

施設を開設する際には、開設の経緯を記した資料を作成して保管すべきである。

(3) 子ども遊び場

【事実関係】

No. 26-6 (茜部神清寺2丁目55)

なずな学園の前にあった。市は、管理団体をなずな学園であるとしているが、どういう団体なのかは把握していなかった。

外観上は、なずな学園のグラウンドのようであり、無関係の子どもが遊びにくい状態であった。

なお、個人の所有地である。



【指摘 子ども支援課】

子ども遊び場の管理団体を把握すべきである。

【指摘 子ども支援課】

特定の団体のためのものであれば、子ども遊び場を廃止すべきであるし、公の施設であるならば、不特定多数の子どもが利用しやすいように整備・管理すべきである。

2 市の所有物件の使用

(1) 都市公園

【事実関係】

広域公園：日野堂後公園	
市がコンテナを設置していたが、そのうち一つは、市が鍵を管理しておらず、岐阜市サッカー協会が鍵を管理しているとのことであった。もう一つについても、市も鍵を管理しているものの、岐阜市サッカー協会も鍵を管理しているとのことであった。	

未決定（風致）：伊自良川緑地

市が倉庫を設置していたが、その鍵を岐阜市サッカー協会が管理しており、市は鍵を管理していなかった。

【規範】

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第19条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

地方自治法第238条の4第7項では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされており、岐阜市公有財産規則第21条では、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとするとしている。

- (1) 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (6) 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

【指摘 公園整備課】

市が設置した倉庫は、行政財産にあたるどころ、その行政財産たる倉庫の鍵の保管が特段の根拠もなく第三者へ委ねられており、市によって倉庫の管理が全くできない状態となっている。

都市公園に市が設置した倉庫は、使用者から鍵の返却を受けて市が管理するか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(2) 屋外体育施設

【事実関係】

則松球場	
市の設置した倉庫の鍵を岐阜市軟式野球連盟が管理しており、市は鍵を管理していなかった。	

【指摘 市民スポーツ課】

屋外体育施設に市が設置した倉庫は、使用者から鍵の返却を受けて市が管理するか、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜市公有財産規則第 21 条第 7 号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

(3) 未利用地

【事実関係】

本荘字三ツ俣前 1484 番 6 (労働雇用課)	
市が設置したフェンスが洗濯物干しに使用されていた。	

【指摘 労働雇用課】

市の土地のフェンスを私的利用させないように管理すべきである。

3 車両の無断駐車

(1) 都市公園

【事実関係】

未決定（運動公園）：日置江北公園

公園利用者がいないにもかかわらず、公園駐車場に自動車が留め置かれていた。



【意見 公園整備課】

公園駐車場に公園利用者以外の駐車を禁止する旨の掲示をすることが望ましい。

(2) 子ども遊び場

【事実関係】

No.29-19（中西郷4-9）

自動車が2台駐車されていた。
なお、土地の所有者は市であった。



【指摘 子ども支援課】

車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、子ども遊び場を廃止して普通財産とした上で、駐車場としての貸付手続の履践を求めるべきである。

(3) 普通財産（未利用地）

【事実関係】

椿洞字蔭平 425 番 72、98（管財課）

駐車車両があった。



永楽町1丁目10番1

ロープ等によって無断使用を防ぐ方策がなされておらず、車両が停められていた。



【指摘 管財課】

車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、駐車場としての貸付手続の履践を求めるべきである。

4 恒常的な通行使用

(1) 都市公園

【事実関係】

地区公園：野一色公園

公園に隣接する住宅敷地の出入口が公園に面しており、公園を通行して敷地に入出入りする状況であった。

当該住宅は道路にも面していたのであり、公園を通過せずとも道路へ出ることが可能な立地であったが、公園側の出入口に表札や郵便受けがあった。



風致公園：粕森公園

公園に隣接する複数の住宅敷地の出入口が公園に面しており、公園を通行して敷地に入出入りする状況であった。

当該住宅敷地の中には、道路にも面している敷地もあり、公園を通過せずとも道路へ出ることが可能な立地のものがあった。



【規範】

都市公園法第 32 条では、都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができないとされている。

【意見 公園整備課】

住宅の出入口が公園に面しているということは、住民が公園の一部を公道へ通ずる通路として日常的に使用しているということであり、通行地役権を設定されたに等しい状態となっており、都市公園法第 32 条に違反しているものと考えられる。

他方で、建築基準法及び同法施行規則によれば、周囲に公園のある敷地上の建築物については例外的に接道要件を免除されることがあり、公園を通路として利用することも否定はしていないと考えることはできる。もっとも、これは、接道要件を免除するという意味に留まるものであり、接道要件を満たしている敷地の所有者が公園を恒常的に通行することまでは許容していないと考える。

公園を恒常的に通行している当該住宅の所有者に対して、その敷地への出入口を道路側へ設置するよう求めることが望ましい。少なくとも、公園を恒常的に通行することについて承諾するのかわからないのかを明確にしておくことが望ましい。

（２）普通財産

【事実関係】

普通財産：長良字六本松 3091-2、3092-6（管財課）

奥にある岐阜大学の寮へ通じる道路として利用されていたが、何の手続きもとられていなかった。



普通財産：萱場南 3-4-19（管財課）

旗竿部分が、隣地所有者が駐車場へ出入りする通路の一部として使用されていたが、何の手続きもとられていなかった。



【指摘 管財課】

違法に通行されている状態を是正すべく、貸付手続の履践を求めるべきである。

5 不明者による使用

【事実関係】

普通財産：芥見大退 2-530（管財課）	
昭和 58 年に組合に使用貸借したが、その後の資料はなく、組合の連絡先も不明であった。一部を耕作している様子であった。	

【指摘 管財課】

貸付先の連絡先が分からなくなることがないように管理すべきである。

第7 指定管理者制度による管理及び運営

市は、次の都市公園について、指定管理者制度を導入している（岐阜市都市公園条例第25条）。指定管理者の推移は、次のとおりである。

造園会社又は造園会社を代表構成員とする共同企業体が指定管理者となっているか、グループ会社に造園会社を有している企業が指定管理者となっている。

都市公園	年度	指定管理者
岐阜ファミリーパーク	H18～H20	昭和コンクリート工業・昭和造園土木・技研サービス・東海遊具共同体 （構成員）昭和造園土木株式会社、昭和コンクリート工業株式会社、株式会社技研サービス、株式会社東海遊具製作所
	H21～H23	岐阜市公園緑地管理共同事業体 （構成員）財団法人岐阜市みどりのまち推進財団、株式会社岐阜造園、株式会社立花園
	H24～H28	財団法人岐阜市みどりのまち推進財団
	H29～R3	ファミリーパークホールディングス （構成員）株式会社岐阜造園、株式会社立花園
長良公園	H18～H20	吉村・田中・安全共同企業体 （構成員）吉村造園土木株式会社、株式会社田中造園、株式会社安全整備
	H21～H23	吉村・田中・安全共同企業体 （構成員）吉村造園土木株式会社、株式会社田中造園、株式会社安全整備
	H24～H28	長良公園ホールディングス 構成員：株式会社岐阜造園、株式会社立花園
	H29～R3	長良公園ホールディングス （構成員）株式会社岐阜造園、株式会社立花園
早田西公園	H24～H28	財団法人岐阜市みどりのまち推進財団
	H29～R3	S N K Kホールディングス （構成員）株式会社岐阜造園、株式会社立花園
木ノ下公園	H24～H28	早田西公園と一括
	H29～R3	早田西公園と一括
野一色公園	H24～H28	早田西公園と一括
	H29～R3	早田西公園と一括

加納公園	H29～R3	早田西公園と一括
境川緑道公園	H24～H28	境川緑道公園管理運営企業体 (構成員) 吉村造園土木株式会社、株式会社技研サービス
	H29～R3	境川緑道公園管理運営企業体 (構成員) 吉村造園土木株式会社、株式会社技研サービス
福光中央公園	H24～H28	昭和コンクリート工業株式会社
	H29～R3	昭和コンクリート工業株式会社
八ツ草公園	H24～H28	福光中央公園と一括
	H29～R3	福光中央公園と一括
北西部運動公園	H24～H28	昭和造園土木株式会社
	H29～R3	昭和造園土木株式会社
岐阜市畜産センター公園	H24～H28	昭和造園土木株式会社
	H29～R3	昭和造園土木株式会社

1 指定管理者の間接経費

【事実関係】

令和2年度の実績報告書によると、指定管理者の支出は次のとおりであった。

(単位：円)

	支出合計	(内訳)					
岐阜ファミリーパーク	96,158,969	人件費	53,129,027	事業費	38,468,632	間接経費	4,561,310
		正規職員	46,105,566	需用費	15,198,404		
		パート等	7,023,461	役務費	1,991,957		
				委託費	9,444,412		
				その他	11,833,859		
長良公園	62,878,176	人件費	14,556,310	事業費	45,637,191	間接経費	2,684,675
		正規職員	13,633,050	需用費	9,648,353		
		パート等	923,260	役務費	802,101		
				委託費	26,969,650		
				その他	8,217,087		
早田西・木ノ下・野一色・加納公園	38,372,038	人件費	16,302,777	事業費	20,764,231	間接経費	1,305,030
		正規職員	16,302,777	需用費	7,849,727		
		パート等	0	役務費	1,259,144		
				委託費	8,571,414		
				その他	3,083,946		
境川緑道公園	45,833,333 ※事業費の合計額は、指定管理者が提出した決算書に記載されている額であるが、内訳の合計額は、27,014,752円である。	人件費	15,296,916	事業費	27,490,720	間接経費	3,045,697
		正規職員	2,500,000	需用費	1,135,469		
		パート等	12,796,916	役務費	2,616,506		
				委託費	22,580,597		
				その他	682,180		

福光中央公園・八ッ草公園	36,440,832	人件費	14,886,771	事業費	14,760,743	間接経費	6,793,318
		正規職員	5,720,569	需用費	3,719,674		
		パート等	9,166,202	役務費	1,158,637		
				委託費	8,128,032		
				その他	1,754,400		
北西部運動公園	46,655,296	人件費	4,372,437	事業費	36,187,090	間接経費	6,095,769
		正規職員	4,372,437	需用費	6,643,419		
		パート等	0	役務費	177,127		
				委託費	27,219,586		
				その他	2,146,958		
岐阜市畜産センター公園	138,253,879	人件費	74,974,971	事業費	39,715,262	間接経費	23,563,646
		正規職員	66,646,535	需用費	25,717,326		
		パート等	8,328,436	役務費	2,479,007		
				委託費	8,209,944		
				その他	3,308,985		

間接経費は、指定管理業務を実施するための人件費、事業費等の直接的な経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の事業に直接要しない間接的な経費である。

令和２年度の予算書によると、直接経費に対する間接経費の比率は、次のとおりであった。

都市公園	直接経費予算額	間接経費予算額	直接経費に対する 間接経費の比率
岐阜ファミリーパーク	91,884,200 円	4,855,800 円	5.28%
長良公園	60,932,000 円	2,348,000 円	3.85%
早田西・木ノ下・野一色・加納公園	36,417,000 円	1,938,000 円	5.32%
境川緑道公園	42,605,276 円	3,228,057 円	7.57%
福光中央公園・八ッ草公園	30,420,000 円	6,000,000 円	19.72%
北西部運動公園	39,698,000 円	5,500,000 円	13.85%
岐阜市畜産センター公園	121,890,000 円	24,960,000 円	20.47%

市に提出されている収支予算書には、間接経費の算定根拠が記載されていない。実際の支出項目を積み上げて計算される訳ではない間接経費の算定について、市は、算

定基準を設けておらず、指定管理者に委ねている。

【指摘 公園整備課】

直接経費に対する間接経費の比率が、3.85%～20.47%と差が大きすぎるため、指定管理者間の公平に失っている上、指定管理料の過大な負担になっている（指定管理者に不当に利益を与えている）恐れもある。

収支予算書に間接経費の算定根拠を記載させるべきである。長野市は、指定管理者制度ガイドラインにより、かかる指導をしている。

【意見 公園整備課】

直接経費に対する間接経費の比率を適切なものにして、適切な指定管理料となるよう、基本的な間接経費の比率を定めることが望ましい。熊本市は、指定管理者制度運用マニュアルにより、「人件費に一般管理費率（10,000 千円まで 5 %、100,000 千円まで 4.5 %、200,000 千円まで 4 %、200,000 千円超 3.5 %）を乗じ、積み上げた額とする。」と定めている。

【事実関係】

令和 2 年度の実績報告書によると、収入、直接経費、間接経費の予算執行率は、次のとおりであった。間接経費の予算執行率が 100%を超えていたところがあった。

都市公園	収入 予算執行率	直接経費 予算執行率	間接経費 予算執行率
岐阜ファミリーパーク	99.4%	99.6%	93.9%
長良公園	99.4%	98.7%	114.3%
早田西・木ノ下・野一色・加納公園	122.7%	101.7%	67.3%
境川緑道公園	100%	100.4%	94%
福光中央公園・八ッ草公園	117%	97.4%	113%
北西部運動公園	—	102.1%	111%
岐阜市畜産センター公園	94%	94.0%	94%

【指摘 公園整備課】

間接経費は、指定管理業務と直接関係がなく積み上げで計算される費目ではないことから、基本的に、予算の金額と決算の金額に差異は生じないはずである（もっと言えば、生じるべきではない）。間接経費の予算執行率が 100%を超えているということは、予算に計上した間接経費では利益が生じるどころ、予算の金額を上回る間接経費を計上することにより利益が出ていないことにしているといえる。

収支予算書で提示された間接経費の変更は、原則として認めるべきではない。もし、状況等の変化により変更を行なう必要がある場合は、その理由と算定根拠を示させる

べきである。長野市は、指定管理者制度ガイドラインにより、かかる指導をしている。

2 再委託

【事実関係】

事業費に占める委託料（再委託）の割合は、次のとおりであった。事業費のうち委託料が占める割合が 50%を超える指定管理者が 4 者あった。

境川緑道公園については、株式会社技研サービスへの人員派遣費用が、岐阜市畜産センター公園については、公益社団法人シルバー人材センターへの業務委託費が、いずれも収支決算書では人件費として報告されていたが、事業費・委託料に加えて記載した。

都市公園	事業費	委託料	事業費のうち委託料が占める割合
岐阜ファミリーパーク	38,468,632 円	9,444,412 円	24.5%
長良公園	45,637,191 円	26,969,650 円	59.0%
早田西・木ノ下・野一色・加納公園	20,764,231 円	8,571,414 円	41.2%
境川緑道公園	33,521,756 円	28,611,633 円	85.3%
福光中央公園・ハツ草公園	14,760,743 円	8,128,032 円	55.0%
北西部運動公園	36,187,090 円	27,219,586 円	75.2%
岐阜市畜産センター公園	39,715,262 円	16,538,380 円	41.6%

市は、事業報告の際に、収支決算書を提出させているが、支出内訳明細書は提出させていない。本監査において、境川緑道公園について、指定管理者の支出の内訳が分かる資料の提出を求めたところ、市には保管されていなかった。

【規範】

市と指定管理者との間で締結されている協定書では、指定管理者は、市が管理の実態を把握するために必要な事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

収支決算書の記載内容だけでは、指定管理者の支出内容を十分に精査することができない。

事業報告書の提出を受ける際には、支出内訳明細書も提出させるべきである。

【事実関係】

各指定管理者は、下記の再委託（上記の境川緑道公園と岐阜市畜産センター公園における人件費支出を含む）をしていた。

都市公園	再委託業務	再委託先	再委託金額
岐阜ファミリーパーク	植物管理	<u>㈱立花園</u>	2,080,430 円
長良公園	樹木管理・芝生管理・草刈	<u>㈱岐阜造園</u>	14,520,000 円
	芝生管理・草刈・花壇等管理	<u>㈱立花園</u>	5,282,750 円
	管理・除草・清掃	岐阜市シルバー人材センター	3,715,580 円
早田西・木ノ下・野一色・加納公園	花壇等管理・樹木管理・草刈	<u>㈱立花園</u>	2,179,833 円
	草刈	<u>㈱岐阜造園</u>	406,200 円
	門戸開閉・除草・清掃	岐阜市シルバー人材センター	4,778,439 円
境川緑道公園	園内作業・芝刈・清掃	<u>吉村造園土木㈱</u>	21,612,230 円
	管理事務所職員派遣（人件費に計上）	<u>株式会社技研サービス</u>	6,031,036 円
福光中央公園・八ツ草公園	芝生維持管理	昭和造園土木㈱	7,341,600 円
	鍵開閉	岐阜市シルバー人材センター	351,258 円
北西部運動公園	グラウンド整備	㈱カオス	12,298,880 円
	グラウンド整備	㈱岐阜造園	6,981,920 円
	除草・剪定	㈱カオス	2,275,020 円
	除草	㈱岐阜造園	51,480 円
	除草	岐阜市シルバー人材センター	67,100 円
	施設管理	岐阜市シルバー人材センター	4,854,209 円
岐阜市畜産センター公園	業務委託費を人件費に計上	岐阜市シルバー人材センター	8,328,436 円

上記の再委託先のうち、下線の付した再委託先は、指定管理者である共同企業体の構成員である。また、再委託先の中には、指定管理者のグループ企業、岐阜市の外郭団体もある。

上記の再委託業務は、指定管理者による維持管理業務そのものである。

【規範】

岐阜市指定管理者制度事務取扱要領では、指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできないとされている。

【意見 公園整備課】

指定管理者の構成員や関連会社、岐阜市の外郭団体に対して、指定管理者による維

持管理業務そのものを再委託するのであれば、市の直営で各々の業務を委託する（直営＋委託）のと、管理態様としては変わりがない。他方、指定管理者制度とすることにより、直営＋委託の場合には発生しない人件費（所長など）が発生すること、指定管理において発生する間接経費（利益）と再委託において発生する再委託先の利益と二重に利益が発生することから、むしろ管理費が増えるのではないかとも思える。

指定管理者＋再委託の場合と直営＋委託の場合とのコストを比較検討し、いずれの管理方法が適切であるのかを判断した上で、その検討及び判断の経過を記録に残すことが望ましい。

3 管理のあり方

【事実関係】

令和２年度の実績報告書によると、市の使用料収入、指定管理者の指定管理料、指定管理者の自主事業による収入は、次のとおりであった。

都市公園	使用料収入	指定管理料	自主事業による収入	
岐阜ファミリーパーク	48,070,260 円	95,370,000 円	788,969 円	フードコーナー、鯉の餌やり、自動販売機
長良公園	0 円	62,700,000 円	178,176 円	自動販売機 ※フードコーナー △550,933 円
早田西・木ノ下・野一色 ・加納公園	13,397,720 円	38,280,000 円	92,038 円	自動販売機
境川緑道公園	3,127,685 円	45,833,333 円	0 円	
福光中央公園・八ツ草公園	1,524,720 円	36,300,000 円	140,832 円	自動販売機
北西部運動公園	843,100 円	46,563,000 円	92,296 円	自動販売機
岐阜市畜産センター公園	527,670 円	138,634,666 円	△380,787 円	太陽光発電、自動販売機、ウール小物販売等 ※飲食店収入 △891,584 円 ※農作物収入 △645,138 円

【規範】

協定書では、指定管理者の行う管理業務の細目は、別紙の仕様書に記載されたとおりとするとされており、別紙の仕様書には、次のように記載されている。

業務の内容・・・指定管理者の行う業務は、公園全体の運営業務及び公園施設、園地の点検、整備、清掃ほかの維持業務等とする。

業務内容・・・指定管理者は、レクリエーションなど公園がもつ様々な機能を十分に発揮させ、安全性及び利用者の満足度を向上させるものとする。

利用促進に関する業務・・・公園の効用を最大限発揮するため、指定管理者は、自らの運営ノウハウを活用し、利用促進に努めるとともに、公園利用者の利便性向上を図るものとする。

【意見 公園整備課】

長良公園の自主事業であるフードコーナーは、市が直営であった時と比べて運営方法に変化はなく、指定管理者が提出した決算書の「収入」の中の「自主事業による収入」の内訳によると、「△550,933 円」と記載されていた。岐阜市畜産センター公園の自主事業である飲食店についても、市が直営であった時と比べて運営方法に変化はなく、長良公園と同じく、「収入」の中の「自主事業による収入」の内訳によると、「△891,584 円」と記載されていた。

事業報告書を見る限り、指定管理者が、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めた業務をしていることは明らかではなかった。公園の維持管理をするだけであれば、直営＋委託と管理実態が変わらず、指定管理者制度により管理する意味がない。一般的には、造園会社は、樹木管理等の公園施設の維持管理についてのノウハウはあるが、公園運営についてのノウハウがあるとは限らない。他の自治体を見ても、指定管理者制度が始まった当初は、造園会社が公園の指定管理者となるが多かったが、昨今、公園マネジメント意識の高まりもあって、公園運営を専門とする会社を指定管理者とする例が増えている。

このような現状においては、指定管理者制度による管理をしていることのメリットを見出し難く、先に述べたようにデメリットがあるとさえ思われる。

令和4年度から新たな指定管理期間が開始したが、北西部運動公園が前回の指定管理者に1団体が加わったコンソーシアムになったほか、前回の指定管理者と変わっていないとのことである。

指定管理者が、維持管理業務のみに留まらず、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという業務を具体的にどのように遂行しているか、その効果は具体的にどうなっているかという観点でのモニタリングをすることが望ましい。

今回の指定管理期間が終了する際には、維持管理ノウハウだけではなく、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという観点を重視して、指定管理者を募集・選定することが望ましい。また、公園全体の指定管理ではなく、飲食店等の収益施設には公募設置管理制度（PFI）を導入し、その他の管理は委託で行うという管理方法を検討することが望ましい。

4 運用に関するルールの充実及び公表

【事実関係】

市は、「岐阜市指定管理者制度基本方針」を作成し、ホームページで公表しているが、これは、指定管理者制度に対する一般的な考え方と選定に関する事務手続が記載されているものである。

市は、他に「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」を作成しているが、こちらはホームページで公表していない。これは、19 頁までが選定に関する事務手続の記載、20 頁から 27 頁までが管理運営に関する事務手続の記載、それ以降は書式等の資料、という構成であり、記載内容は、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示したものとなっている。

【意見 行財政改革課】

先に述べたとおり、指定管理者制度により管理することの意義や効果が不明確である現状からすると、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させることが望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。

【意見 行財政改革課】

指定管理者制度の透明性を高め、市民に説明責任を果たすため、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」は、ホームページで公表することが望ましい。

5 境川緑道公園のあり方

【事実関係】

都市公園：境川緑道公園

境川緑道公園は、河川敷にあり、岐阜県から占用許可を受けて設けられている。その範囲は、173,999 m²と極めて広範囲である。

公園施設としては、テニスコート、パターゴルフ場、ゲートボール場、フィットネス広場などがある。テニスコートは、有料4面、無料1面があり、有料については良好に整備されていた。しかし、パターゴルフ場、ゲートボール場、フィットネス広場については、良好に整備されているとは言い難い状態であった。

令和3年3月のパターゴルフの器具貸出件数は40組、ゲートボールの器具貸出件数は0組であった。フィットネス広場に設置されている器具は、ほとんど利用されていない様子であった。

また、郊外にある公園でありながら、駐車場は設けられていない。道路からの入口も分かりにくかった。



パターゴルフ場



フィットネス広場



ゲートボール場

上記２で述べたとおり、指定管理者の事業費の約 85.3%は、指定管理者の構成員に対する園内作業・芝刈・清掃の委託費である。範囲が広大である分、費用も他の公園と比べて突出して多い。

さらに、指定管理者は、指定管理者の構成員に対し、所長、従業員、作業員、管理事務所職員の人件費も支払っている。

指定管理者の構成員に対する支出という観点で見ると、下記の表のとおり、人件費と事業費を合わせ、総支出の約 82%を支出している。

現地の管理事務所は、１人、せいぜい２人が入れる程度の大きさのものであった。所長、従業員というのが、どれだけ管理業務に従事していたのか疑問であった。

令和2年度	吉村造園への支払							技研サービスへの支払い(B)	合計 (C=A+B)	総支出 (X)	割合 (C/X)		
	人件費			事業費				合計 (A)					人件費
													管理事務所職員派遣
	所長	従業員	作業員	水路清掃	剪定	芝刈り	その他						
4月	208,300	104,000	638,500	872,350	188,980	1,869,650	53,377	3,935,157	429,696	4,364,853	4,623,346	94%	
5月	208,300	104,000	768,500	327,650	34,760	1,869,650	281	3,313,141	490,801	3,803,942	5,343,790	71%	
6月	208,300	104,000	682,580	0	59,455	1,869,650	44,092	2,968,077	579,736	3,547,813	4,489,520	79%	
7月	208,300	104,000	753,150	0	269,014	1,869,650	27,330	3,231,444	579,736	3,811,180	4,403,210	87%	
8月	208,300	103,296	796,260	0	68,860	1,869,650	341,673	3,388,039	623,296	4,011,335	4,687,651	86%※	
9月	208,500	104,000	861,010	0	40,755	1,869,650	259,131	3,343,046	593,651	3,936,697	4,347,964	91%	
10月	208,300	40,500	399,720	0	72,570	371,180	330,290	1,422,560	574,896	1,997,456	2,612,178	76%	
11月	208,300	40,500	313,150	0	45,650	2,294,500	11,500	2,913,600	557,956	3,471,556	4,924,234	70%	
12月	208,300	40,500	331,630	0	19,525	404,960	0	1,004,915	567,636	1,572,551	1,985,097	79%	
1月	208,300	40,500	323,000	0	57,475	303,690	5,200	938,165	516,816	1,454,981	1,718,722	85%	
2月	208,300	40,500	32,500	547,500	38,280	0	0	867,080	545,856	1,412,936	1,727,600	82%	
3月	208,500	40,084	0	572,500	0	0	400	821,484	594,256	1,415,740	1,448,356	98%	
合計	2,500,000	865,880	5,900,000	2,320,000	895,324	14,592,230	1,073,274	28,146,708	6,031,036	34,801,040	42,311,668	82%	

※夏休み夜間警備

間接経費	3,521,665
------	-----------

【規範】

岐阜市公共施設等総合管理計画では、今後の取組みとして、「地域ごとの利用者のニーズに基づいた公園の再整備を実施します」「公園の利活用の活性化と維持管理コスト縮減のため、地域住民が中心となった管理運営方法の導入を検討します」「公園の魅力及び管理の向上を図るとともに財政負担の軽減のため、民間活力の導入を検討します」「利用者の増加を図るため、有料公園施設の機能を向上させます」とされている。

【指摘 公園整備課】

有料テニスコートを除き、有効活用されている公園であるとは言い難い。広大な河川敷の草刈等をしているだけといっても過言ではない状態である。

境川緑道公園には地域や利用者から何が求められているのかを具体的に把握し、そ

れに応えるだけの魅力ある公園となるよう再整備を検討すべきである。まずもって、173,999 m²もの広さが果たして必要なのかを検討し、管理コストも考慮し有効かつ適切な範囲にすべきである。駐車場の整備等、市民が利用しやすくするための方策も検討すべきである。ほとんど草刈等をするだけの指定管理ではなく、公園の魅力を向上させるための指定管理等、民間活力の導入も検討すべきである。

6 ながら川ふれあいの森のあり方

【事実関係】

ながら川ふれあいの森は、広場、キャンプ場、遊歩道等がある施設である。

指定管理料 17,396,296 円に加えて、施設の土地の多くは借地であることから、合計 12,187,624 円の借地料を支払っている。他方、施設の収入は、キャンプ場利用料等の 469,380 円である。

【規範】

岐阜市行財政改革推進会議による『公の施設の使用料算定に関する意見書 ～受益者負担のあり方について ～』では、受益者と施設を利用しない市民との負担の公平化を図るため、受益者には応分の負担を求めることが必要であるとの意見が出されている。

【意見 農林課】

他の施設にはない多額の借地料がかかっていること、施設の公共性がそれほど高い施設ではないことからすると、受益者負担の原則から、入園料を徴収することが望ましい。せめて寄付金ボックスを置くことが望ましい。

第8 未利用・低利用の施設

1 施設としての実態がない

(1) 都市公園

未決定（風致公園）：城田寺緑地	
雑草が生い茂っていて、ゲートボール場として利用できない状態であった。河川管理用道路を通らなければたどり着けない場所にあった。 平成6年に所有者である個人（自治会代表者）から使用貸借をした土地である。	

【指摘 公園整備課】

施設としての実態がない都市公園は、都市公園として利用できるように整備するか、廃止して所有者に返還すべきである。

(2) 広場

ア 市有地

上加納山広場	
現況は山であった。 登記上、昭和49年に個人から市が購入していたが、取得の経緯に関する資料がなく、広場とした経緯は不明であった。	

北山広場	
ベンチ等の設備もない空き地であった。 都市計画法第40条第2項による帰属を原因として市が取得した土地である。 現地実査の1週間ほど前に草刈りをしたとのことであるが、その前の草刈りは6月とのことであったので、夏の間は草が伸びた状況であったものと思われる。	

中西郷 4 丁目広場
ベンチ等の設備もない空き地で、雑草が繁茂していた。 都市計画法第 40 条第 2 項による帰属を原因として市が取得した土地である。

【指摘 公園整備課】

施設としての実態がない広場（市有地）は、廃止して普通財産とすべきである。

南塚コミュニティ花壇	
その名のとおり花壇であった。	

【意見 公園整備課】

これを広場というのか、そもそも市に広場の定義がないためよく分からないが、一般感覚としてこれを広場というのは違和感がある。花壇を維持するのであれば、適切な施設として位置付けることが望ましい。

イ 国有地・県有地

【事実関係】

則武運動場広場	
雑草が生い茂っており、堤防から降りる通路もなく、広場としての実態がなかった。 なお、国から河川占用許可（令和 2 年 4 月に 10 年間の更新）を受けている土地であった。	

境川広場	
道の駅の裏にある土手であった。 面積は 3575 m ² であるが、範囲は不明であった。 県から河川占用許可を受けている。	

【指摘 公園整備課】

施設としての実態がない広場（国有地・県有地）は、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。

ウ 民有地

【事実関係】

岩利 2 丁目広場	
草むらであった。 平成 23 年に道を挟んだ向かいにより大きな運動公園を整備したため、それ以降使用されなくなったが、その時にこの広場をどうするかが議論された記録はないとのことであった。 民間からの無償借地であり、固定資産税は免除されている。	

西木田広場	
プールを設置するための広場であったが、最後に利用されたのは平成 23 年であるとのことであった。 神社所有の土地である。	

【指摘 公園整備課】

施設としての実態がない広場（民有地）は、廃止して土地を所有者に返還すべきである。

（３）子ども遊び場

ア 市有地

【事実関係】

No. 10-6 （日野東 8 丁目 2-20）	
遊具が設置されておらず、法面と草むらであった。 そもそも自治会にも、子ども遊び場としての認識がなかったとのことであった。 昨年度の職員の見廻りで実態がないことが発覚し、令和 3 年 6 月に廃止した。	

No. 10-7（日野東8丁目9-7）	
遊具が設置されておらず、自治公民館へのアプローチであった。	

No. 29-14（中西郷4-39）	
遊具が設置されておらず、花壇のようなものが設置されていた。	

No. 24-11（下鵜飼稲置 1715-16）	
遊具が設置されておらず、草むらであった。	

【規範】

岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱第1条では、子ども遊び場は、子どもが安全かつ自由に遊ぶ場を確保し、もって子どもの健やかな成長に資するものであるとされている。

同要綱第6条第2項第3号では、市長は、子ども遊び場を廃止することが適当であると認めたときは、当該遊び場を廃止するものとするとしている。

【指摘 子ども支援課】

施設としての実態がない子ども遊び場（市有地）は、廃止して普通財産とすべきである。

イ 国有地・県有地

No. 36-4、5（日置江中島）	
遊具はなく、範囲も不明であった。 国土交通省から占用許可を受けている河川敷、堤防敷である。	
	

【指摘 子ども支援課】

施設としての実態がない子ども遊び場（国有地・県有地）は、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。

ウ 民有地

【事実関係】

No. 10-1（日野東8丁目 19-13）	
遊具が設置されておらず、神社の境内地であった。	

No. 27-7（東鶉7丁目 42、69）	
遊具が設置されておらず、神社の境内地であった。管理団体も不明であった。	

No. 22-3（木田字中屋敷 620）	
遊具が設置されておらず、神社の境内地であった。	

No. 45- 2 （北一色 6 -18-34）	
時期は不明であるが随分前に遊具が撤去されたとのことであり、寺の敷地内の空き地であった。 本監査に伴い調査して初めて遊具がないことに気付いたとのことであった。	

【指摘 子ども支援課】

施設としての実態がない子ども遊び場（民有地）は、廃止して土地を所有者に返還すべきである。

（４）自転車駐車場

【事実関係】

野一色自転車駐車場	
名古屋鉄道美濃町線の野一色駅の利用者のために設置された自転車駐車場である。 野一色駅は平成 17 年に廃止されたが、自転車駐車場は廃止されずに残っている。野一色駅の廃止以降、自転車駐車場の利用者はほとんどいない。 自転車駐車場の土地は岐阜市の所有であるが、自転車駐車場を廃止するためには、水路の状態に戻す必要がある。	

下芥見駅自転車駐車場	
名古屋鉄道美濃町線の下芥見駅の利用者のために設置された自転車駐車場である。 下芥見駅は平成 17 年に廃止されたが、自転車駐車場は廃止されずに残っている。下芥見駅の廃止以降、自転車駐車場の利用者はほとんどいない。 自転車駐車場の土地は岐阜市の所有であるが、自転車駐車場を廃止するためには、アスファルト等の撤去をする必要がある。	

【規範】

地方財政法第 8 条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされ

ている。

岐阜市公有財産規則第 19 条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

【指摘 土木管理課】

駅の廃止後、ほとんど利用されなくなった自転車駐車を 15 年以上も放置しているのは、余りにもスピード感に欠ける。

自転車駐車を廃止するためには費用を要するため、予算措置が必要なことは分かるが、行政財産をその目的に従って適切に維持保存するために必要かつ相当な費用である。

野一色自転車駐車場及び下芥見駅自転車駐車を速やかに廃止すべきである。

2 低利用の施設

(1) 都市公園

【事実関係】

街区公園：岩利公園

田んぼの真ん中に所在していた。遊具は錆びて陳腐化しており、奥半分は草むら、手前も雑草が生い茂っていた。ほとんど利用されていないように思えた。

なお、土地は個人の所有で、無償借地である。



【指摘 公園整備課】

低利用の都市公園は、都市公園としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。

(2) 広場

【事実関係】

忠節橋下流広場（大縄場テニスコート）

河川敷のテニスコートであるが、ここ数年、利用予約は0件であった。長良川を訪れた人の駐車場として使われていることもあるようである。

国から河川占用許可を受けている土地である。



【指摘 公園整備課】

この広場をテニスコートとして維持するのであれば、テニスコートとしての利用度が向上するよう整備すべきである。テニスコートとしての利用度が向上しないのであれば、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。

【意見 公園整備課】

この広場は、テニスコートとしての需要が見込まれない一方で、国に返還するとなるとアスファルト舗装を剥がして原状復旧しなければならない。

他の公園では、スケートボードを禁止していた公園もあれば、スケートボードの器具が放置されていた公園や、スケートボードの音により近隣住民が迷惑している公園もあった。

この広場のアスファルト舗装を利用してスケートボード場とすれば、既存のアスファルト舗装を活用することができ、河川敷であるので音の問題もなく、他方で、他の公園でのスケートボード禁止も徹底しやすくなる。

この広場をスケートボード場とすることを検討することが望ましい。例えば、碧南市は、海沿いにスケートボードパークを整備している。

【事実関係】

今泉広場

堤防道路に挟まれた三角地帯であった。堤防道路が作られた際に、国から勧められて広場にしたとのことであった。

道路に挟まれた場所であり、あまり利用されていないようであった。

なお、国有地である。



玉取広場

神社の鳥居を挟んで、西側に広場、東側に子ども遊び場が設けられていた。

広場には、土地所有者が設置した小屋の中に、市が設置したトイレがあった。東側に子ども遊び場があることから、どのような目的で広場としているのかが不明であり、トイレを設置するために広場としたのではないかとも思えた。

なお、民有地であり、無償借地である。



【指摘 公園整備課】

低利用の広場は、広場としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。

(3) 子ども遊び場

【事実関係】

子ども遊び場：No. 19-11（手力町 12-62）

すべり台が1台あるのみで、狭く、雑草が生い茂っていて、利用されていないように思えた。

なお、市の所有である。



子ども遊び場：No. 26-19（茜部新所 1 丁目 234）

中央卸売市場の前の業者が立ち並ぶ地域の中にあった。遊具も古く、ほとんど利用されていないように思えた。

なお、個人の所有である。



子ども遊び場：No. 30-2（今嶺4丁目11-1）

岐阜県の官舎敷地内にあった。ブランコ1台のみあるが、雑草が生い茂っており、ほとんど利用されていないようであった。隣接する棟には入居者がいないとのことであった。



子ども遊び場：No. 32-1（江崎南24-10）

昭和49年に隣地所有者から購入して開設された。その経緯からか、隣地建物を支える柱が敷地内に存在し、奥半分以上は利用されていない様子であった。また、隣地との間を行き来する出入口があった。



【指摘 子ども支援課】

低利用の子ども遊び場は、子ども遊び場としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。

（4）自転車駐車場

【事実関係】

市橋自転車駐車場

市橋バス停に隣接しており、市バスのバス停であった時から開設されている。

個人からの借地であり、年間賃借料425,000円を支払っている。2筆を借りているが、利用率は高くはない。



【指摘 土木管理課】

利用率を調査の上、いずれか一方で足りるのであれば、もう一方は廃止して返還すべきである。

3 占用許可を受ける範囲

【事実関係】

市は、市内にある河川敷の一部を利用して、都市公園を設置している。例えば、一級河川である長良川沿いに設けられ野球場等が設置された「江崎運動場」や、同じく一級河川である境川沿いに設けられテニスコート等が併設されている「境川緑道公園」等がある。

これらの河川敷については、原則として、一級河川の場合には国、二級河川の場合には岐阜県から、それぞれ占用許可を受け、利用していることになる。

また、都市公園法上の「都市公園」に当たらないため、「広場」として管理している「則武運動場広場」については、国の所有地であるが、現在は草が生い茂っており、入り口も不明という状況にある。

市は、上記公園・広場の開設時から占用許可を受けているが、占用許可には一定の期限が定められていることから、近年では、国あるいは岐阜県からの更新手続案内を受け、担当課が許可申請手続を行い、従前と同一期間の占用許可を受けている。

以上のような手続を経て占用許可を受けている範囲には、およそ人が立ち入ることができない堤防の法面のような場所もあり、それでもなお占用許可を受けて公園の一部として管理されている場所もあった。

しかしながら、更新期における占用許可申請においては、当該場所の利用継続の必要性についての判断がなされていなかった。

なお、この占用許可にあたっての占用許可使用料は発生していない。

【規範】

河川法第24条では、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用使用とする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

許可書の占用許可の条件（3）では、占用区域及びこれに隣接する堤防、高水敷の除草をするとともに、その付近の土地を常に良好な状態を保たなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

占用許可を受けた土地については、除草作業等の管理コストが発生する。また、当該土地を起因とする第三者損害が発生した場合には損害賠償責任を負うことにもなる。

こうしたリスクを避けるべく、不必要に占用許可を受けることは妥当ではない。真に公園として借り受けしなければならない範囲を吟味した上で、占用許可を受けるべきである。

第9 自転車駐車場について

【事実関係】

長住町自転車駐車場

無料自転車駐車場であり、名鉄岐阜駅の利用者が利用することが多い自転車駐車場である。

名鉄岐阜駅の利用者が利用する自転車駐車場は他にもあるが、いずれも有料である上、定期利用の駐輪スペースが多かった。そのため、長住町自転車駐車場は、自転車が溢れており、歩道等自転車駐車場の区域外に多数の自転車が駐車されていた。



【規範】

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

岐阜市公有財産規則第19条では、行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならないとされている。

【意見 土木管理課】

一時利用の需要に見合った数の駐車ができるよう、自転車駐車場を整備することが望ましい。

第 10 スポーツ施設のあり方

1 概要

市は、ホームページにおいて、別紙スポーツ施設一覧表記載の施設を「スポーツ施設」として案内している。ただし、岐阜ファミリーパークサッカー・ラグビー場はサッカー場として案内され、島大橋河川公園ラグビー場は案内されていない。なお、江崎 A B 球場は、ホームページでは江崎公園内と記載されているが、公園台帳では、江崎運動場の公園施設となっている。板屋テニスコートは、ホームページでは板屋公園内と案内されているが、板屋公園は平成 30 年に廃止されている。

市は、「市民の心身の健全な発達並びに体育及びレクリエーションの普及及び振興を図る」ことを目的として、『岐阜市屋外体育施設条例』を制定しているが、この条例において屋外体育施設として定められているのは 8 箇所のみであり、それ以外のスポーツ施設は、根拠がない 2 箇所を除き、都市公園に設けられた公園施設（運動施設）である。

また、上記のスポーツ施設のほかにも、都市公園や広場が、グラウンドゴルフ、野球、サッカー等の目的で利用されている。

2 設置根拠と所管課

（１）大縄場テニスコートの設置根拠

【事実関係】

大縄場テニスコートは、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（地方自治法第 244 条第 1 項）にあたり、公の施設といえるが、施設の設置根拠は、忠節橋下流広場という広場である。広場は、都市公園と異なり、法律や条例がない。

【規範】

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項では、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例でこれを定めなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

忠節橋下流広場である大縄場テニスコートは、広場としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるべきである。

大縄場テニスコートは、住民がテニスを行うために利用できる施設であり、健康の増進等の目的を持つものである。数年来、利用者がいないとのことであるが、市が維持管理して利用申込みを受けている以上、利用者がいないことをもって公の施設に該当しないとはいえない。テニスネット等が常備されておらず、行政財産として管理すれば足りると思えるが、市の他のテニスコートは公の施設として管理されていること、総務省令和元年5月17日付「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の公表」において、公の施設の例としてテニスコートが挙げられていることから、「公の施設」と考えるべきであって、設置及び管理に関して条例上の根拠が必要である（なお、その存廃等については別途検討が必要と思われる）。

なお、板屋テニスコートは、以前は、板屋公園の公園施設（運動施設）という位置づけであったが、リサイクルセンター新設工事に伴い、板屋公園の公園的施設部分が無くなったことから、平成30年に板屋公園を廃止し、板屋テニスコートのみが残存している状態である。そのため、現在は、大縄場テニスコートと同様、設置根拠がない状態にあるため、本来ならば、岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるべきであるが、リサイクルセンターが完成して既存の施設が取り壊された跡地に再び公園的施設を整備する予定であり、それにより再び公園施設（運動施設）となることから、暫定的に設置根拠がない状態であるものとして、ここでは指摘しないこととする。

（２）フィールドかけぼらの設置根拠

【事実関係】

フィールドかけぼらも、公の施設といえるが、施設の設置根拠がない。なお、隣接するプラザ掛洞の設置根拠である余熱利用施設条例では、余熱利用施設に置かれる施設として温水プール及び公衆浴場のみが挙げられ、運動場は挙げられておらず、フィールドかけぼらに関する定めはない。

【指摘 市民スポーツ課】

フィールドかけぼらは、岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、余熱利用施設条例の定める施設に加えるべきである。

（３）都市公園の運動施設であることの見直し

【事実関係】

溝口第1球場、日置江球場、次木球場、江崎球場、中屋球場、鏡島サッカー場、日野サッカー場、伊自良川サッカー場等は、都市公園の公園施設（運動施設）という位置づけであるが、これらは、都市公園の敷地面積のほとんどを占めており、園路や植

裁など公園的施設は全くなかった。

【規範】

都市公園法第2条第2項では、公園施設とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられた各号に掲げる施設をいうとされ、同項第5号では、野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるものが掲げられている。

同法施行令第8条第1項では、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の百分の五十を超えてはならないとされている。

【指摘 公園整備課】

上記の制限は、都市公園内に運動施設を設ける場合の制限を規定したものであって、この規定に適合しない公園は都市公園として設置できないという趣旨のものではない。

しかし、公園施設は、あくまでも都市公園の効用を全うするために設けられるべきものであるから、運動施設の敷地面積の総計が敷地面積の割合の制限をはるかに超え、かつ、園路や植栽のような公園的施設が全然ないようなものは、都市公園としては設置できないと考えるべきである（都市公園法解説・一般社団法人日本公園緑地協会）。

現に、市は、上記（1）で述べたように、板屋テニスコートを運動施設としていた板屋公園について、公園的施設が無くなったことにより、公園としては廃止している。

運動施設が設置されている都市公園について、運動施設の敷地面積の割合、園路や植栽のような公園的施設の有無等を確認し、都市公園としては存続し難いものについては、公園としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、公園的施設を整備する等により都市公園といえるだけの実質があるように整備すべきである。

（４）所管課と施設の一元化

【事実関係】

同じスポーツ施設でありながら、所管課が次のように分かれていた。

＜管理の所管課＞

公園施設	公園施設ではない
公園整備課	市民スポーツ課

＜利用の所管課＞

	公園施設	公園施設ではない
有料（予約システムでの予約）	公園整備課	市民スポーツ課
無料（体育館での予約）	市民スポーツ課	市民スポーツ課

平成29年3月に策定された「岐阜市公共施設等総合管理計画」では、「スポーツ施設」として、土地としては、市民スポーツ課が所管する屋外体育施設8施設とフイー

ルドかけばらしか記載されておらず、むしろこちらのほうが圧倒的に多いはずの公園整備が所管するスポーツ施設が記載されていなかったため、公園整備課が所管するスポーツ施設については、現状と課題や今後の取組みの提示がなされていなかった。

市が平成 31 年 3 月に作成した「岐阜市スポーツ推進計画（改訂版）」の主管課は、市民スポーツ課である。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

市全体として、スポーツ施設に対する基本方針に基づいて効果的かつ計画的に整備していくこと、市民に分かりやすく、かつ、効率的に管理運営していくことを考えれば、スポーツ施設については、公園だからという杓子定規な考えではなく、公園であるものも公園でないものも一括して、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することが望ましい。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

上記第 4 や第 6 で述べたように、都市公園の公園施設であるスポーツ施設には、特定の団体がスポーツのために使用する器具等を保管する物置が無許可で公園に設置されていた。都市公園であるが故に、都市公園法の規制がかかることになり、これを適法化することが困難である。屋外体育施設のように都市公園ではないスポーツ施設であれば、このような都市公園法による規制はなくなり、利用者のニーズにもマッチする。

スポーツ施設を一元化して、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することによって、市のスポーツ施設の全体的な整理、管理、充実化を遂行することができる。

公園施設となっているスポーツ施設を全て屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設として定めることが望ましい。

3 利用実績の把握

【事実関係】

市は、スポーツ施設の利用実績の把握として、有料施設については、1 か月ごとの利用人数を、無料施設については、1 か月ごとの利用人数及び利用件数を集計していた。例えば、旦島球場の平成 31 年 4 月の利用件数は 25 件、利用人数は 982 人であったが、これは 25 件の利用申込みがあり、申込時に申告された利用人数の合計が 982 人であったことを意味する。

【意見 市民スポーツ課、公園整備課】

現在の把握方法によると、例えば、① 1 団体が 100 人で 3 時間利用した場合（1 件）と②10 団体が 10 人で各々 3 時間ずつ利用した（合計 30 時間）場合（10 件）とで、同じく利用人数を 100 人と把握していることになる。利用実績の把握の目的は、施設の有効利用度を把握するためであるが、この方法では、実際にどの程度の時間利用されたのかを把握することができず、適切に利用実態を把握しているとはいえない。

スポーツ施設の利用実績を適切に把握するため、利用件数や利用人数だけでなく、利用時間の占有率を把握することが望ましい。

【事実関係】

各スポーツ施設の令和元年度の利用件数は、別紙スポーツ施設一覧表②のとおりであった。無料施設でいえば、優先貸付団体があり、年度当初より、当該団体が使用することを決められていた。その団体及び利用件数は、別紙スポーツ施設一覧表②のとおりであった。これらの優先貸付団体を除いた利用者が、その都度、予約をして利用した団体又は個人である。市は、優先貸付団体の利用件数も、そうでない団体又は個人の利用件数も、区別することなく集計していた。例えば、諏訪山運動場は、1 年間の利用件数 506 件とだけ集計していたが、優先貸付団体の利用件数が 375 件、そうでない団体又は個人の利用件数が 131 件であり、優先貸付団体の利用件数が全体の 6 割以上を占めていた。利用時間数でみると、さらに優先貸付団体の割合が高かった。

【意見 市民スポーツ課、公園整備課】

当該施設がどれだけ広く市民に利用されているのかを把握するため、優先貸付団体と、そうでない団体又は個人を区別して、利用件数、利用人数、利用時間を集計することが望ましい。

4 使用方法

（1）無料公園施設の予約制の根拠

【事実関係】

スポーツ施設は、次の 3 つに分かれている。

岐阜市屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設
岐阜市都市公園条例に基づく有料公園施設と無料公園施設
いずれの条例にも基づかない施設

＜屋外体育施設条例＞

屋外体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており（同条例第4条第1項）、岐阜市公共施設予約システムの登録者がシステムを利用する場合を除き、使用申込書を提出しなければならない（同条例施行規則第6条第1項）。使用申込書と使用許可書には、「使用日時」として、日時と時間が記載されているため、これが施設利用の予約ということになる。

使用申込書は、使用しようとする日の属する月の前2月から使用日までの間に提出しなければならないが（同条例施行規則第6条第2項本文）、システムを利用した場合や市長が特に必要と認めた場合はこの限りではないとされている（同条項但書）。

＜都市公園条例＞

ア 有料公園施設

有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており（同条例第6条第2項）、岐阜市公共施設予約システムの登録者がシステムを利用する場合を除き、許可申請書（使用申込書）を提出しなければならない（同条例施行規則第2条第1項）。使用申込書と使用許可書には、「使用日時」として、日時と時間が記載されているため、これが施設利用の予約ということになる。

使用申込書は、原則として、使用しようとする日の前30日以内に提出しなければならないが（同条例施行規則第2条第2項本文）、システムを利用した場合や市長が特に必要と認めた場合はこの限りではないとされている（同条項但書）。

実際には、市は、全ての有料公園施設について、公共施設予約システムを利用して使用申込みを行うことにしている。

イ 無料公園施設

無料公園施設の使用については、条例上は、市長の許可が必要とはされておらず、使用申込書を提出することにもなっていない。

しかし、実際には、市は、無料公園施設であるスポーツ施設について、使用申込書の提出を受け付け、使用承認書を発行している。この事務について定めた条例、規則等はない。市によれば、使用申込書を提出しなくても使用することはできるということであるので、許可制を設けているわけではないようである。ある種の利用調整の制度といえそうであるが、使用承認書の発行を受けた人とそうでない人がバッティングした場合にどうするのかは不明確であった。

【指摘 公園整備課】

無料公園施設のうちスポーツ施設について、現在の使用申込書の提出及び使用承認書の発行という事務を維持するのであれば、その使用に関する条項を岐阜市都市公園条例に設け、その詳細を同条例施行規則に定めるべきである。

（２）使用料減免の内規

【事実関係】

市は、「岐阜市屋外体育施設・公園体育施設管理内規（令和２年６月２５日決裁）」というものを作成している。この内規は市のホームページ等で公表されていない。

この内規は、次の内容を記載している。

- ①各施設の使用申込手続の受付窓口
- ②各施設の利用種目
- ③特定の施設における使用申込手続・使用制限

ア 無料屋外施設

（使用申込）

- ・毎月第１水曜日に、翌月使用分の抽選会を開催する。
- ・岐阜市軟式野球連盟には、複数の抽選権利をあたえることができる。
- ・抽選日の翌日から、翌月使用分の使用申込受付を開始する。
- ・抽選日の２日後から、翌月使用分の電話仮予約を可能とする。
- ・毎月第２水曜日から、翌月使用分の岐阜市内のスポーツ少年団、少年倶楽部チーム、中学校部活動、高等学校部活動及び大学のサークル等活動（以上「岐阜市内の学校等活動」という）の使用申込受付を開始する。

（使用制限）

- ・平日の場合、原則として１チーム、１か月のうち２時間単位で５回までの使用とする。土日祝日の場合、原則として１チーム、１か月のうち２時間単位で２回までの使用とする。
- ・ただし、精華スポーツクラブ、みわスポーツクラブ、長森・日野スポーツクラブ、長森南スポーツクラブ、長良西スポーツクラブについては、種目、性別単位で、１か月のうち２時間単位で４回まで予約可能とする。
- ・ただし、岐阜市内の学校等活動については、各学校、種目、性別単位で、平日の場合、１か月のうち２時間単位で３回まで、土日祝日の場合、１か月のうち２時間単位で２回まで使用可能とする。
- ・上記に関わらず、優先使用での予約は上記の使用制限をしない。
- ・上記に関わらず、使用日の２週間前から（岐阜市内の学校等活動は使用日の１週間前から）は、無制限とする。ただし、土日祝日の場合は、１日１団体１施設とする。

イ 無料テニスコート

（使用申込）

- ・毎月１日に、翌月使用分の使用申込受付を開始する。

- ・その翌日から翌月使用分の電話仮予約を可能とする。
- ・上記に関わらず、岐阜市内の学校等活動は、毎月第2水曜日から翌月使用分の使用申込受付を開始する。

(使用制限)

- ・1人(団体)につき、1か月のうち4時間単位で5回まで予約可能とする。
- ・上記に関わらず、使用日の1週間前に予約がない場合は、無制限とする。

④鍵及び器具の貸出方法

⑤使用禁止することができる場合

⑥使用中止することができる場合

⑦使用料の免除又は半額免除

対象者	使用目的	減免率
岐阜市又は岐阜市教育委員会	主催するスポーツ・レクリエーション活動及びそれに伴う会議、研究会等	全額
岐阜市スポーツ協会、岐阜市中学校体育連盟、岐阜市スポーツ少年団本部、岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会、岐阜市スポーツ指導員連絡協議会、インラインスケート岐阜長良川大会実行委員会	主催するスポーツ・レクリエーション活動及びそれに伴う会議、研究会等	全額
岐阜市立の幼稚園、小中学校、市立岐阜商業高等学校、市立女子短期大学、岐阜薬科大学、市立看護学校	教育活動(部活動を含む)	全額
身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者	使用	全額
岐阜地区中学校体育連盟、岐阜県中学校体育連盟、岐阜地区高等学校体育連盟、岐阜県高等学校体育連盟定時制通信制部、精華スポーツクラブ、みわスポーツクラブ、長森・日野スポーツクラブ、長森南スポーツクラブ、長良西スポーツクラブ	主催するスポーツ・レクリエーション活動及びそれに伴う会議、研修会等	半額
岐阜県高等学校野球連盟	主催する岐阜地区の大会(県大会は除く)	半額
岐阜地区内の県立高等学校	教育活動(部活動を除く)	半額

【指摘 公園整備課、市民スポーツ課】

公の施設の使用申込み・使用制限や使用料の減免に関する定めは、いずれも市民の施設を使用する権利又は義務に関することであるから、内規ではなく、規則で定めて公表すべきである。酒田市は、公の施設の使用料に係る減免要件を明示するため、酒田市体育施設設置管理条例施行規則を改正している。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

公の施設の使用料については、受益者負担の原則に基づく必要があり（地方自治法第 225 条）、負担の公平さが求められる（同法第 244 条第 3 項）。

規則の改正にあたっては、上記⑦に記載されている減免の対象者や使用目的が、受益者負担の原則の例外として適正であるのか、負担の公平さが担保されているのか、改めて検討するとともに、例えば、市民個人や団体が奉仕活動、地域活性化等の目的で使用する場合には、他にも使用料減免の要件に加えたほうがいい場合がないかどうか、検討することが望ましい。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

公の施設の使用料の受益者負担の適正化や負担の公平さの説明責任を果たすため、施設数、件数等の減免実績を、半年ごとにホームページで公表することが望ましい。酒田市は、このような事務を行っている。

【事実関係】

例えば「日置江球場」とインターネット上で検索すると、日置江球場の施設案内のページが検索上位に表示され、当該ページには岐阜市民総合体育館が申込先である旨の記載があるのみであり、抽選会の存在に気づくことができない。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法や使用制限等に関する事項を公表することが望ましい。

（３）優先貸付団体

【事実関係】

市は、各競技の連盟・協会等について、上記の内規で定めた使用方法によることなく、年間を通して利用枠を予め割り当てており、この優先貸付団体による使用には、上記の内規で定めた使用制限をしていない。この優先貸付団体以外の個人や団体は、優先使用での予約がなされていない枠でしか使用することができない。

【指摘 公園整備課、市民スポーツ課】

各競技の連盟等に予め利用枠が割り当てられている理由は、連盟等が多数の加盟団

体を有して大会やリーグ戦を運営しており、連盟等が一般の予約ルールと同一の方法による予約しかできないとすると、大会やリーグ運営が困難になるためと思われる。当該必要性については理解できるものの、現状では連盟等に優先割当てがなされていることの公表すらなされておらず、利用者間の公平性について疑念がある。

優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなった場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。

（４）使用申込みの受付窓口

【事実関係】

日野サッカー場、日置江サッカー場、伊自良川サッカー場については、岐阜市サッカー協会が使用申込みを受け付けることになっている。これらの施設については、第５の「都市公園及び広場における行為許可」において述べたとおり、年間（４月１日～３月３１日）を通じ、岐阜市サッカー協会が都市公園条例第３条第１項の行為許可を受けている（ただし、午前８時から午後５時までのうち２時間）ことになっているが、施設の管理委託や指定管理、都市公園法第５条第１項の公園施設管理の許可をしているものではない。また、市は、岐阜市サッカー協会が実際に使用申込みをどれだけ受け付けているのか、把握していない。

島大橋河川公園ラグビー場については、岐阜市ラグビー協会が使用申込みを受け付けることになっているが、岐阜市サッカー協会と同様である。

【指摘 公園整備課】

このような事務は、市以外の者が公園施設を管理するためには市の許可を要するとした都市公園法第５条第１項に違反している疑いがある。

岐阜市サッカー協会や岐阜市ラグビー協会を使用申込みの窓口にする事務を維持するのであれば、それらが使用申込みを受け付ける権限を適法に有することとなるための手続をとるべきである。適切な手続をとらないのであれば、市が使用申込みを受け付けるべきである。

（５）無料スポーツ施設の予約方法

【事実関係】

無料スポーツ施設について、有料施設スポーツ施設と同様、予約すること自体は認められているが、有料スポーツ施設と異なり、公共施設予約システムを利用することは

できず、岐阜市総合体育館等に赴いて使用申込みをしなければならない。この岐阜市総合体育館等における使用申込み・承認の受付及び予約の管理・利用実績の集計等にかかる業務については、岐阜市総合体育館等の指定管理者の管理業務に加えられている。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

岐阜市総合体育館等に赴いて予約を行わなければならないというのは、利用者にとって不便である。有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムによる予約とすれば、利用者にとって便利であり、利用の促進を図ることができる上、岐阜市総合体育館等の指定管理者の管理業務を縮減することもできる。

無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。

5 今後の取組み

(1) 利用度の向上

【事実関係】

岐阜ファミリーパークテニスコート	
コートが 10 面もあるテニスコートでありながら、更衣室がコンテナ程度であった（写真の右側が更衣室）。シャワールームはなかった。敷地には余裕のあるテニスコートである。	

【意見 公園整備課】

テニスコートの利用度を向上させるため、より広い更衣室、シャワールームの整備を検討することが望ましい。敷地内にある少年自然の家を活用することも考えられる。

(2) 無料スポーツ施設のあり方

【事実関係】

別紙スポーツ施設一覧表②のとおり、テニスコートを除く無料スポーツ施設は、優先貸付団体による利用が多く、優先貸付団体の利用件数の合計がそれ以外の利用件数（実数）の利用件数の合計を超えている施設もあった。例えば、諏訪山運動場は、全利用件数 506 件の内、優先貸付団体の利用件数が 375 件、その内、諏訪山 G G C という団体が 238 件であった。

全体でみると、優先貸付団体を除いた月平均の利用件数（実数）が5件に達しない施設が11箇所もあった。

8箇所ある無料の野球場、5箇所ある無料のソフトボール場は、同じ団体（個人）が利用していることも多く、優先貸付団体を除き、同一名称の団体・同一名字の個人を1とした利用者数でみると、187団体（人）であった。

サッカー場（岐阜市サッカー協会が使用申込みを受け付けているサッカー場を除く）について、優先貸付団体を除き、同一名称の団体・同一名字の個人を1とした利用者数でみると、24団体（人）であった。

4箇所ある運動場については、野球、ソフトボール、サッカーの利用がほとんどであり、優先貸付団体を除き、同一名称の団体・同一名字の個人を1とした利用者数の内、野球場、ソフトボール場、サッカー場を利用していない団体（個人）の数の合計は、46団体（人）であった。

テニスコートについては、優先貸付団体の利用は無いものの、利用件数0件のものがある上、月平均の利用件数（実数）が2件に達しない施設が2箇所あった。同一名称の団体・同一名字の個人を1とした利用者数でみると、例えば、板屋テニスコートは、利用件数は1326件あるが、利用者数は146団体（人）に過ぎなかった。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

多くの無料スポーツ施設が、実態として、限られた範囲の人や団体にしか利用されていないと言わざるを得ない。

無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。

【意見 公園整備課、市民スポーツ課】

同じような野球場、サッカー場、運動場が複数あるが、どれもが利用率が高いわけではない。定期的に利用している団体や人がいることは分かるが、だからといって、施設を維持し続けなければならないわけではない。

少子高齢化と人口減少、財源の縮小化に鑑みれば、同種の無料スポーツ施設を集約していくことが望ましい。

第 11 広場のあり方

【事実関係】

市から提出を受けた一覧表によれば、市は、次のとおり、広場という施設を 64 箇所開設していた。

	名称	所在地	開設年月日	面積 (㎡)	土地所有権	都市計画法第40条第2項による帰属	往査
1	境川広場		不明	3,576	県		○
2	芋島広場	芋島3丁目 (芋島高架下)	不明	4,303	国		
3	梅園町広場	梅園町34	不明	115	市		
4	雄総広場	雄総柳町5丁目44 ほか1筆	不明	3,454	県・市		
5	リバーパークおぶさ広場	日野字下石川原	不明	35,333	国		
6	上加納山広場	上加納山4712-202	不明	738	市		○
7	川手広場	下川手 (境川橋高架下)	不明	1,099	国		
8	川部5丁目広場	川部5丁目9-4 ほか1筆	不明	307	市		
9	黒野みどり広場	下鶴飼稲置1732-4 ほか8筆	不明	6,668	市		○
10	下江崎広場	江崎南5-1	不明	1,933	市		○
11	長良広場	長良福光南町地内	不明	1,379	県		
12	中西郷4丁目広場	中西郷4丁目77-4	不明	150	市	○	○
13	野一色広場	前一色2丁目3-66 ほか11筆	不明	5,810	市		
14	交人広場	交人2丁目122	不明	955	市		○
15	南塚コミュニティ花壇	柳津町南塚2丁目51	不明	36	市		○
16	その他 (修景施設)	柳津町梅松4丁目143番1	不明	190	市		○
17	則武運動場広場	則武本島34-4地先	M33. 1. 0	1,096	国		○
18	長良東部2号公園	雄総柳町5丁目82-1、82-3	S51. 10. 1	755	市		
19	鶴飼屋広場 (鶴飼屋遊戯場)	長良鶴飼屋1番1地先	S54. 8. 2	288	国		
20	紅葉ヶ丘東広場	大洞紅葉ヶ丘6丁目22-44	S60. 12. 19	513	市		
21	忠節橋下流広場	大縄場3丁目1番地先	S61. 10. 27	4,311	国		○
22	南塚広場	柳津町南塚4丁目46番	S62. 12. 26	596	民有地		○
23	犬塚広場	上西郷6丁目78番2	S63. 3. 31	492	市		
24	柿ヶ瀬広場	木田森元2062-1番地	H2. 11. 20	1,839	国		
25	金華橋下流広場	本町5丁目20番地先から	H3. 3. 18	14,477	国		
26	桃林広場	長良福光桃林2695番2地先	H5. 3. 22	10,009	国		
27	西木田広場	木田1丁目72-2	H6. 5. 9	275	民有地		○
28	北一色広場	北一色8丁目6-1	H7. 3. 28	2,210	民有地		
29	大縄場ループ広場	大縄場6,7丁目地内	H8. 4. 1	1,670	県		
30	北山広場	北山3丁目3589-24	H10. 5. 10	593	市	○	○
31	野土島広場	蔵前6丁目23番9	H11. 12. 20	1,639	民有地		
32	竜田町7丁目広場	竜田町7丁目24番22ほか	H12. 7. 26	798	県		
33	岩利2丁目広場	岩利2丁目135-1	H13. 12. 25	3,780	民有地		○
34	八幡橋広場	境川3丁目182番地の一部	H14. 9. 24	826	国		
35	今泉広場	桜通6丁目1番地先	H15. 7. 18	991	国		○
36	石原広場	石原3丁目223-1	H15. 11. 6	1,708	民有地		
37	東中島広場	東中島1丁目	H16. 1. 16	873	国		
38	三田洞広場	三田洞字蛇塚429番2	H16. 6. 29	1,359	民有地		○
39	茜町広場	茜町121番1 ほか2筆	H16. 12. 20	295	民有地		
40	鏡島精華1丁目広場	鏡島精華1丁目10番49	H16. 12. 22	150	市	○	
41	本荘熊野前広場	本荘熊野前1941番35 ほか1筆	H17. 4. 14	656	市	○	
42	中大桑広場	中大桑町6番 ほか1筆	H18. 2. 1	641	民有地		○
43	曽我屋5丁目広場	曽我屋5丁目112番	H18. 2. 21	1,584	民有地		
44	玉取広場	中鶴5丁目128番1	H19. 9. 10	143	民有地		○
45	下鶴飼稲置広場	下鶴飼稲置1640-21	H19. 11. 1	163	市	○	
46	岩地ふれあい広場	岩地1丁目6番4	H20. 10. 22	391	市		
47	小西郷3丁目広場	小西郷3丁目172番8	H20. 12. 17	152	市	○	
48	中洲町広場	中洲町2番9号	H20. 12. 17	157	市	○	
49	長良洞広場	長良洞2435番209	H20. 12. 17	150	市	○	
50	宇佐2丁目広場	宇佐2丁目59番	H20. 12. 18	148	市	○	
51	下西郷3丁目広場	下西郷3丁目33番10	H20. 12. 18	150	市	○	
52	西改田米野広場	西改田字米野2番4	H21. 7. 29	180	市	○	
53	旦島広場	旦島中2丁目109番	H21. 12. 19	108	県		
54	今嶺3丁目広場	今嶺3丁目3番36号	H22. 7. 2	397	市	○	
55	安食南広場	安食字川通886番ほか	H24. 3. 13	2,700	県		○
56	三田洞大坪広場	三田洞字大坪865番27ほか	H25. 8. 20	389	市	○	○
57	長良山先西広場	長良字山先711-24	H25. 11. 22	150	市	○	
58	長良山先東広場	長良字山先711-22	H25. 11. 22	150	市	○	
59	長良山先南広場	長良字山先702-1, 703, 704-1	H26. 6. 26	150	市	○	
60	日置江広場	日置江5丁目26番1	H26. 10. 14	1,848	民有地		○
61	川手緑地	東川手3丁目101番の一部ほか	H27. 3. 31	1,455	国・県		
62	中西郷5丁目広場	岐阜市中西郷5丁目78番18	H28. 12. 20	150	市	○	
63	茜部寺屋敷広場	茜部寺屋敷2丁目13番14	R1. 7. 1	150	市		
64	藍川広場	岐阜市加野4丁目314番ほか	R2. 4. 23	780	県		○

市は、都市公園一覧表の中に広場を載せていたが、市のホームページでは公表していない。

広場に関する条例、規則等はなく、何をもって広場としているのかは定まっていなかった。

当該広場の開設の沿革が記載された資料もなかった。

開設年月日が不明なものが 16 箇所、開設から 10 年以上経過しているものが 38 箇所あった。

その実態は多種多様であった。

ただの山であったもの（上加納山広場）、かつては軽スポーツに利用されていたが現在は全く利用されていない草むらであったもの（岩利 2 丁目広場）もあった。

開発許可に伴う公共施設として市に帰属したものが 17 箇所あったが、何も設置されていなかったもの（北山広場等）もあった。こういった目的で市に帰属したのか、なぜ目的どおりの公共施設となっていないのか、経緯を示す資料がなく不明であった。

実態としては、テニスコートであったもの（忠節橋下流広場）、グラウンドゴルフ場と受け取られるもの（藍川広場、安食南広場）があった。

公園のように遊具が設置されているもの（三田洞広場）もあった。

【規範】

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項では、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例でこれを定めなければならないとされている。

【指摘 公園整備課】

今回の監査ではすべての広場を往査することはできなかったが、往査した限りでも、上記のような実態であったのであるから、往査しなかった広場についても、実態がないものや、実質的に特定のスポーツ施設となっているもの等があるのではないかとと思われる。

まずもって、全ての広場について、現状をしっかりと調査し、整理すべきである。

【指摘 公園整備課】

現状の調査及び整理をした上で、当該地域住民の推移、年齢構成、意向等、公園や子ども遊び場等の近隣の同種施設との関係性、当該地域の将来像等を調査把握すべきである。

その上で、当該広場ごとに、何の目的の施設としていくのか、どのような方針で整備、管理、運営していくのかを検討し、都市施設としての広場とする、公園とする、スポーツ施設とする、施設を廃止して普通財産とした上で他の行政目的での使用や普通財産の貸付、処分を検討する、施設を廃止して国、県、民間に返還するという方向

性を判断すべきである。

【指摘 公園整備課】

都市施設ではない広場という施設を存続させるのであれば、根拠規程となる条例、規則を定めるべきである。

第 12 子ども遊び場のあり方

【事実関係】

子ども遊び場は、古いものは昭和 28 年に開設されている。開設時期でみると、次のとおりであった。

14 箇所の子ども遊び場については、開設時期が不明であった。全体の約 82% は、昭和 62 年以前に開設されたものである。

(令和 3 年 4 月 1 日時点)

開設年	子ども遊び場の数	全体に占める割合
S28～S32	4 箇所	1.8%
S33～S37	1 箇所	0.4%
S38～S42	29 箇所	13.5%
S43～S47	53 箇所	24.7%
S48～S52	30 箇所	14.0%
S53～S57	41 箇所	19.1%
S58～S62	19 箇所	8.8%
S63～H 4	9 箇所	4.2%
H 5 ～H 9	8 箇所	3.7%
H10～H14	2 箇所	0.9%
H15～H19	0 箇所	0 %
H20～H24	0 箇所	0 %
H25～H29	1 箇所	0.4%
H30～R3	3 箇所	1.4%
不明	14 箇所	6.5%
計	214 箇所	

子ども遊び場が設置されている土地の所有は、次のとおりであった。

平成 28 年に設けられた岐阜市子ども遊び場の設置等に関する要綱では、子ども遊び場は、「市が土地所有者から無償で土地を借り受け、子ども遊び場を設置する事業」とされているが、実際には、市が所有する土地が 77 箇所もある。

土地の所有者		箇所
岐阜市		77 箇所
公有地	岐阜県	4 箇所
	国	2 箇所
神仏	神社、寺	84 箇所
私有地	自治会、財産区等	17 箇所
	協同組合	1 箇所
	企業	2 箇所
	個人	27 箇所

また、同要綱第 2 条（設置基準）では、子ども遊び場は、市長が特に認めた場合を除き、次に掲げる条件を全て満たすものとされている。

- （１）子どもが安全かつ衛生的に利用できる土地及び環境であること
- （２）面積 1,000 平方メートル以下で、遊び場として適当な広さ及び形状を有すること
- （３）当該土地の属する自治体の区域内に、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は他の遊び場が設置されていないこと
- （４）市長と遊び場の設置に係る土地の所有者との間で、遊び場として使用するため遊び場用地に係る使用貸借契約を締結することができること
- （５）使用貸借契約に係る契約期間が、5 年以上であること
- （６）遊び場の設置後、自治会その他市長が認める団体が適切に遊び場を管理できる体制を構築できること

現地往査したところ、雑草が繁茂していて子どもが安全かつ衛生的に利用できないもの、滑り台 1 台分ほどの広さしかなく遊び場として適当な広さを有していないもの、市が所有する土地であるもの、使用貸借契約の存否及び内容を確認できる書面がないもの、雑草が繁茂していて自治会等管理団体が管理していないものがあつた。要綱と現実が余りにもかけ離れていた。

また、先に述べたとおり、既に遊具が撤去され子ども遊び場としての実態がないものや、遊具の更新が行われておらず子ども遊び場としての利用に耐えないものが多数あつた。

このような子ども遊び場の現状は、景観面や安全面から地域に悪影響を及ぼしうる状態である上、市が所有する土地については有効活用できていない問題、民間から無償で借り受けている土地については固定資産税を徴収できないという問題を生じさせている。

平成 29 年 3 月に策定された岐阜市公共施設等総合管理計画では、子ども遊び場に

ついて、現状と課題として、「草刈、清掃、日常の安全点検など維持管理は自治会や子ども会が行っています。」「遊具やフェンス等の工作物の老朽化が進み、維持管理コストが年々増加しています。」、今後の取組みとして、「維持管理コスト縮減のため、利用状況を把握し、不用遊具の撤去を検討します。」と記載されていた。しかし、その後4年間で5箇所しか廃止されていない。

岐阜市公共施設等総合管理計画では、公園の説明として、「市内に数多くあり、子どもから高齢者まで多くの市民に利用される施設であるため、特に安心・安全な施設である必要がある」とされた上で、子ども遊び場が公園として位置付けられていた。市のホームページでも公園に位置付けられている。しかし、子ども遊び場の所管課は子ども支援課である。

公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多いところ、遊具の点検、修繕、樹木の剪定等の業務という同一の業務でありながら、子ども遊び場については子ども支援課が、都市公園については公園整備課が、別々に委託発注している。

子ども遊び場も公の施設に該当する可能性があるが、条例が存在しないため、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとする地方自治法第244条の2第1項に違反しているおそれもある。

【指摘 子ども支援課、公園整備課】

子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。

その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。

遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。

【意見 子ども支援課、公園整備課】

遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。

第 13 公園のあり方

1 有効利用

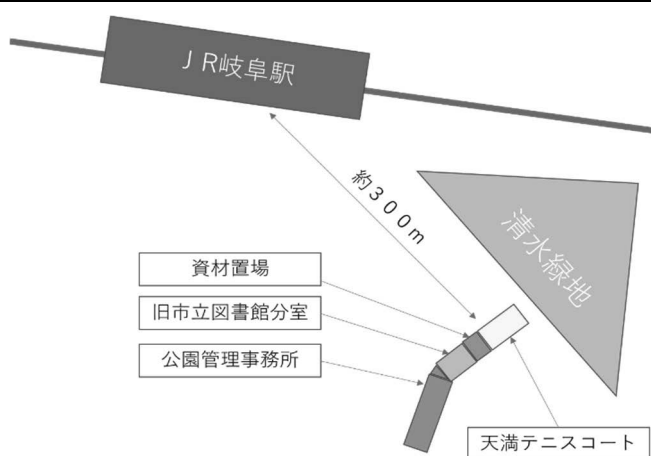
【事実関係】

広域公園：清水緑地（天満テニスコート）

天満テニスコート（1面）は、清水緑地という公園の中の施設として位置づけられているが、清水緑地とは道路を挟んだ場所にある。天満テニスコートは、1か月平均 37 件の利用があったが、同一人による繰り返し利用が多く、同一の苗字の人を 1 とした利用者数は 57 人である（令和元年度）。

天満テニスコートの隣には、資材置場（公園管理事務所が使用）、旧市立図書館分室（以前は跡地を老人施設として利用していたが、現在は廃止されている）、公園管理事務所が並んでいる。

これらは、JR 岐阜駅から約 300m という駅前に位置しており、かつ、高級住宅地とされている加納の住宅地の中にある。



【意見 公園整備課】

いずれの土地も、その土地の効用を十分に発揮させておらず、有効活用されている

とは言い難い。とりわけ、公園管理事務所や資材置場をこの土地に設置することは、有効利用の観点から疑問を抱かざるを得ない。

天満テニスコート、資材置場、旧市立図書館分室跡地、公園管理事務所の土地を一体的に、当該土地の位置、周囲の環境、市民のニーズ等を総合的に考慮し、その土地としての効用を十分に発揮させることができるよう、新たな利活用又は換価をすることが望ましい。

【事実関係】

街区公園：香蘭グリーンパーク

オーキッドパークという商業施設に隣接する公園である。オーキッドパークの敷地は、市が事業者に貸し付けている。

市は、この公園を街区公園として位置付けている。街区公園というのは、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園であり、その誘致距離（想定する利用者の範囲）は250メートルとのことである。しかし、本公園は、オーキッドパーク、ドコモ岐阜ビル、昭和コンクリート工業本社ビル、ハウジングセンターといった大型商業施設に囲まれており、250メートルの範囲内に居住する人はそれほど多くはない。

また、外観上も、街区公園というより、オーキッドパークの一部であるとの印象を受ける。



【意見 公園整備課】

オーキッドパークの利用者の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的として、オーキッドパークと一体的に利用する方が土地の有効利用となると考える。

敷地を貸し付けているオーキッドパークの事業者にも本公園の敷地も貸し付けることが望ましい。

【事実関係】

広域公園：長良川公園（長良川テニスコート）

長良川の河川敷であり、長良橋のそばにある。

長良川テニスコート（2面）、インラインスケート場、長良川沿いのランニングコース（高橋尚子ロード）、ヘリポートがある。

長良川テニスコートは、令和元年度の利用件数が月平均 1.9 件であり、同一の名字の利用者数を 1 とした場合の利用者数は年間 19 人である。

インラインスケート場は、国際インラインスケート岐阜長良川大会が開催される。その他、イベントの会場となることもある。

金華山と長良川が目の前にあるロケーションで、市の景勝地である。



【指摘 公園整備課】

テニスコートは利用度が低く、ほかにもテニスコートは複数存在するのであるから、あえてこの市の一番の景勝地といえる場所にテニスコートを残しておくことは、土地が有効利用されているとはいえない。

長良川公園のテニスコートを廃止するか、テニスコートを維持するのであれば、利用度を高めるための整備をすべきである。

【意見 公園整備課】

インラインスケートの国際大会が開催されるということの意義は分かるが、年に 1 回のことであるし、その他のインラインスケート関連のイベントがあるとしても、それほど頻度が高いことはないのではないだろうか。市におけるインラインスケート人口は他のスポーツと比べてそれほど多くはないとも思える。長良川沿いのランニングコース（高橋尚子ロード）の利用者が通過するとしても、インラインスケート場である必要はない。

この市の一番の景勝地といえる場所をインラインスケート場としておくことが、土地の有効利用、市民サービスの向上、観光地としての魅力向上に資するものであるのか、民間事業者の活用も含め、今一度検討することが望ましい。国土交通省が公表し

ている河川空間のオープン化活用事例も参考にされたい。

2 今後の取組み

【事実関係】

市の公園台帳及び公園緑地配置図によれば、市の都市公園の区分、開設年の分布は次のとおりである（令和３年３月３１日時点）。

区分		開設年	都市計画決定済	未決定
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする（都市公園法施行令第2条第1項第1号）	昭和20年以前	2	2
		昭和20年代	7	2
		昭和30年代	11	6
		昭和40年代	44	11
		昭和50年代	42	40
		昭和60年～平成7年	38	39
		平成8年～平成17年	4	20
		平成18年～平成27年	5	24
		平成27年～	0	1
		計	153	145
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする（都市公園法施行令第2条第1項第2号）	昭和20年以前	0	0
		昭和20年代	3	0
		昭和30年代	1	0
		昭和40年代	4	0
		昭和50年代	3	0
		昭和60年～平成7年	4	0
		平成8年～平成17年	0	0
		平成18年～平成27年	0	0
		平成27年～	0	0
		計	15	0
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする（都市公園法施行令第2条第1項第3号）	昭和20年以前	1	0
		昭和20年代	0	0
		昭和30年代	2	0
		昭和40年代	0	1
		昭和50年代	0	0
		昭和60年～平成7年	1	0
		平成8年～平成17年	0	0
		平成18年～平成27年	0	0
		平成27年～	0	0
		計	4	1
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする（都市公園法施行令第2条第1項第4号）	昭和20年以前	1	0
		昭和20年代	0	0
		昭和30年代	0	0
		昭和40年代	1	0
		昭和50年代	1	0
		昭和60年～平成7年	0	0
		平成8年～平成17年	0	0
		平成18年～平成27年	0	0
		平成27年～	0	0
		計	3	0
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする（都市公園法施行令第2条第1項第4号）	昭和20年以前	0	0
		昭和20年代	0	0
		昭和30年代	0	0
		昭和40年代	1	3
		昭和50年代	0	2
		昭和60年～平成7年	0	2
		平成8年～平成17年	0	2
		平成18年～平成27年	1	2
		平成27年～	0	0
		計	2	11
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの（都市公園法施行令第2条第1項第4号）	昭和20年以前	0	0
		昭和20年代	0	0
		昭和30年代	0	0
		昭和40年代	2	0
		昭和50年代	2	0
		昭和60年～平成7年	1	0
		平成8年～平成17年	1	0
		平成18年～平成27年	0	0
		平成27年～	0	0
		計	6	0
緩衝緑地	主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯（都市公園法施行令第2条第2項）		0	0
風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条第2項）	昭和20年以前	0	0
		昭和20年代	2	0
		昭和30年代	0	0
		昭和40年代	2	3
		昭和50年代	0	6
		昭和60年～平成7年	0	11
		平成8年～平成17年	0	6
		平成18年～平成27年	0	1
		平成27年～	0	0
		計	4	27
都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条第2項）		0	0
広場公園	主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条第2項）		0	1
特殊公園	特殊な利用を目的とする公園（市）		1	0
ポケットパーク		昭和20年以前	0	0
		昭和20年代	0	0
		昭和30年代	0	0
		昭和40年代	0	0
		昭和50年代	0	4
		昭和60年～平成7年	0	2
		平成8年～平成17年	0	1
		平成18年～平成27年	0	0
		平成27年～	0	0
		計	0	7
合計			188	192

都市公園のほとんどは、昭和 40 年代、50 年代に設置されたものである。都市公園の中で圧倒的に数の多い街区公園でみると、約 8 割が平成 7 年以前に設置されたものである。

多くの公園の現状を見ても、遊具が従前のままか、複合遊具に変わったかの違いがあるくらいで、その多くは開設された時からそれほど変わっていない。都市公園法が改正される平成 5 年までは児童公園にブランコ、砂場、すべり台の設置が義務付けられていた結果、どこの公園にも似たような遊具が設置され、紋切り型で個性に乏しい公園となっている。

【事実関係】

「市長への手紙」における市民の声に次のようなものがあった。

- ・公園の雑草が生い茂っている。
- ・雑草が伸び放題の長良川堤防沿いの公園を整備すれば、周囲の桜の木と相まって素敵な散策コースになる。
- ・公園の規模が小さく満足に遊べない。
- ・子どもが遊ばないので公園に人気がない。
- ・複合遊具を作ってほしい。
- ・公園の数だけ多くても利用者が少ないと無駄ではないか。数を減らして規模の大きい公園を作ってはどうか。
- ・ペットを連れていけたり、若者が集まったりするような素敵な公園をつくれば、周りにも店が増え、まちが綺麗になる。

「地域からの改善要望」に次のようなものがあった。

- ・樹木の剪定をしてほしい。
- ・雑草、雑木、竹藪を除去してほしい。
- ・公園整備課が契約している造園業者が小手先の作業しかしていないのではないか。
- ・塗装がはがれている。
- ・砂場に新しい砂を入れてほしい。
- ・安全な遊具に変えてほしい。
- ・トイレを改良してほしい。
- ・緑地にトイレ、ベンチなどを設置してほしい。
- ・駐車場を設置してほしい。
- ・時計を設置してほしい。
- ・避難場所でもあるため水道を設置してほしい。
- ・防犯灯を設置してほしい。

- ・防犯カメラを設置してほしい。
- ・子どもが増えているので、安心できる公園をつくってほしい。
- ・幼児遊具を設置してほしい。
- ・高齢者が集えるような屋根のある場所をつくってほしい。
- ・健康器具を設置してほしい。
- ・高齢化、人口減少により清掃作業ができない。

【事実関係】

- ① 市が平成 29 年 3 月に策定した「岐阜市公共施設等総合管理計画」では、都市公園に対する今後の取組みとして、次のように記載されている。

- ・立地適正化計画等を考慮した公園の立地再編及び整備
- ・地域ごとの利用者のニーズに基づいた公園の再整備を実施します。
- ・公園の利活用の活性化と維持管理コスト縮減のため、地域住民が中心となった管理運営方法の導入を検討します。
- ・公園の魅力及び管理の質の向上を図るとともに財政負担の軽減のため、民間活力の導入を検討します。
- ・利用者の増加を図るため、有料公園施設の機能を向上させます。

しかし、これらを実施又は検討した形跡はなく、その計画もない。

- ② 市が平成 31 年 3 月に作成した「岐阜市スポーツ推進計画（改訂版）」では、次のように記載されている。

現在、岐阜市では、都市公園のストック再編事業に取り組んでいます。「公園ストック再編事業」とは、人口減少・少子高齢化の進行等に対応し、健康長寿社会の実現や、子育て世代が住みやすい生活環境づくりを目指し、地域のニーズを踏まえた利活用や都市の集約化にも対応した公園へ再編を図るものです。整備前には地元の方々と協議をする中で、公園周辺の環境等に合わせ、幼児用遊具や健康遊具、休憩施設等の選定や配置を検討し、再編後の利用や維持管理がしやすく、地域の賑わいが創出される公園を目指して再整備を行います。

しかし、公園の再編事業に関する具体的な計画はない。

【意見 公園整備課】

都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、少子高齢化や地域的な人口の偏在も加速している。地方都市では、モータリゼーションの進展等を背景に低密度の市街地の拡大が進んできたが、今後の人口減少局面においては、更なる人口密度の低下が進行し、低未利用地の散在、増加が大きく進むことが予想される。

このような社会状況の下、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が進み、維持管理・更新の「山」が到来する時代を迎えており、厳しい財政制約の中

での社会資本の効率的な整備、管理が課題となっている。都市公園は、そういった社会資本の一つの大きな「山」である。

他方において、都市公園は、本来、多様な機能を有しており、個々の都市公園や地域の特性に応じた柔軟かつ自律的なマネジメントにより、その多機能性を発揮するポテンシャルを有している。例えば、子どもの外遊びの時間の減少等を背景に、子どもの成育環境の改善が必要とされている中、外で遊びたいと思わせる魅力的な場を創出することで、子どもの身体性、社会性、感性、創造性の開発等に寄与することができる。高齢者が積極的に外に出て、仲間と健康運動をしたいと思う場を提供することで、人と人のつながりの創出、健康寿命の延伸等にも寄与することができる。緑を基調とした美しい景観を形成し、多様な人々が交流する空間等として、地域再生、観光振興に向けた拠点づくりの核となったり、地域コミュニティの醸成の場となったりする。

地方都市が時代の変化等に伴う様々な課題に直面し、その対応を迫られている中、ただ雑草を刈り、遊具の点検補修を繰り返すような、都市公園の中だけを向いて維持管理するのではなく、まちのため、市民のため、都市公園のポテンシャルを発揮するマネジメント手法を確立することが必要である。

マネジメントの中で重要なことは、公園ごとに、その役割と機能を見直し、テーマを設定することではないかと考える。例えば、子どもたちが思い切り体を動かす、にぎわいの公園なのか、静かに過ごしたい人や幼児が楽しめる、やすらぎの公園なのか、グラウンドゴルフ場なのか、サッカー場なのかということである。海外では、公園とひとくくりにするのではなく、パブリックパーク（多様な広場）、プレイグラウンド（遊び場）、と別のものと考えているようである。また、マネジメントの過程においては、地域住民との合意形成、住民が参画して設計等に携わることが必要不可欠である。そうすることにより、地域コミュニティの醸成につながることを期待できる。

パークマネジメントプランやパークイノベーション推進計画を策定することが望ましい。例えば、相模原市がパークマネジメントプランを策定しており、足立区がパークイノベーション推進計画を策定している。

第 14 未利用地について

1 未利用地の発生

(1) 取得による発生

【事実関係】

北山 3-2589-25 (管財課) 宅地開発の際に公共施設として帰属 (都市計画法第 40 条第 2 項) を受けた土地であるが、公共施設にはなっていない。 この土地の隣には、同じく公共施設として帰属を受けた土地があるが、こちらの方は、広場とされており、公園整備課が所管している。	
大字高川原字村添 151 番 1、同 151 番 8 (管財課) 平成 22 年に公園用地として寄附を受けた土地である。なぜ公園を開設していないのかは不明であった。 道路法上の道路に接していない土地であるため、売却が困難とのことであった。	
柳津町下佐波 5 丁目 300 番 (管財課) 高架道路設置のために買収した際、一筆の土地で道路用地の部分とそうでない部分があったところ、道路用地ではない部分も含めて買収したことによる残地である。	
三田洞東 3-586 (住宅課) 墓と山の間の土地であった。 団地開発時に取得した土地であるが、この土地は、団地には隣接しておらず、取得目的が不明であった。	

柳津町高桑堤外 2 丁目 47 番（管財課）	
一村総持であったところ、旧柳津町が保存登記をした土地である。その目的や経緯は不明であった。	

日置江字中島 2574 番（管財課）	
一村総持であったところ、平成 17 年に市が保存登記をした土地である。その目的や経緯は不明であった。	

【指摘 管財課】

土地を取得した後に未利用地となることのないよう、土地を取得する際に検討すべき事項、取得の目的や経緯等の記録方法、取得後の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。

（２）処分による発生

【事実関係】

雄総桜町 4-8-1（管財課）	
普通財産である 1 筆の土地を売却する際に、隣地建物の底が越境していたり、隣地建物使用者により使用されたりしていた部分（24 m²）を分筆し、当該部分を除外して売却した結果、当該部分が未利用地となっていた。 未利用地は、現在も越境され、無断利用されていた。	

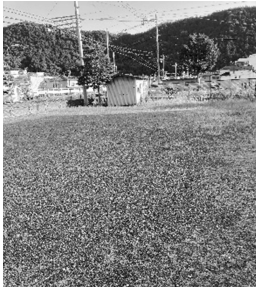
柳津町梅松 2 丁目 109 番 4（管財課）	
33 m²の田である。現況は、隣地所有者に耕作されている状態であった。 市が 2 筆を買収し、1 筆を売却した残りの土地である。	

【指摘 管財課】

土地を処分した後に未利用地が発生することのないよう、土地を処分する際に検討すべき事項、処分の目的や経緯等の記録方法、処分後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。

(3) 貸付けによる発生

永楽町 1 丁目 10 番 1	
普通財産である 1 筆の土地 (163.1 m ²) のうち約半分を貸し付けた結果、残り約半分の土地が未利用地となった。面積が小さくなったため、利用価値が減退していた。	

北山 1-11-10 (管財課)		
土地の一部だけを隣接する自治公民館のために貸し付け、残地が未利用地になっていた。なぜ一部だけ貸し付けたのかは不明であった。 本土地の出入口部分を貸し付けたため、残地には貸付部分を通らなければ入ることができない状態になっていた。		
		

本荘字三ツ俣前 1484 番 6 (労働雇用課)	
約 4 分の 1 程度を自治会に無償貸付けし、残地が未利用地となっていた。本土地の出入口部分を貸し付けたため、残地には貸付部分を通らなければ入ることができない状態になっていた。 未利用地部分については、年 2 回程度シルバー人材センターに草刈りを依頼しており、年間 5 万～10 万円ほど要しているとのことである。	

静が丘町 114（管財課）	
自治公民館のために貸し付けた土地に隣接する法面部分であった。なぜ法面部分も貸し付けなかったのかは不明であった。	

【指摘 管財課】

土地を貸し付けた後に未利用地が発生することのないよう、土地を貸し付ける際に検討すべき事項、貸し付ける目的や経緯等の記録方法、貸し付け後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。

（４）分筆による発生

【事実関係】

茜部本郷 3 丁目 158 番地 3（管財課）	
以前は広い土地であったが、地下道を作る際に、地下道部分を分筆し、残りが未利用地となっている。分筆時の資料は残っていない。	

【指摘 管財課】

土地を分筆した後に未利用地が発生することのないよう、土地を分筆する際に検討すべき事項、分筆した目的や経緯等の記録方法、分筆後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。

（５）建物取壊しによる発生

【事実関係】

松山町 4-1（労働雇用課）	
昭和 35 年に旧技能者会館の土地建物を交換で取得した。平成 14 年にソーイング協会が退去して空き家となり、老朽化により平成 16 年に建物を取り壊したが、基礎撤去工事を行うと振動により隣地の石垣への影響が懸念されるため、基礎は残されたままとなり、未利用地となっていた。	

【意見 労働雇用課】

土地上の建物の管理・処分方法を判断する際には未利用地が発生しないようにすることが望ましい。

（６）貸付地返還による発生

【事実関係】

島田西町１番９（管財課）

戦後の住宅不足の際に住宅用地として貸し付けていた地域で、徐々に借主に売却していった残りの土地である。借主が地代を滞納し、任意の明渡しをしなかったため、建物収去土地明渡のための民事訴訟手続及び強制執行手続を行い、平成 29 年頃に返還を受けた。



市は、貸付地については、借主に対し、３年毎の契約更新時に、買取要望を確認しているとのことであった。

【意見 管財課】

建物所有目的で貸し付けている土地については、借主（建物所有者）が建物を収去して土地を明け渡すことをしないというリスクを伴う。

土地の借主（建物所有者）に対する土地買取に向けた交渉は、３年毎よりも高い頻度で行うことが望ましい。また、建物収去費用を負担させられることになるリスクに備えるために保証金の徴収等の方策を取ることが望ましい。

２ 代替地について

【事実関係】

市は、代替地として、４か所（８件）の土地を所有している（市街地再開発課、基盤整備政策課、公共用地課が所管）。代替地とは、道路事業や再開発事業等の事業のための用地買収の際に、金銭による補償ではなく土地の提供による補償を求められた場合に、提供することのできる土地であるとのことである。

【事実関係】

岩崎字鶴山 1385-2（基盤整備政策課）

激甚災害事業時の代替地として昭和56年に公社が取得した後、昭和63年に市が買い戻した土地である。

道路補修用の資材置場とのことであるが、置かれている資材は古いものばかりで、土や草が付着している状態からして、資材置場として利用はほとんどなされていないと受け取らざるを得なかった。

この土地は、公道に接道しておらず、代替地として機能するのかも疑問であった。



【意見 基盤整備政策課】

岩崎字鶴山 1385-2の土地について、代替地として機能するのかどうか検討し、その可能性が低いのであれば、未利用地として管理・運用・処分していくことが望ましい。

【事実関係】

代替地とされている香蘭2丁目104番外3筆の土地（合計4207.96㎡）（市街地再開発課が所管）は、都市再生、中心市街地再編整備のためとのことであるが、現在、具体的な事業はない。

この土地は、オーキッドパークに隣接する土地であり、JR岐阜駅や幹線道路からも近いため、商業用地としても住宅用地としても、利用価値の高い土地である。

【意見 市街地再開発課】

代替地として所有しておく必要が高いようには思われない一方で、これだけ利用価値の高い土地を寝かせておくことが、市の土地の効率的かつ適正な運用とは言い難い。

香蘭2丁目104番外3筆の土地（合計4207.96㎡）について、代替地としておくよりも、商業用地や住宅用地として貸し付ける等、土地としての効用をより発揮させるような利活用をすることが望ましい。

【事実関係】

代替地とされている加納天神町5丁目14番3の土地（119.80㎡）（公共用地課が所管）は、都市計画道路水野町線のための代替地としていたが、必要がなくなったため、現在は、名鉄高架事業のための代替地と考えているとのことである。

この土地は、JR岐阜駅から350mほどの住宅地であり、加納という地域性からも、

住宅用地としての需要が非常に高い土地である。

【意見 公共用地課】

代替地として所有しておく必要性が高いようには思われない一方で、これだけ利用価値の高い土地を寝かせておくことが、市の土地の効率的かつ適正な運用とは言い難い。

加納天神町5丁目14番3の土地(119.80㎡)について、代替地としておくよりも、住宅用地として貸し付けるか処分する等、土地としての効用をより発揮させるような利活用又は処分をすることが望ましい。

【意見 市街地再開発課、基盤整備政策課、公共用地課】

少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。

3 未利用地の処分

(1) 売却活動の未実施

【事実関係】

福富字出口 692-4 (管財課) 20年～30年前に駐在所跡地を取得したが、売却活動をしていない。 公民館建設予定であったようなメモはあったが、正式な資料は残っていない。	
茜部菱野 3丁目 54番 1 (管財課) 自治会に無償貸与しているが、それほど利用はされていないようであった。住宅地の中にある整形地で、すぐにでも売却できるような土地であるが、売却活動をしていない。	

柳津町北塚 2 丁目 28 番 1 外（管財課）	
柳津保育所の跡地である。平成 24 年 3 月 31 日に 廃園となり、平成 24 年度中には建物を取り壊した が、売却活動をしていない。	

【指摘 管財課】

速やかに未利用地の売却活動を進めるべきである。

（２）随意契約による処分

【事実関係】

西川手 4 丁目 62（管財課）	
3 年前から一般競争入札を実施しているが、84 m² という面積の小ささから、売れていない。 最近になり隣地アパートが取り壊されたことによ り、隣地と一体としてならば売却することができる 可能性が出てきた。但し、隣地と一体として売却す るためには、随意契約によることになる。	

市の普通財産売却取扱要綱では、次のように定められている。

（売払いの方法）

第 4 条 普通財産の売払いは、一般競争入札により行うことを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により行うことができる。

- （１）国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- （２）公共事業に係る代替地の用に供するとき。
- （３）既に貸付け済みである普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払いを行うとき。
- （４）袋地、面積過小又は狭小等の土地で、隣地土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売り払うとき。
- （５）その他法令上随意契約によることができる場合に該当し、市長が随意契約により売り払うことを適当と認めたとき。

この要綱は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が

競争入札に適さないとき」に該当する場合を定めたものである。

【意見 管財課】

上記事実関係のように、一般競争入札で不落になって、いくら価格を下げたとしても売却できない土地はある。

普通財産売却取扱要綱において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して普通財産を随意契約により譲渡することができる場合を、同号の趣旨に適合する範囲内において、より幅広く定めることが望ましい。例えば、浜松市の「普通財産の随意契約による譲渡に関する要領」では14項目が、川崎市の「普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」では10項目が定められている。

4 未利用地の活用

【事実関係】

加野1-53-1（管財課）	
住宅団地の真ん中にある土地（555㎡）である。	
浄化槽の跡地であり、平成25年に浄化槽が撤去され、平成30年に住宅課から管財課に移管された。	
入札にかけているが反応がないとのことであった。 防草シートが敷かれ、ロープで立ち入れないようにされていた。	

【意見 管財課】

売却が困難な未利用地について、近隣住民の意見を聞き、公園、広場、緑地、駐車場とする等、売却以外の方法での利活用をすることが望ましい。

5 普通財産（未利用地）全体について

（1）未利用地の定義

【事実関係】

市は、「未利用地等の運用に関する要領（平成18年9月8日決裁）」を設けている。

同要領第1条では、「公有財産の運用の適正化を図る」ため、「利用又は活用されていない土地」の取扱いに関し、必要な事項を定めるとされているが、同要領第2条では、次のものに限って「未利用地」とされている。

市の所有する土地のうち、次のいずれかに該当するもので売払いによる処分をすることができる状態及び状況にあるものをいう。

ア 将来にわたり公用又は公共用に供する計画がなく、かつ、事務事業上特に保有し、又は運用する必要のないもの

イ 事業計画はあるが、事業の認定がされる予定のないもの（計画決定後３年以内のものを除く。）

ウ 事業の認定はされているが、何らかの事由により事業が中断し、利用されていないもの

エ 事業の代替地として取得したにもかかわらず、当該事業の完了により、本来の用に供されなかったもの（他の事業の代替地として計画しているものを除く。）

市では、管財課が各課に対し、年１回、未利用地の保有状況の報告を求めて、報告書一覧表を作成しているが、ここでは、あくまでも上記の定義によるところの未利用地に限られており、令和２年４月１日現在の未利用地は、４６件であるとしていた。

このほかに、同要領第３条では、次のものが「未利用地」とは別の「代替地」とされている。

公共事業の施行に伴う事業用地の取得に伴い、当該土地の代わりに提供する目的をもって保有している普通財産をいう。

上記の報告書一覧表では、令和２年４月１日現在の代替地は、４か所（８件）であるとしていた。

他方において、管財課から提出を受けた普通財産一覧（令和３年３月３１日時点）は、次のとおりであった。管財課所管の普通財産一覧における「区分」と「種目」は、管財課が記載しているものである。管財課以外の課が所管する普通財産一覧における「名称」と「備考」は、管財課以外の所管課が記載しているものである。

(管財課所管)

区分	種目	筆数
有償貸付地	有償貸付地	53
	雑地	2
無償貸付地	無償貸付地	141
一般競争入札（売却）を実施している土地	未利用地	8
売却・所管換え予定地	畑	1
	旧西別館	1
	雑地	1
	未利用地	3
	その他	2
宗教関連	原野	1
	雑地	1
	その他	20
河川・堤外地	畑	3
	山林	1
	原野	6
	雑地	14
国・県・市等の施設あり	有償貸付地	2
	公民館・消防署	1
	消防分署	1
	山林	1
	雑地	2
	その他	2
廃道敷（旧赤道）	宅地	1
	畑	1
	山林	1
	その他	13
道路（私道）	道路	10
	通路	5
山林	畑	3
	山林	11
	雑地	2
	急傾斜地	5
	その他	5
自治公民館・公園予定地	未利用地	6
不整形地・狭小地（残地など）	有償貸付地	1
	田	1
	畑	1
	雑地	7
	未利用地	6
	その他	1
未利用地（旧行政財産・公共施設）	未利用地	9
未利用地（その他）	原野	1
	雑地	3
	未利用地	4
	その他	3
小計		367

管財課以外所管

所管課	名称	備考	筆数
ぎふ魅力づくり推進政策課	旧いとう旅館	来年度民間へ貸出予定	2
掛洞プラント	佐野最終処分場跡地	処分場跡地※1	1
環境政策課	ライフポート柳津	集会所	8
競輪事業課	岐阜競輪場	「公用又は公共用」にあたらなため普通財産	14
	駐車場	「公用又は公共用」にあたらなため普通財産	88
	その他	「公用又は公共用」にあたらなため普通財産	1
教育施設課	利用（事業）予定地	行政財産へ種別変更中（倉庫等で使用）	1
	旧伊奈波中学校	県へ無償貸付	1
健康政策課	休日急病診療所	医師会へ無償貸付	1
	岐阜赤十字病院	無償貸付地	1
	その他	医師会へ無償貸付	1
	その他	日赤へ無償貸付	3
健康増進課	高島屋南地区公共施設用	開設時に行政財産に種別変更予定	1
公園整備課	その他（なかよし公園）	公園の一部を県へ貸付（交番）	1
子ども支援課	山林	山林	3
	その他	松風荘（母子寮）跡地	2
	その他	山林	2
子ども政策課	高島屋南地区公共施設用	開設時に行政財産に種別変更予定	1
子ども保育課	その他	鷺山保育所跡地、区画整理課と協議中	1
	長良保育園等	民営化施設（無償貸借）	33
	その他	区画整理事業中（更地）	12
	柳津保育所	未利用地（柳津保育所跡地）	5
市街地再開発課	その他	有償貸付地（シティタワー43）	1
	その他	有償貸付地（事業用定借）	3
	代替可能地	都市再生・中心市街地整備のための代替地	4
市民活動交流センター	旦島公民館等	無償貸付地（自治公民館）	4
	大洞 未利用地	無償貸付地（自治公民館）※2	1
住宅課	鷺山旧市営住宅		95
	山林		61
	交通部		1
	加野団地公民館等		9
	住宅		5
	不整形地・狭小地		2
消防課	防火水槽跡地	用途廃止済	1
消防総務課	厚見分団本部南側未利用地	未利用地	1
人権啓発センター	栄町自治公民館	無償貸付地（自治公民館）	1
水防対策課	水防倉庫	行政財産へ変更予定	2
男女共生・生涯学習推進課	北塚コミュニティ倉庫	無償貸付地（自治会施設）	2
	宮上地区器具庫	無償貸付地（自治会施設）	1
	南塚コミュニティ倉庫	無償貸付地（自治会施設）	1
東部クリーンセンター	北野阿原最終処分場	未利用地	7
農地整備課	揚水機場	売却予定	2
農林園芸課	山林	一般企業と森づくり活動の協定締結	2
	山林	森づくり活動募集中	1
福祉政策課	岩野田忠魂用地	忠魂碑	1
	寿松苑	民営化施設	28
	その他	無償貸付地（日本赤十字防災倉庫）	1
	いぶき	民営化施設	1
	あしたの会家庭学級	民営化施設	4
	特別養護老人ホーム	無償貸付地（社会福祉法人羽島郡福寿会）	22
	福祉施設	無償貸付地（岐阜市社会福祉事業団）	1
	日野恵光学園	民営化施設	18
労政・経営支援課	失業対策現場詰所跡地	無償貸付地（地元自治会）	2
	旧技能者会館跡地	未利用地（建物基礎残地）	1
		小計	469

※1 実際は貸付地とのことであった

※2 実際は公民館予定地とのことであった

上記の中には、普通財産一覧表に「未利用地」と記載されていながら、未利用地の

報告書一覧表に載っていないものがあつた。普通財産一覧表に「未利用地」、「山林」、「雑地」、「その他」と記載されているものをいくつか現地往査したが、いずれも「利用又は活用されていない土地」であつた。

【指摘 管財課】

現状では、市が「利用又は活用されていない土地」を把握しているとは言い難い。市が未利用地の定義を売却可能な土地に限定しているのは、未利用地に対する事務として適切ではない。

未利用地は「利用又は活用されていない土地」であるとして定義し直すべきである。

(2) 普通財産（未利用地）の把握

【事実関係】

上記のとおり、現在の普通財産一覧表では、土地の把握の仕方や語句の用法が統一されておらず、「その他」の数が多すぎるため、普通財産の現状がどのようなものなのかが分かりにくいものとなっている。例えば、普通財産一覧表で、名称に未利用地と記載されている一方で、備考に無償貸付地と記載されており、どちらなのか判然としない記載があり、実際は「利用又は活用されていない土地」とのことであつた。また、備考欄の記載と実際の状況が異なるものもあつた。

【指摘 管財課】

普通財産の土地を正確に把握して管理するため、普通財産（未利用地）を管理するための台帳における、必要的記載事項、全庁統一的に使用する語句及び定義、あてはめの判断基準等の記載ルールを明記した要領や内規を作成すべきである。その際、「その他」の使用は止めるか、極めて限定的にすべきである。

(3) 未利用地に対する基本方針

【事実関係】

市には、未利用地に対する基本方針が定められていない。

平成 29 年 3 月に策定された「岐阜市公共施設等総合管理計画」では、「未利用地や低利用地等のうち、将来的な利用が見込めない土地については、積極的に売却や貸付等を進め、財源の確保又は効果的な活用を図ります。」、「売却が困難な土地については、民間活力の活用を検討するなど有効活用を図ります。」と記載されているが、それを具体的に実行するための方針も計画も定められていない。

実際、売却可能な未利用地のみを売却するというくらいしかされていない。

【指摘 管財課】

未利用地や低利用地に対する、管理・運用・処分の基本原則や利活用に向けた具体

的な計画、取組等を記載した未利用地等の利活用に関する基本方針を定めるべきである。例えば、西宮市、平塚市、日高市等が未利用地等の利活用に関する基本方針を定めている。

【意見 管財課、行財政改革課】

未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。

スポーツ施設（市がホームページでスポーツ施設としているものにラグビー場を加えたもの）一覧表①

種類	名称	施設名	校区	設置年	設置根拠	公園台帳における公園施設としての記載	運動施設面積の割合（％）	施設の所管課	利用料	利用申込（予約）方法	利用の所管課
野球場	岐阜市民球場	福光中央公園（未決定・運動公園）	長良西		有料公園施設（運動施設）	○	68.9	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	ハツ草球場	ハツ草公園（近隣公園）	本荘		有料公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	岐阜ファミリーパーク球場	岐阜ファミリーパーク（総合公園）	三輪北		有料公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	溝口第1球場	溝口公園（未決定・地区公園）	三輪南		公園施設（運動施設）	○	19.5	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	日置江球場	日置江公園（未決定・運動公園）	且格		公園施設（運動施設）	○	87	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	次木球場	日置江北公園（未決定・運動公園）	且格		公園施設（運動施設）	○	84	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	江崎第1球場	江崎運動場（未決定・運動公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	○	99.8	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	江崎第2球場	江崎運動場（未決定・運動公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	○	99.8	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	江崎第3球場	江崎運動場（未決定・運動公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	○	99.8	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	江崎AB球場	江崎公園（街区公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	×	－	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	則松球場	則松球場	網代		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
ソフトボール場	旦ノ島球場	旦島公園（運動公園）	城西		公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	溝口第2球場	溝口公園（未決定・地区公園）	三輪南		公園施設（運動施設）	○	19.5	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	中屋球場	中屋運動場（未決定・運動公園）	三輪南		公園施設（運動施設）	×（バックネット等のみ記載）	－	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	次木AB球場	日置江北公園（未決定・運動公園）	且格		公園施設（運動施設）	○	84	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	江崎C球場	江崎運動場（未決定・運動公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	○	99.8	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
サッカー場	岐阜ファミリーパークサッカー・ラグビー場	岐阜ファミリーパーク（総合公園）	三輪北		有料公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	鏡島サッカー場（A）	鏡島運動場（未決定・運動公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	鏡島サッカー場（B）	鏡島運動場（未決定・運動公園）	鏡島		公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	日野サッカー場	日野堂後公園（広域公園）	日野		公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市サッカー協会	なし
	日置江サッカー場	日置江公園（未決定・運動公園）	且格		公園施設（運動施設）	○	87	公園整備課	無料	岐阜市サッカー協会	なし
	伊自良川サッカー場	伊自良川緑地（未決定・風致公園）	城西		公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市サッカー協会	なし
※1	島大橋河川公園ラグビー場	島大橋河川公園（未決定・運動公園）	合渡		公園施設（運動施設）	○（ラグビーボール等を記載）	42.5	公園整備課	不明	岐阜市ラグビー協会	なし
運動場	北西部運動公園ABグラウンド（サッカー・ラグビー・グラウンドゴルフ・ゲートボール）	北西部運動公園（運動公園）	合渡	H20	有料公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	加納公園グラウンド（サッカー）	加納公園（地区公園）	加納		有料公園施設（運動施設）	○	5.91	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	伊自良川C球場（サッカー・ソフトボール）	伊自良川緑地（未決定・風致公園）	城西		公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	島西運動場（サッカー・ラグビー・アメリカンフットボール・ソフトボール・グラウンドゴルフ他）	島西運動場	島		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	有料	予約システム	市民スポーツ課
	厚八運動場（野球・ソフトボール・陸上競技・レクリエーション・ゲートボール）	厚八運動場	厚見		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	有料	予約システム	市民スポーツ課
	柳津運動場（野球・ソフトボール・サッカー）	柳津運動場	柳津		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	有料	予約システム	市民スポーツ課
	高桑運動場（野球・ソフトボール・サッカー・グラウンドゴルフ・ゲートボール）	高桑運動場	柳津		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	有料	予約システム	市民スポーツ課
	坂巻運動場（野球・ソフトボール・サッカー）	坂巻運動場	柳津		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	有料	予約システム	市民スポーツ課
	諏訪山運動場（野球・ソフトボール・サッカー）	諏訪山運動場	岩		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	岐陽運動場（野球・ソフトボール・サッカー）	岐陽運動場	梅林		屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	フィールドかけばら（野球・ソフトボール・サッカー）	なし	網代		なし	－	－	市民スポーツ課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
テニスコート	岐阜ファミリーパークテニスコート（10面）	岐阜ファミリーパーク（総合公園）	三輪北	S59	有料公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	早田テニスコート（4面）	早田西公園（近隣公園）	早田	S40	有料公園施設（運動施設）	○	35.6	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	野一色テニスコート（4面）	野一色公園（地区公園）	長森北	S35	有料公園施設（運動施設）	○	10.85	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	境川緑道公園テニスコート（5面）	境川緑道公園（広域公園）	柳津	H9	有料公園施設（運動施設）	○	11.04	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	木ノ下テニスコート（7面）	木ノ下公園（近隣公園）	梅林	S48	有料公園施設（運動施設）	○	38.6	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	厚八テニスコート（2面）	厚八運動場	厚見	S59	屋外体育施設	－	－	市民スポーツ課	有料	予約システム	市民スポーツ課
	加納公園テニスコート（2面）	加納公園（地区公園）	加納	H26	有料公園施設（運動施設）	○	5.91	公園整備課	有料	予約システム	公園整備課
	加納テニスコート（1面）	加納公園（地区公園）	加納	S42	公園施設（運動施設）	○	5.91	公園整備課	無料	加納公園管理事務所	公園整備課
	天満テニスコート（1面）	清水緑地（広域公園）	加納	S25	公園施設（運動施設）	×	－	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	大縄場テニスコート（1面）	忠節橋下流広場	明郷	H7	なし	×（ゲートボール場として記載）	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	長良川テニスコート（2面）	長良川公園（広域公園）	長良西	S49	公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	溝口テニスコート（2面）	溝口公園（未決定・地区公園）	三輪南	S51	公園施設（運動施設）	○	19.5	公園整備課	無料	岐阜市民総合体育館	市民スポーツ課
	板屋テニスコート（3面）	なし	木田	S58	なし	－	－	環境施設課	無料	北部体育館	市民スポーツ課
	島中央テニスコート（1面）	島中央公園（近隣公園）	城西	S62	公園施設（運動施設）	○	記載なし	公園整備課	無料	北部体育館	市民スポーツ課
	鳥羽川テニスコート（2面）	鳥羽川緑地（未決定・風致公園）	鷺山	S57	公園施設（運動施設）	○	12	公園整備課	無料	北部体育館	市民スポーツ課

※1 ラグビー場であるが、市のホームページには掲載されていない。

スポーツ施設（市がホームページでスポーツ施設としているものにラグビー場を加えたもの）一覧表②

種類	名称	利用料	利用件数 ※1																					利用団体・ 個人の数 ※4		
			年間																			月平均 ※3				
			優先貸付団体																				実数※2			
			岐阜市軟式 野球連盟		県南北野球協 会	県シニアソフ トボール連盟	県選層軟式野球連 盟	柳原杯福光 野球リーグ	高校総体推進室	岐阜ミーツィ ングリーグ	新日本ス ポーツ連盟	福富自治会	こぼと第3 幼稚園								合計					
野 球 場																										
	岐阜市民球場	有料																				277				
	ハツ草球場	有料																				226				
	岐阜ファミリーパーク球場	有料																				216				
	溝口第1球場	無料				2					12	2										16	105	8.8		
	日置江球場	無料																				0	29	2.4		
	次木球場	無料												1								1	139	11.6		
	江崎第1球場	無料			24				2													26	67	5.6		
	江崎第2球場	無料	7					7														14	115	9.6		
	江崎第3球場	無料	29					5														34	52	4.3		
ソ フ ト ボ ー ル 場	江崎AB球場	無料	70																			70	16	1.3		
	則松球場	無料	78				16	2		1												97	53	4.4		
				岐阜市ソフト ボール協会	中部ソフト ボール連盟	県シニアソフ トボール連盟	岐阜市身体障害者 福祉協会	岐阜市職員 互助会	三輪南少年野球	市橋体育振興 会	福富自治会	こぼと第3 幼稚園														
	巨島球場	無料			22		1															23	208	17.3		
	溝口第2球場	無料			6	2					2											10	188	15.7		
	中屋球場	無料							69													69	11	0.9		
	次木AB球場	無料		38						1		1										42	77	6.4		
	江崎C球場	無料																				0	44	3.7		
	サ ッ カ ー 場								岐阜地区社会人 サッカー	鏡島まちづく り協議会																
		岐阜ファミリーパークサッカー・ラグビー場	有料																				109			
鏡島サッカー場（A）		無料																				0	132	11.0		
鏡島サッカー場（B）		無料							47	2												49	69	5.8		
日野サッカー場		無料																				不明		不明		
日置江サッカー場		無料																				不明		不明		
運 動 場	伊自良川サッカー場	無料																				不明		不明		
	島大橋河川公園ラグビー場	不明																				不明		不明		
テ ニ ス コ ー ト																										
	岐阜ファミリーパークテニスコート（10面）	有料																					3544			
	早田テニスコート（4面）	有料																					3727			
	野一色テニスコート（4面）	有料																					3178			
	境川緑道公園テニスコート（5面）	有料																					2771			
	木ノ下テニスコート（7面）	有料																					3189			
	厚八テニスコート（2面）	有料																					※5			
	加納公園テニスコート（2面）	有料																					1520			
	加納テニスコート（1面）	無料																					0		0.0	
	天満テニスコート（1面）	無料																					0	444	37.0	57
	大縄場テニスコート（1面）	無料																					0	0	0.0	0
	長良川テニスコート（2面）	無料																					0	46	1.9	19
	溝口テニスコート（2面）	無料																					0	30	1.3	8
	板屋テニスコート（3面）	無料																					0	1326	36.8	146
	島中央テニスコート（1面）	無料																					0	747	62.3	76
	鳥羽川テニスコート（2面）	無料																					0	95	4.0	50

※1 利用件数は、利用した数の合計（令和元年度）である。

※2 有料施設は、優先貸付団体も含む件数である。無料施設は、優先貸付団体の件数を除いた件数である。

※3 無料施設について、優先貸付団体の件数を除いた件数の月平均である。テニスコートは1面当たりの件数である。

※4 無料施設について、優先貸付団体を除き、同一名称の団体・同一名字の個人を1とした数の合計（令和元年度）である。野球場・ソフトボール場、サッカー場は、同一名称の団体や同一名字の個人が各々の施設を利用しているため、一括の数とした。運動場のカッコ内の数字は、野球場・ソフトボール場・サッカー場を利用していない団体・個人の数である。

※5 厚八運動場に含まれる。